ISSN 0289-4874

奈良史学

第 33 号

論考

中世「四条河原」再考　下坂　守　1

一九世紀京都近郊の神社と神人　村上　紀夫　24
——日向神明社にみる——

「魏晋洛陽城研究序説」補遺　田中　一輝　48

調査報告

2014年度奈良県山辺郡山添村毛原地区の調査概要　河内　将芳　67

学界動向

近年の我が国のズィンミー研究の動向　上継　登　104(1)
——初期イスラーム時代を中心に——

会報　73

受贈雑誌及び図書　81

2016

奈良大学史学会

中世「四条河原」再考

下坂守

はじめに

かつて中世の京都「四条河原」に関して河原者の居住地区「余部（天部）」を中心にその様態を検証したことがある。[1]そこでは河原者の居住地「余部」を四条河原の一部と措定して考察をおこない、彼らの生活がいかなるものであったかを、絵画史料をも用いてさまざまな観点からあきらかにした。これにより中世の四条河原がいかなる状況にあったかが不十分ながら確認できたものと考える。

しかし、本来の「河原」が「川辺の、水がなくて砂石の多い所。川沿いの平地」（『広辞苑』）であったすれば、余部の集落はその発生当初より、堤によって「河原」とは画されたところにあり、[2]その意味では本来の「河原」ではなかった。

おもえば鴨川が氾濫したとき、すぐに流路となってしまう「河原」において、人びとが日々の生活を営むことは不可能だったはずである。むろん余部の集落が鴨川が氾濫したときに最初に被害をこうむらなければならないという苛酷な環境下にあったことはまちがいない。とはいえ、前稿で確認したように、河原者はこの集落で青屋を営むなど、彼らなりに安定した日々の生活を送っていた。それは余部の集落が本来の「河原」に所在していなかったからこそ可能であったものと考えられる。では、余部の集落の外に拡がっていた鴨川本来の「河原」とは、どのようなものだったのであろうか。

京都の東山の景観が、祇園社に対する人々の信仰のあり

かたの変化にともない、劇的な変貌を遂げるのは、十六世紀後半から十七世紀初めにかけてことである。その意味するところについてはすでに別稿で述べた通りであるが、[3]この変化は十七世紀半ばまで続く。

そのもっとも代表的なできごとが、鴨川の「河原」における興行地「四条河原」の出現であり、その「京四条芝居」（『京都御役所向大概覚書』）への移転であった。[4]これらの舞台となったのは、すべてかつては祇園社の境内として存在した鴨川の「河原」である。

中世まで祇園社は四条橋西詰めに建つ鳥居をもって西の結界としており、それから東が同社の境内となっていた。[5]興行地「四条河原」「京四条芝居」は、その祇園社境内の「河原」に現出したのである。

それがたとえ「河原」であったとしても、祇園社の境内が遊興の巷と化そうとは、誰が想像したであろうか。祇園社において中世という時代が完全に終わったことを告げるできごとであったといわなければならない。このような鴨川四条の「河原」における激しい変化は何によってもたらされたのであろうか。

本稿の目的は、これらいくつかの疑問に答えるための基礎作業として、中世以前の鴨川四条の「河原」の状況をあきらかにすることにある。

鴨川四条の「河原」が中世・近世を通じてどのような広がりをもち、誰の領有下にあったのかといったことについては、これまでほとんどわかっていない。しかし、それらを知ることなくして、十六世紀後半以降、この地で起こった劇的変化の歴史的な意味を理解することはできない。

中世以前、四条の鴨川両岸にどのような領域の「河原」が存在し、またそれを誰が領有していたかを、鴨川の西岸（左岸）ついで東岸（右岸）の順に検証を進めていくこととしたい。

一、西岸（右岸）の河原

①河原の広がり

別稿で詳しく見たように、戦国時代まで鴨川西岸に所在していた河原者の居住地区としての「余部屋敷」が大雲院の寺地となるのは、御土居構築時の天正十九年（一五九一）のことである。その時点での「余部屋敷」の敷地が四条以南・綾小路以北、寺町以東・御土居以西であったことはほぼま

ちがいない。[6] では、「余部屋敷」の敷地の東側（御土居の外、鴨川の西岸）はいかなる状態にあったのであろうか。

この点を考えるにあたり注目されるのが、当該地区において「御土居」が構築されていた場所である。いうまでもなく御土居とは、天正十九年に豊臣秀吉が京都の周囲に築いた「惣構」のことであるが、[7] 高橋学氏によれば、その鴨川沿いの線は、「古代末から中世初頭」に段丘化した「完新世段丘Ⅱ面」と現氾濫原面との境にほぼ一致するという。[8]

これまた先稿で指摘したように、「余部屋敷」の敷地は、平安時代にこの地に所在した崇親院の「所領」の領域、すなわち「四条大路南、六条坊門小路北、鴨河堤西、京極大路東」[9]を継承したものであったと推定される。

では、その東境となっていた「鴨河堤」とは具体的に現在のどこにあたるのか。それは自然的条件を勘案して構築されていたとすれば、当時すでに段丘化が始まっていた後の御土居と同じ場所―「完新世段丘Ⅱ面」と現氾濫原面との境界線―だったのではなかろうか。つまり「余部屋敷」はのちの御土居の線をもって東境とし、文字通りの「河原」はさらにその東に拡がっていたと考えられるのである。

このことを側面からではあるが裏付けてくれる事実も存在する。それは四条を挟んで「余部屋敷」と対峙する形でその北に所在していた金蓮寺（四条道場）の敷地のありようである。

金蓮寺が寺地として「四条以北、錦小路以南、京極以東、至于鴨河」の領域を室町幕府から安堵されるのは、嘉慶元年（一三八七）十月のことである。[10] その主要部分は、かつての釈迦堂の寺地と、延文元年（一三五六）佐々木道誉が同寺に寄進した敷地によって占められていたが、[11] 実はそれ以外にもかの時に同寺が獲得した敷地が存在した。それは「鴨河西岸地」と呼ばれる敷地である。

次に引用したのは、翌嘉慶二年十二月、足利義満が金蓮寺の敷地を安堵した御教書である。[12]

金蓮寺四条道場敷地付釈迦堂等事

右佐渡大夫判官入道々誉就寄進、已令下知訖（御教書案、公験在之）、爰於鴨河西岸地者祇園社執行顕深法印避状（座主妙法院宮出状也）分明、至釈迦堂者自根本無諸寺社末寺之号精舎也、近年及破壊顛倒之間、寄附道場遂功上者、旁以無子細、云彼、云是、金蓮寺沙汰不可有相違之状如件

嘉慶二年十二月廿三日

従一位源朝臣（足利義満）（花押）

これにより前年の嘉慶元年に金蓮寺が得た「四条以北、錦小路以南、京極以東、至于鴨河」という「敷地」が、厳密にいえば、佐々木道誉からの寄進地とかつての釈迦堂の寺地に、祇園社執行顕深が手放した「鴨河西岸地」を加えたものであったことが確認できよう。

そして、その「鴨河西岸地」がいわゆる「河原」であったことは、文中にいう「祇園社執行顕深法印避状」が、次のように記していることからもあきらかである[13]（傍点は下坂。以下、同じ）

四条河原西岸地事、為道場要用上、内々自公方被仰出之間、所進之状、如件

至徳三年六月八日　　権大僧都顕深（宝寿院）（花押）

金蓮寺の敷地には、文字通りの「四条河原」が含まれていたのである。

また、この金蓮寺の敷地となった「四条河原西岸地」が以後も中世を通じて開発されることなく長く「河原」のままの状態で存続していたことは、嘉吉元年（一四四一）九月、嘉吉の変で討ち取られた赤松満祐の首の引き渡しがこの「四条河原」で行われているという事実から確認することができる。

すなわち、『建内記』嘉吉元年九月二十一日条によれば、討伐軍から検非違使への首の受け渡し場所となった「四条河原」は、他ならぬ「四条道場東河原」であったという。至徳三年（一三八六）の「祇園社執行顕深法印避状」にいう「四条河原西岸地」が嘉吉元年の時点でも依然として「河原」として存在していたことをよく示すものといえる。

そして、このように金蓮寺の敷地の東部が「河原」であったとすれば、四条を挟んで同寺の南に位置する「余部屋敷」の東部もまた「河原」であったろうことは容易に推定できよう。そこで便宜上、金蓮寺東の「河原」を「四条河原①」、四条を挟んでその南に所在した「河原」を「四条河原②」と名付け、その位置関係を図式的に示せば、図1のようになる（図中「四条北頬」と注記した部分（点線より下）は、祇園社が参詣道（四条）の一部として至徳三年以降も領有していたと推定される領域を示す。この点についてはのちに改めて説明する）。

では、これら二つの「河原」は誰が領有していたのであろうか。次にこの点について考えていこう。

図1　鴨川西岸の河原（四条河原）

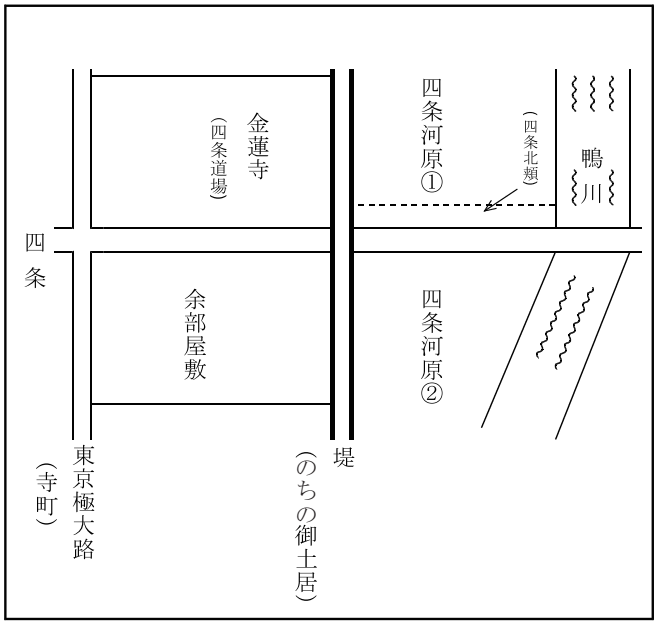

とはすでにみた通りである。では、残るいま一つの鴨川西岸の四条河原②は、誰が領有していたのであろうか。

結論を先取りしていえば、それは祇園社が領有していたものと考えられる。

その理由は、祇園社が延久二年（一〇七〇）以降、図1でいう鴨川西岸の「堤（のちの御土居）」以東をもって境内としていたことにある

祇園社が官より社殿に隣接する地域一帯の「田畠」の領有を認可されたのは延久二年二月のことである。その四至は次のようなものであった。[14]

四至　東限白河山　南限五条以北
　　西限堤　北限三条末以南

この四至が祇園社の四至として長く存在したことは、至徳二年（一三八五）にいたり、官が再度これを執行宝寿院顕深に安堵していることからもあきらかである。[15]

また、この四至のうち「西限堤」の「堤」が鴨川西岸の堤をおいて考えられないことは、東岸には堤は存在しなかったという事実を指摘しておけば充分であろう。

京域を鴨川の水から守るには、西岸に堅牢な堤を築くとともに、溢れ出る水を逃すため東岸全域を遊水地とする

②河原の領有

二つの「河原」のうち四条河原①が至徳三年（一三八六）までは祇園社領、またそれ以降は金蓮寺領となっていたこ

のがもっとも有効な方法であった。すなわち、東岸に堤は必要でなかっただけでなく、それはあってはならないものだったのである。建仁二年（一二〇二）に建仁寺が創建されるまで東岸に堤はまったく存在しなかったものと考えられる。[16] 堤は西岸にしか造られていなかったのである　さらにこの四至にいう「西限堤」の「堤」が、鴨川西岸にあった堤であったことを、より明確な形で裏付けてくれるのが、四条橋西詰めに建つ祇園社の鳥居（大鳥居）である。

この大鳥居がいつ創建されたものかはわからない。しかし、正安元年（一二九九）に製作された「一遍上人絵伝」七にはその姿が描かれており、遅くとも鎌倉時代末には確実に存在していた。また、十六世紀以降に作成された「洛中洛外図屏風」の多くがその姿を描いているところから、[17] 以降、中世を通じて四条橋の西詰めに建ち続けていたことはまちがいない。ちなみに同鳥居が天文十三年（一五四四）七月の大洪水で流失し、以後二度と再建されなかったことはよく知られている通りである。[18]

ただ、これほどその存在が確かな大鳥居であるにもかかわらず、それが具体的にどこに建っていたかについては、これまでまったく考証されたことはない。この大鳥居はどこに建っていたのであろうか。

図2は時代ははるかに下るが十七世紀半ばの寛文の頃に祇園社が作成した「四条通大和大路寺町間絵図」（部分）である。[19] 参考として近辺の状況を同様に図示する寛永十四年（一六三七）作成の宮内庁書陵部蔵「洛中絵図」の当該地区の図像（図3）をあげておいた（両図ともに図中の×印は下坂）。図2で注目すべきは、いうまでもなく四条と「洛中惣構土居」の交叉するところにその柱の位置を示す○印とともに「祇園社鳥居」という注記が施されていることである。これによれば、大鳥居は四条が御土居と交わるあたりに建っていたことになる。

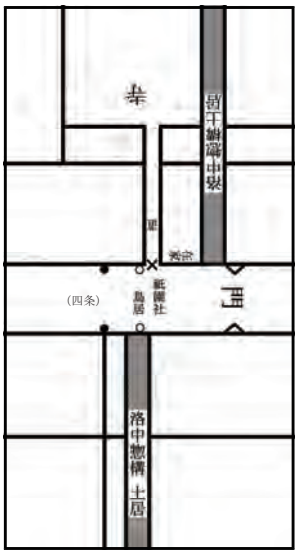

図2　四条通大和大路寺町間絵図（部分）

図3　洛中絵図（部分）

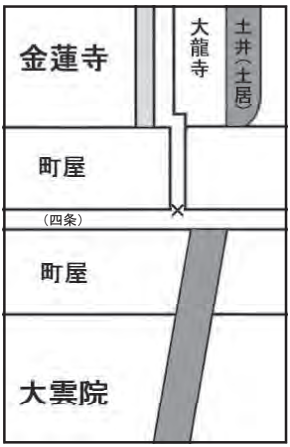

いっぽう延宝（一六七三～八一）頃に祇園社において作られた「感神院鳥居幷額之記」なる記録は、同鳥居の所在地を「其ノ第一ハ在二四条、今ノ之大龍寺門辺一」と記す。[20] ここにいう「大龍寺」は裏寺町に所在した浄土宗寺院で、その寺地が図2では「寺」の文字（図中では天地が逆さまに記されている）の辺りにあたることは、図3に描かれた「大龍寺」の場所と対比すれば容易に了解できよう。

また、近代の史料となるが、『京都坊目誌』下京第六学区之部は大龍寺の「寺門」の位置については、「寺門南面す（四条通に向ふ）」と記録する。[21] これは図2・3でいえば、やはり×印の地点となる。

これらの点から「四条通大和大路寺町間絵図」の図示する地点は正確で、大鳥居はまさしく図中の×印の地点（四条と「洛中惣構　土居」の交叉する辺り）に建っていたとみてよい。

御土居が平安時代の「堤」の位置に造築されたと考えられることは先述した。とすれば、×印の地点は、かつての「堤」と四条が交叉する地点でもあったことになる。

神社において鳥居が広くその神域の結界を示す標識となっていたことは周知の事実である。祇園社の西の結界を示す大鳥居が「堤」のあった地点に建っていたということは、かの地点こそが四条における祇園社の西境であったことを物語っており、四至にいう「西限堤」の「堤」が、やはりまちがいなく鴨川西岸の堤であったことがここからも裏付けられる。

ちなみに至徳三年（一三八六）、顕深が「四条河原西岸地」を金蓮寺に引き渡すにあたり作成した避状には「内々自公方被仰出之間」という文言がみえているが、[22] これは境内の割譲という本来はありえない事態を顕深がなぜ認めざるを得なかったを後代に向けて弁明したものと解される。至徳三年までは鴨川西岸の堤から以東の河原（四条河原①②）

はすべて祇園社の「四至内（境内）」となっていたことを側面からではあるが裏付ける文言といえよう。

以上、本節では、鴨川西岸の四条河原①と四条河原②の二つの「河原」が、延久二年（一〇七〇）以降、至徳三年までは祇園社の境内として存在したこと、また、至徳三年以降は、そのうちの一つ四条河原①が金蓮寺の「敷地」の一部となったことがあきらかとなった。

では、次に鴨川東岸に眼を転じて、中世、そこに拡がっていた「河原」のありようについて検証していくこととしよう。

二、東岸（左岸）の河原

①河原の広がり

前節で触れたように、鴨川東岸は平安時代以来、京域を洪水から守るための遊水地となっており、当然、そこでは「河原」は川の流れに任せて自由な拡がりをみせていたものと推測される。

そのような状況が一変するのは、建仁二年（一二〇二）東岸（四条・五条間）に建仁寺が創建されて以降のことであろう。同寺の伽藍を鴨川の洪水から守るには堤が必要不可欠であり、堤の出現によって東岸の「河原」は明確にその東境を画されることになったと考えられるからである。では、その堤はどこに構築されたのであろうか。

創建当初の建仁寺の四至に関しては『帝王編年記』に「五条以北、鴨河原以東」と見えるだけで[23]、北と東の境はわからない。ただ、年代記とはいえ、『帝王編年記』のこの記載は、充分に信用できる。特に建仁寺が西の境界を「鴨河原」としていたことは、後述するように、同寺がのちにその領有をめぐり祇園社と長く争っているという事実からも裏付けられる。しかし、建仁寺の伽藍が「鴨河原」と同じ地平面に営まれるはずはなく、当然それは「鴨河原」とは一線を画し、それよりも高いところに造築されたとみなければならない。

時代ははるかに下るが、寛文十一年（一六七一）以前、建仁寺では大和大路をもってその西境としている[24]。

大和大路は「鴨河原」の東を南北に走る道であり、むろんその地平面は「鴨河原」よりは、はるかに高い[25]。十七世紀後半の絵図を見ると、大和大路の西頬には町屋（建仁寺町）が連なり、町屋の裏手は藪地となっている。その藪地

について『境内並近隣之古記』（11条）は、「今銘々持居候屋敷裏之藪ハ河除ニ而有之、少土手之如ニ高く有之候」と伝える。[26]

この「土手」がいつ構築されたかは定かではない。ただ大和大路に沿う「土手」であることからすれば、同大路と同様、建仁寺の創建時から存在した可能性が高い。つまり、大和大路の西を走るこの「土手」こそが、建仁寺の伽藍を鴨川の氾濫から守るために作られた堤（土手）であったと考えられるのであり、この点で十七世紀後半の絵図が描く当該地区の景観は、中世以前の鴨川東岸の護岸のありようをそれなりによく伝えているともいえよう。[27]

推論の積み重ねとなってしまった観がないでもないが、四条・五条迄では、建仁寺の創建とともに大和大路の西に堤が造築され、以降、鴨川東岸の「河原」は、その堤を東境として存在していたことが不十分ながらあきらかとなった。

江戸幕府がその鴨川東岸の「河原」を建仁寺から取り上げ、堤の西にあらたな石垣の堤を構築するのは、寛文十一年（一六七一）のことである。[28] それまでは鴨川東岸には、中世以来ほとんどかわらぬ「河原」の風景が拡がっていたとみてよい。

では、中世、四条より南の「河原」が上述のようなものであったとすれば、四条より北の東岸の「河原」はどのような状況にあったのであろうか。

三条・四条間の東岸には、中世を通じて建仁寺のような大規模な寺院は建立されず、したがって伽藍を洪水から守るための堤は構築されていない。また、この区間の鴨川の流路はほぼ一直線であり、白川が鴨川に流れ込む地点（四条から約一五〇メートル北）より北には、大きな「河原」は出現しなかったと推定される。ただ、かの地点より南には、白川から常に大量の土砂が供給されており、古くから四条以南にまで連なる「河原」が形成されていた。中世以前、鴨川四条の東岸に拡がっていたであろうそのような「河原」の状況を概念図と示せば図4のようになる。

図4では当該地区の「河原」を「祇園河原」と表記したが、これは少なくとも寛永（一六二四～四四）以降は、当該地区が西岸の「四条河原」と分けて、そう呼ばれていたことによる。たとえば寛永十三年（一六三六）十一月二日「林廻衆評儀記録写」）は、祇園河原①に所在した河原を「祇園之河原之道之北之傍と大和おほち（大路）の西之ツラ（堀）との

かう所」と表記する(29)。また同じ「河原」を「祇園社林廻幷在所中諸事ニ付評儀之事覚条々帳」（八坂神社蔵）は「境内やまと（大和）大路の西ノつら（頬）四条通ノ川原」と記しており(30)、祇園河原①が「祇園河原」と呼ばれていたことわかる。

このように鴨川東岸の「河原」を「祇園河原」と呼ぶことは、祇園社内だけでなく広く一般にも行われており、元和四年（一六一八）から寛永九年（一六三二）にかけて能や舞の鑑賞のためにしばしば鴨川河原の興行地（芝居地）を訪れた豊国神社神宮寺別当の神龍院梵舜（一五五三～一六三二）は、その鑑賞場所を明確に「四条河原」と「祇園河原」に分けて日記『舜旧記』に書き付けている(31)。

なお、図4で、「祇園河原②」に「建仁寺河原」なる呼称を併記したのは、大永六年（一五二六）以降は当該地区が建仁寺領となることによるが、この点については後述する。

また、「大和大路」の上（北）に点線で示した「縄手」は、十六世紀末にこの地に造築された道（堤）を示すが、その築造時期や築造目的についてものちに改めて述べたい。

では、次にこれら鴨川東岸の祇園河原①②が、中世、どのような領有関係下にあったかをみていくこととしよう。

図4　鴨川東岸の河原（祇園河原）

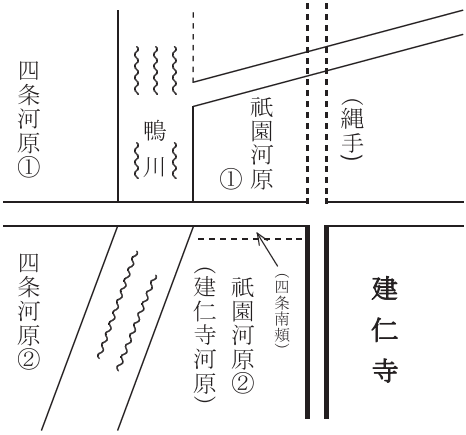

②河原の領有

前節で確認したように、祇園社の境内が鴨川西岸の「堤」をもってその西境としていたことからすれば、鴨川の東岸に所在した祇園河原①②は、延久二年（一〇七〇）以降は当然、同社の一円的な領有下にあったものと考えられる。

しかし、その祇園社による領有は、建仁二年（一二〇二）に「五条以北、鴨河原以東」をもって領域とする建仁寺の出現にともない危機に瀕することとなる。建仁寺が「鴨河原以東」の祇園河原②に関してその領有を主張し始めたからである。

次に引用したのは、康永三年（一三四四）に室町幕府が建仁寺に鴨川東岸の「四条以南五条以北河原田畠」の領有を認めようとしたとき、それを阻止するために祇園社が幕府に提出した訴状である。[32]

感神院所司等申

欲早被申武家、被与奪本奉行□(雅)楽民部大夫□被停止建仁寺無道新儀□(悕)望、任延久官符宣、全社□(家)管領五条以北河原田畠事

副進

一通　延久官符宣案

右当社四至内敷地田畠者

後三条院御宇延久二年、被成下官符宣之以来、社家管領□無相違、就中四条以南五条以北河原田畠者〇為延久以来社恩宛賜非人之間、号犬神人、所相従祭礼以下諸神事也、□五条以北河原田畠〇(俄)号建仁寺領就掠申、武家不及被尋下社家、無下可被打渡寺家(云々)、御沙汰之次第所令迷惑也、所詮早被停止寺家無道悕望、任官符宣之旨、社家管領不可有相違□□為被仰下、所司等勒状、以解

康永三　―

建仁寺が大和大路以東（四条以南）にとどまらず、大和大路以西の「河原田畠」をも「寺領」とし、その領有を主張していたことがわかる。それに対して、祇園社が犬神人への宛行という事実をもって、当該田畠を「当社四至内敷地」と主張していたことは、この訴状に見える通りである。

康永三年の相論では祇園社の訴えが認められたようで、至徳二年（一三八五）には祇園社の執行宝寿院顕深が幕府から「延久官符宣」の四至を安堵されている。[33]また、永享九年（一四三七）、坂者（非人）の間で「祇園(園)社領之内四条五条間河原畠」の耕作をめぐる争いがあった時には、幕府は関係する文書（支証）の有無を宝寿院顕縁（顕深の後継者）問い合わせている。[34]祇園社は康永三年以降も「四条五条間河原畠」を「社領」として保持していたとみてよい。

しかし、それも大永六年（一五二六）八月をもって終わりを告げる。次に引用したのは、同月十七日に室町幕府が建

仁寺の雑掌宛てに発した奉行人連署奉書(案)である。[35]

建仁寺西門前四条・五条間（河原面、自河以東、但事）、為寺家封彊之処、去応仁一乱以来、坂者令自専云々、如元寺家可為進止之由、所被仰下也、仍執達如件

大永六年八月十七日　　前近江守（在判）

散　位（在判）

当寺雑掌

幕府が鴨川以東に所在する「四条・五条間」の「河原面」の領有をすべて建仁寺に「寺家封彊」として認めたことが知られよう。大永六年八月を境に、祇園社が延久二年（一〇七〇）以来、「四至内敷地」「境内」として領有してきた鴨川東岸の祇園河原②は同社の手を離れ、建仁寺の「封彊」となる。

ただ、ここで留意されなければならないのは、祇園河原②うち「四条南頬」（図4）に関しては、大永六年以降も祇園社が領有し続けているという点である。

図5として掲げたのは、明暦三年（一六五七）三月に祇園社が京都代官奉行五味豊直に提出した「祇園社地蔵講芝居茶屋地争論絵図」である[36]祇園社ではこれ以前より祇園村（地蔵講中）と、四条以北の鴨川東岸に所在する「河原」の領有権をめぐり争論を展開していたが、この絵図は祇園社がその争論に勝訴したときに作成したものである。本絵図では当該地（四条南頬）を四区画に分けそれぞれに「（祇園）社領」という注記を施している。

祇園河原②が建仁寺領（建仁寺河原）となってのちも、「四条南頬」だけは、祇園社が領有し続けていたことを示すも

図5「祇園社地蔵講芝居茶屋地争論絵図」

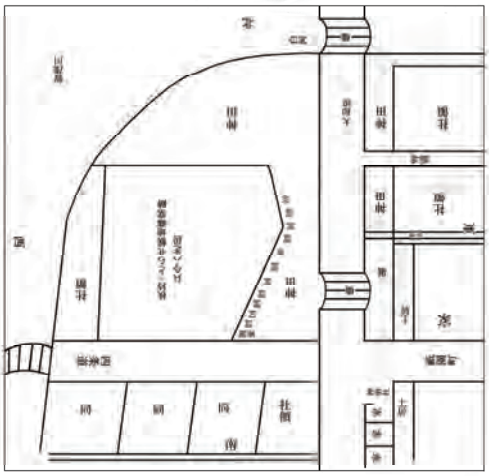

のといえよう。

また、この点に関しては建仁寺も認めていたことは、同寺の記録「境内並近隣之古記」が、「橋詰ゟ南へ拾壱間、或十間壱尺過候而建仁(寺)領也」と記しているところからもあきらかである。[37] 建仁寺の「封彊」が、北では四条（道）までは達することなく、「四条南頬」の南で終わっていたことがわかる。祇園河原①のうち「四条南頬」の区画だけは、大永六年以降も祇薗社領として存続していたのである。

このように祇園河原町②でかの区画だけが祇園社領として残されたのは、四条が同社への参詣道だったからであろう。参詣道の両頬は、基本的に参詣対象の寺社が領有するという暗黙の了解があったにちがいない。

そして、とすれば、鴨河西岸の四条河原①においても「四条北頬」（図1）が至徳三年（一三八六）以降、祇園社領として存続していたであろうことは容易に推察できよう。時代は下るが、万治・寛文頃の「四条河原」の状況を描いた絵図がいずれも、かの地を「（祇園社）社領」としているのは、まさにそのことを裏付けるものといえる。[38]

以上、中世における鴨川東岸の状況が不十分ながらあきらかになったものと考える。

最後に先に図4で示しておいた「縄手」の造築時期と造築目的について考察しておきたい。

三、縄手の構築

「縄手」は十六世紀末以降の鴨川東岸の変貌の歴史的な意味を考えるにあたり、きわめて重要な意味を持つと思われる道（堤）であるにもかかわらず、これまでその造築の目的や時期はまったくわかっていない。

そこでまず縄手が構築された時期から検証していくと、万治二年（一六五九）、祇園社執行宝寿院祐満が京都町奉行に提出した訴状には、次のような一カ条が見える。[39]

一、毎年祇園御神事之砌、四方ニ御榊ヲ立申候、東ハ山境、西ハ寺町、南ハ五条、北ハ三条にて御座候、旧記ニ有之昔の堤と申ハ、東洞院通ニ有之、信長公御時迄此堤有之ト聞申候、其後秀吉公之御時、寺町辺ニ又堤、惣構ヲ被成候由、先祖申伝候、其後三条縄手出来仕候、此縄手ハ六十年之内外之事ニ御座候間、自然覚たる仁可有之候、

祐満のいう「東洞院通」に築かれていた「堤」とは戦国

時代に下京を取り囲んでいた町の「惣構」の土居を指す。[40] 古くはその土居が鴨川西岸の「堤」となっていたというのである。かの時代の鴨川堤の状況を伝えて興味深い内容であるが、それはともかく、この一カ条でなによりも注目されるのは、後半部の「其後三条縄手出来仕候、此縄手ハ六十年之内外之事ニ御座候」という記述である。これによって、「縄手」の構築が天正十九年の「惣構（御土居）」の構築以後、年次でいえば慶長四年（一五九九）前後の頃であったことが判明する。ただ、「三条縄手」の構築時期に関しては、文禄四年（一五九五）であったかともおもわれる史料も残されており、[41] ここではそれが十六世紀末の文禄・慶長の頃であったろうことだけを指摘しておきたい。

次に「縄手」の様態であるが、慶長・元和の頃の景観を描く「洛中洛外図屏風」のほとんどは、その姿を鴨川東岸（三条・四条間）を走る堤上の道として表現する。[42] 写真1として掲げたのは、そのなかの一つで慶長年間の「縄手」の姿を描く出光美術館本「洛中洛外図屏風」である。「縄手」が鴨川東岸の道であるとともに、堤としても造築されていたことをよく示すものといえる。「縄手」は三条と四条を結ぶ堤上の道だったのである。では、この堤道はいかなる

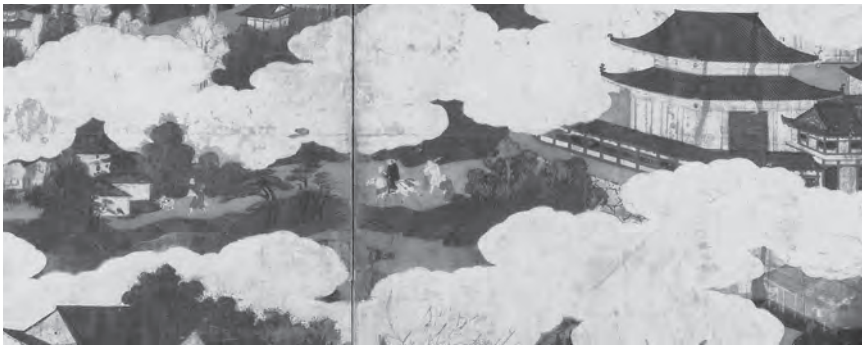

写真1　洛中洛外図屏風（出光美術館蔵）

目的で造築されたのであろうか。

その目的の一つが鴨川東岸の護岸にあったであろうことは容易に推測できる。しかし、主たる目的はそれではなく、三条と四条を直接結ぶことにあったのではなかろうか。

先に触れたように、これ以前、鴨川東岸の三条・四条間に整った道はなく、天正十九年（一五九一）に御土居が構築されてのち、鴨川東岸の三条から伏見に行こうとすれば、いったん三条大橋を渡って洛中に入り、洛中から五条大橋を渡って伏見街道に出るしか方法はなかった。それが「縄手」の出現によって、鴨川東岸の三条からは大和大路経由で一直線に伏見にまでいたることが可能となったのである。これによって人と物の流れが格段によくなったであろうことは想像するに難くない。

ちなみに元和年間（一六一五～二四）には、「縄手」と大和大路は合わせて「大和堤」と呼ばれている。[43] この道が一本の堤の道として人びとに認識されていたことを示すものといえる。なお、「縄手」が堤となったのは、湿潤な東岸の鴨川べりに道を通すには土盛りをするしか方法がなったからであろう。

「縄手」の構築によってその東を画された祇園河原①が

白川から流れ込む土砂によって西へと拡がっていったことは、これまた上河原家伝来の万治・寛文頃の「四条河原」を描くいくつかの絵図によって確認できる。

先にあげた明暦三年（一六五七）の「祇園社地蔵講芝居茶屋地争論絵図」（図5）でも、「縄手」の西、四条以北の鴨川東岸には、大きな祇園河原①が拡がっている。「縄手」を東境とするこの「河原」に祇園社の「神田」「社領」が開かれ、「地蔵堂跡」が存在していたことは、同図が詳しく描く通りである。

むすび

本稿で中世以前の鴨川の「四条河原」についてあきらかとなった点と、残された課題を整理し「むすび」としたい。最初に本稿で確認できた事実を改めて確認すれば次のようになろう

中世、鴨川四条には西岸の「堤」（のちの御土居）以東に、四条河原①②、祇園河原①②の四つの「河原」が所在した。その拡がりは西は「堤」をもって境としていたが、東は遊水地となっていたため建仁二年（一二〇二）までは定まった境はなかった。建仁二年以降、大和大路の西に土手が築造されると、それが祇園河原②の東境となる。しかし、祇園河原①には、その後も明確な東境は存在せず、それが現出するのは文禄・慶長頃の縄手構築以降のことなる。

これら四つの「河原」は、延久二年（一〇七〇）以後は南北朝時代末まで、すべて祇園社の「四至」内（境内）として存在した。しかし、至徳三年（一三八六）に四条河原①が金蓮寺（四条道場）の「敷地」に、また、大永六年（一五二六）に祇園河原②が建仁寺の「封彊」となり、祇園社に残される「河原」は、四条河原②、祇園河原①の二つだけとなる。ただ四条河原①、祇園河原②の四条の頬面に関しては、祇園社が同社への参詣道としてその領有権を一貫して保持した。

以上、十六世紀後半に劇的変化が起こる前の鴨川四条の拡がりとその領有関係がいかなるものであったかが、不十分ながらあきらかになったものと考える。

中世、寺社（祇園社、金蓮寺、建仁寺）境内（「四至」「敷地」「封彊」）の「河原田畠」として存在したこれらの「河原」が、[44] 近世になると、どのような歴史的な経緯のもとに、興行地「四条河原」となり「京四条芝居」の地となっていっ

たかが、次なる検討課題となるが、それについては稿を改めて論じたい。

最後にその考察にあたり欠かせないものの一つとして、鴨川の治水事業における公権（朝廷・幕府）と私権（寺社）の並存をどう評価するかという視点があることだけを指摘しておきたい。

建仁寺では寛文九年（一六六九）まで年に一度、四条・五条間の鴨川の「川除」を一山を総動員して実施している。[45] いうまでもなく「川除」とは「堤防を堅固にし、河水をせきとめること」（『広辞苑』）をいう。これまた十七世紀半ばの事例となるが、上流の下鴨神社でも承応二年（一六五三）四月、その境内の賀茂川両岸の「川除」を一社として実行している。[46] 祇園社・金蓮寺でも事情は同じで、中世、境内「河原」の「川除」は、寺社の義務となっていた。

鴨川において江戸幕府が本格的な治水事業に乗り出すのは寛文九年以降のことであり、[47] それまでは鴨川の「河原」の治水は、基本的に寺社の手に委ねられていたのである。

ただ、そのいっぽう本稿でも見たように、十六世紀後半より公権力（豊臣政権・江戸幕府）は、天正十九年（一五九一）の御土居、慶長・文禄頃の縄手（堤）、寛文十一年（一六七一）の新堤と、あいついで鴨川に堤を築造する。このような公権力による大規模な築堤と、それまで寺社（私権）が実施してきた孤立分散的な「川除」とは、どのような関係にあったのか。鴨川の治水をめぐる両者の関係の推移こそが、十六世紀後半以降に惹起する「四条河原」の劇的変化の歴史的意味を解く重要な鍵の一つになるものと考えられる。

註

（1）拙稿「中世「四条河原」考」（拙著『中世寺院社会と民衆』思文閣出版、二〇一四年）。ここでいう「四条河原」とは平安京の「四条大路」が東へと京域外に延びて鴨川と交叉するあたりに拡がっていた西岸の河原をいう（後述するように東岸の河原は「祇園河原」と呼ばれた）。平安京では「四条大路」は、「東京極大路」で終わっており、さらにその東に延びる道を「四条大路」と呼ぶことはむろんできない。ただ、古くよりこの道は「四条」と呼ばれており（後掲の延久二年（一〇七〇）二月二日付け「太政官符」でも京域外に延びた三条大路・五条大路からの道を「北限三条末以南」「南限五条以北」のように表記する）、本稿でも「東京極以東」に延びる道を「四条」と表記することとした。

（2）天正十九年（一五九一）に大雲院の敷地となった「余部敷

地」が御土居の内側（西側）にあったことは、前掲註（1）拙稿所載の図1参照。なお、かつて鴨川の西岸、四条の南に所在した余部が決して荒涼とした河原に所在する集落ではなかったことは、歴博甲本「洛中洛外図屏風」をはじめとするいくたの絵画史料が描く同集落のありようからも見て取れる（前掲註（1）拙稿参照）。

平成二十六年（二〇一四）七月、かつての余部の敷地内から古銭四万枚が入った備前焼の壺が発掘された（同月八日付「京都新聞」）。余部の河原者が地中に埋めた銭壺と推定され、彼らの生活が経済的にもそれなりに安定したものであったことをうかがわせるものといえよう。なお、壺の中の銭は、動物の皮のさし緡（銭穴に通す紐）で括られていた。

（3）拙稿「中世京都・東山の風景」（註1拙著所収）。

（4）興行地としての「四条河原」から「京四条芝居」への展開については、「かぶきの誕生」（京都市編『京都の歴史』四、學藝書林、一九六九年）「芝居と遊里」（京都市編『京都の歴史』五、學藝書林、一九七二年）、守屋毅「芝居と遊里」「初期歌舞伎の近世」（同氏著『近世芸能興行史の研究』弘文堂、一九八五年）参照。ただ、これら先行研究においても「四条河原」の具体的な広がりやその領有関係についてはまったく触れられていない。

（5）祇園社の大鳥居に関しては、前稿註（3）拙稿参照。

（6）前掲註1拙稿参照。前稿では、集落の移転時期を近世の天部村の由緒書にもとづき、天正十五年（一五八七）とした。しかし、その移転先となった田畠地をそれまで領有していた祇園社では、それを天正十九年（一五九一）のできごとであったと伝える（「祇園社本縁雑録」）。

天正十九年之比（ころ）か。この外あまへ屋敷、御地広サ百間ニ九十間也、祇園境内へ替遷也。昔之あまへ屋敷ハ京極四条下ル大雲院屋敷ノ程云々

この記録の信憑性は高く、前稿で引用した大雲院伝来の天正十九年八月二日付「前田玄以下知状」と合わせ考えれば、その移転時期は天正十九年であったするのが妥当であろう。前稿を訂正する。

（7）御土居に関する最新の研究としては、中村武生「豊臣政権の京都都市改造」（日本史研究会編『豊臣秀吉と京都 聚楽第・御土居と伏見城』二〇〇一年、文理閣）がある。

（8）高橋学「鴨川流域における地形環境の変遷と開発」（平成8・9年度文部省科学研究費補助金報告書、研究代表者吉越昭久「河川景観とイメージの形成に関する歴史地理学的研究」、一九九八年）。この段丘の鎌倉時代の状況は「一遍上人絵伝」七にリアルに描かれる（後掲註（18）参照）。

（9）昌泰四年（九〇一）四月五日付「太政官符」（『類聚三代格』所収。この「太政官符」に引用される「崇親院解」は、同院の田地の所在地について「而件院田在堤西、去堤五六段」と記す。これによれば、同院の田地は「堤」から五、六十メートルも離れていたことになる。

（10）嘉慶元年十月二十五日付「斯波義将下知状」（阿部征寛編「京都四条道場金蓮寺文書」二〇号〔『庶民信仰の源流―時宗と遊行聖』名著出版、一九八二年〕所収。以下『金蓮寺文書』と表記する）

（11）延文元年八月十八日付「足利義詮御教書」『金蓮寺文書』九号、同月二十三日付「佐々木道誉寄進状（『金蓮寺文書』一〇号）。）

（12）嘉慶二年十二月二十三日付「足利義満御教書」（『金蓮寺文書』二一号）

（13）至徳三年六月八日付「宝寿院顕深避状」（『金蓮寺文書』一八号）

（14）延久二年二月二十日付「太政官符」（『増補八坂神社文書』一号）

（15）至徳二年十一月二十七日付「官宣旨」（『増補八坂神社文書』四五号）

（16）建仁寺の四至については、『帝王編年記』建仁二年（一二〇二）条が唯一「五条以北、鴨河原以東」と伝える。

（17）戦国時代の京都を描いた歴博甲本、東博模本、歴博乙本は上杉本を除きすべて、祇園会の神幸の風景とともに四条橋西詰めの鳥居を描く。なお鎌倉時代の「一遍上人絵伝」七が描く大鳥居は鴨川の流水面からかなり高い所に建ち、その北には深い河岸段丘が連なる。また段丘下の河原には耕作地が見える。前掲註（1）拙稿ならびに前掲（3）（17）参照。

（18）天文十三年（一五四四）七月、京都を襲った大洪水によってこの鳥居が流された時、公家の山科言継はその日記『言継卿記』天文十三年七月九日条に「四条大鳥居流失」と記す。また『厳助大僧正記』も同じできごとを「祇園大鳥井流失」（同日条）と記録している。前掲註（3）拙稿参照。

（19）「上河原家文書」。上河原家は十七世紀初めより祇園社執行宝寿院のもとで「社代職」を世襲した家で、同家には本絵図のほか、何点かの「四条河原」とその周辺を描いた絵図が伝来する。それら絵図については別稿での検討を予定している。

（20）大龍寺は天正十九年（一五九一）の寺町の造成とともに、四条の御土居西に移転してきた寺院である。昭和五十一年（一九七六）に京都市右京区梅ヶ畑高鼻に移転し（『京都坊目誌』下京第六学区之部）、その跡は現在、商業地となっている。

（21）四条通りに北から突きあたる道は「裏寺町通」で、×の地点は、現在の地名表示でいえば、「四条・裏寺町」となる。

（22）前掲註（13）史料。

（23）前掲註（16）参照。

（24）拙稿「霊洞院蔵「境内並近隣之古記」（『学叢』三七号、京都国立博物館、二〇一五年）参照。

（25）「大和大路」について、『日本歴史地名大系27京都市の地名』（平凡社、一九七九年）は次のように解説する。

広義の大和大路は、三つの部分よりなり、三条・四条通間を縄手通、四条・五条間を建仁寺町通、五条通以

南を大仏仁王門通と称し、狭義には三条・四条通間（いわゆる縄手通）のみをさした。現在は、四条通を境に以北を縄手通、以南を大和大路通とよぶ。

本稿では、現在の呼称に準拠し、四条・五条間を「大和大路」、それより北の三条・四条間を「縄手」と表記することとした。

なお、この縄手が文禄から慶長初年頃に造築されたあたらしい道（堤）であることについては後述する。

(26) 前掲註（24）拙稿参照。

(27) 前掲註（24）拙稿参照。建仁寺町の背後に連なるこの藪地が開発され柳町が出現するのは、享保十五年（一七三〇）のことである（日向進・小出祐子「近世における建仁寺門前地区の開発―一八世紀の新地開発―」〔科学研究費補助金研究成果報告書『近世東山の景観構成諸要素に関する文献的研究』研究代表者永井規男、一九九九年〕所収）参照[1]。

(28) 前掲註（24）拙稿参照

(29) 『新編八坂神社文書』一五四号。

(30) 「祇園社林廻并在所中諸事ニ付評儀之事覚条々帳」寛永元年十二月十日条。

(31) 『舜旧記』には、「四条河原」「祇園河原」で興行された能・舞に関する記載が、元和四年（一六一八）から寛永九年（一六三二）の間で二十四件確認できる。それらを一覧にすると、表1のようになる。興行地を「祇園河原」「祇園之河原」とする記載は八件を数えるが、このうち慶長八年（一六〇三）八月の金剛大夫による勧進能は、前年に御土居によって閉じられていた四条の東行きが再び開通したことを受けて、祇園社が勧進によって四条橋を架けたとき興行されたものである。「祇園本縁雑実記」（八坂神社蔵）はそのこと

表1　『舜旧記』に見る「四条河原」と「祇園河原」

年　月　日	興行場所	芸能と演者
慶長３月４月11日	祇　園	能　下京衆長谷川宗仁
慶長８年３月1日	三条橋	能　梅若大夫
慶長８年８月21日	祇園社	勧進能（四条橋架橋）　金剛大夫
元和４年２月２日	四条河原	能　日吉大夫
元和４年閏３月２日	祇園河原	勧進　舞
元和５年１月27日	四条河原	能
元和６年８月22日	四条河原	勧進女舞　春大夫
元和６年９月５日	四条河原	勧進能　女大夫
元和８年２月８日	四条河原	勧進能　女大夫（右京）
元和８年３月10日	四条河原	女能
元和８年９月２日	四条河原	勧進能　女能
元和９年３月２日	四条河原	女能
元和９年９月２日	四条河原	女勧進能
元和10年１月９日	祇園之河原	アヤツリ（酒伝童子）
寛永１年２月18日	祇園河原	勧進之女能
寛永５年２月２日	四　条	勧進舞
寛永５年２月５日	四条河原	能
寛永５年８月30日	祇園之河原	勧進舞
寛永６年１月24日	四条河原	能　上林大夫
寛永６年４月22日	祇園之河原	能　大坂大夫
寛永６年９月12日	祇園河原	勧進能
寛永７年１月29日	祇園河原	能女大夫（上林）
寛永７年４月26日	四条河原	女能
寛永８年１月26日	四条河原	女能
寛永８年４月16日	四条河原	女能
寛永９年４月９日	祇園河原	能　右馬助
同　上	四条河原	勧進能　右馬助大夫

を次のようにつたえる。

同八年八月、当社拝殿ニテ法楽之能、両日有、金剛大夫也、初日ワキ能ハ絵馬也

此時ノ金剛大夫ハ北七大夫支也、金剛大夫ニ男子ナキ故、北七太夫ヲ婿ニ取テ、金剛之家ヲ預ケ、須臾ノ程、七大夫ヲ金剛大夫ト申セシ由也、此度ノ能ハ去年四条ノ口ノ通ヲ開タルニ依テ、四条大橋ヲ渡ス、其橋供養ナリ、其能ノ後、当所之地下人等橋ノ辺ニテ供養ノ六斎念仏セシト也

(32) 康永三年付「感神院所司等申状案」(『八坂神社文書』一三三号)。

(33) 前掲註(15)史料。

(34) 「祇園執行顕縁請文案」(早稲田大学図書館所蔵「祇園社文書」一七六号〔早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵文書』吉川弘文館、一九七八年〕)。

(35) 「正伝永源院文書」。

(36) 「上河原家文書」。本絵図には、次のような明徳三年(一三九二)三月二十一日付の裏書がある。

明徳三(壬申)歳三月廿一日

備前守殿へ指上ケ候絵図也

訴訟に破れた「地蔵講」は同日付けで裁許の遵守を誓った請書を「祇園林ノ衆」宛てに差し出している(『新編八坂神社文書』一六四号)。「地蔵講」とは祇園村の惣堂目病地蔵(仲源寺)を中心に結ばれた講組織をいう。これ以前より地蔵講が祇園社から付与された「地蔵堂跡(地蔵堂の旧敷地)」を所有していたことは絵図に見える通りである。また、「祇園林ノ衆」とは、近世、祇園社において財務運営や門前町の統治にあたった社代・社僧をその構成員とした組織をいう(『新編八坂神社文書』「編集後記」〔下坂執筆〕参照)。この争論についても、別稿で改めて検討を加えたい。

(37) 前掲註(24)史料11条。ならびに同史料解説参照。

(38) 前掲註(19)史料。

(39) 万治二年四月付「社務執行宝寿院祐満訴状案」(『八坂神社文書』二二号)。なお、本文書は前欠であるが、八坂神社社務所編『八坂神社文書』は、巻頭部に本文書とはまったく関わりのない他の文書を誤って収録している。

(40) 「惣構」については、高橋康夫「戦国時代の京の都市構造―町組をめぐって―」(同氏著『京都中世都市史研究』(思文閣出版、一九八三年)参照。

(41) 「上下京町々古書明細記」(原田伴彦他編集代表『日本都市生活史料集成』一(学習研究社、一九七七年)には、文禄四年(一五九五)八月に「三条の土手」を築いたことを伝える次のような文書が収録される。

三条の土手の普請諸木竹散俵芝手二重目迄誂へ申銀子之高(朱書「但御土居築之事」)

合五百五十弐匁也

文禄四年八月晦日

この「三条の土手」が具体的にどこの堤をいうのかはわ

からないが、あるいは縄手（堤）を指すかとも推測される。

元和五年（一六一九）七月、京都所司代板倉勝重は祇園社の執行に「祇園堤川除之杭木」とするために「（祇園）林」の枯木を求めている（同月二日付「板倉勝重書状」〔『八坂神社文書』一二六〇号〕。ここにいう「祇園堤」とは縄手（堤）のことと考えられる。ちなみに承応二年（一六五三）刊「新改洛陽幷洛外図」（国立国会図書館蔵）、万治元年（一六五八）刊「万治元戊戌歳平安城之図」（筑波大学蔵）は、三条四条間の道（堤）をそれぞれ「ギヲンナワテ」「ぎおんなはて」と表記する。

ちなみに「縄手」という呼称について、足利健亮氏は次のように解説されている（「平安京外縁部の計画」〔同氏著『日本古代地理研究』一九八五年、大明堂〕）。

このように、縄手という呼称は、条里制の条・里・坪界線に、広く使用されていた。縄手という言葉は、土地丈量の基線という意味を有しているからである。と同時に縄手には計画的に作られた直線道路という意味も含まれていた。

三条・四条間に出現した縄手は、まさに「計画的に作られた直線道路」であったことから、そう呼ばれたのであろう。

（42）慶長期から元和期にかけての景観を描いた「洛中洛外図屏風」では出光美術館本のほか、勝興寺本、堺市立美術館本、大阪市立美術館本、神戸市立博物館本、林原美術館本の各本が、また寛永期の景観を描いた「洛中洛外図屏風」では南蛮美術館本、万野A本、歴博D本、高津古文化会館B本、サントリー美術館本が、大和大路の堤としての姿をよく描く（作品の呼称はいずれも京都国立博物館編『洛中洛外図都の形象―洛中洛外の世界』（淡交社、一九九六年）に依拠した）。

（43）「祇園社林廻并在所中諸事ニ付評儀」元和九年（一六二三）十二月三日条に「西ノ大和堤与四条通ノ道北頬六七間口之芝居之地子」と見える。

（44）金蓮寺でも時代は室町時代後期まで下るが、年未詳八月十七日付「伊勢貞孝被官人連署書状」（『金蓮寺文書』七二号）、年未詳八月二十一日付「伊勢貞孝施行状」（同文書七三号）に、「当寺御境内河原作職」という文言が見えており、同寺敷地内の「河原」が耕作地となっていたことが確認できる。

（45）前掲註（24）拙稿参照。

（46）承応二年四月、下鴨神社の「祝方」と「社務方」が、鴨川「河原」八十八間の「川ヨケ」をそれぞれ四十四間ずつ実施したことが「鴨脚豊光日記」（八坂神社蔵）同三日条以下に次のように記される。

（三日）又今日当社東ノ河原、社司・氏人分面々ノ持分ニ仕ル、小松原ヨリ北ノ方氏人、南方社司方、此分ノ惣間八十八間也、祝方へ四十四間、社務方へ四十四間也、是ヲ（編）クシドリニ仕ル、北ノ方四十四間ハ祝方へ取申候、南方四十四間ハ社務方へ取申候、祝方、前祝三位豊秀、祝秀正、権祝豊光、河合祝秀治、比良木祝若清、貴布祢祝

秀安、社務方、社務祐信、権禰宜祐栄、河合禰宜祐永、三所禰宜祐□、貴布祢々宜斯祐、右諸社務十二人、此分へ支配仕ル、壱人ニ間口七間弐尺ツヽ取申候、又西ノ川原ホウノシリヲ社司・氏人分申候、惣間北南百四間アリ、此内北四十八間社司方へ取申候、南五十六間ハ氏人方へ取、八間多、尤是ハ氏人十四人有ル故ニ八間多渡シ申候、社司ノ分壱人前ニ間口四間ツヽ取申候

四日、未刻ヨリ雨降、秀正社参、今日モ東川原・西川原社家中出、昨日間分申候ヲサカイ（境目）メ立申候、（中略）

九日、天晴、今日祝式部拙宿来、先日社中ワリ申候東川原三つニわり申、前祝豊秀・豊光両人分ニ十四間四尺取申候、（中略）

十七日、陰晴、入夜少雨、今日東川原ノ川ヨケノ道具仕ル（中略）

廿七日、天晴、当番ニ而参勤仕ル、今日東川原ノ川ヨケ仕ル、百性共皆出ル

廿八日、天晴、今日モ東川原ノ川ヨケ仕ル、百性共皆出ル

（47）京都町奉行雨宮正種が、三年前の寛文六年（一六六六）に江戸幕府が発した「諸国山川掟」を、「かも川筋」をはじめとする淀川領域の「村々庄屋百姓」宛てに再達したのは寛文九年九月のことである。そこでは三人（岡部主税・藤掛監物・永井右衛門）の「川普請奉行」による川見分の開始があわせ通達されており（『京都町触集成』別巻二、四八〇号）、鴨川ではこの時期を境に幕府による本格的な治水事業がスタートする。「諸国山川掟」については、塚本学「諸国山川掟について」（『信州大学人文学部人文科学論叢』一二、一九七九年）参照。

一九世紀京都近郊の神社と神人
――日向神明社にみる――

村上紀夫

はじめに

京都には、数多くの神社が存在している。これまで筆者は、京都の町にある比較的規模が小さく、一町あるいは数町の範囲を氏子とする神社を「小社」と呼び[1]、こうした「小社」を対象とした事例研究をいくつか行ってきた。広大な氏子圏や社領を持つことなく、都市としての京都やその郊外にあって、町や住民たちと様々な関係を取り結んできた神社は、経済基盤が脆弱であるが故に町の有り様や多様な都市の信仰をより鮮明に反映しており、その動向は近世都市京都、あるいはそこで生活をする人びとの姿を映し出しているのではないかと考えるからである[2]。

本稿では、京都の日向神明社という京都近郊の神社を対象とし、個別事例から浮かび上がる姿から、個々の神社と宗教者についての固有の背景と関係の実態の全体像を可能な限り明らかにしてみたい。こうした個別神社のモノグラフから、大社寺を通して論じられた組織論や権力による宗教政策論とは異なる一九世紀の都市における宗教動向の一断面を浮かび上がらせたい。

ここで取りあげる日向神明社は、日向神明宮のほかにも所在地名を冠して夷谷神明、粟田口神明、日御山神明などと呼ばれている[3]。これらの名称からも明らかなように京都の粟田口、日岡峠の附近に所在しており、東海道につながる三条大橋の東からほど近い場所である。明治七年（一八七四）段階で「氏子無御座候」「信徒拾八戸」とあり[4]氏子や恒常的に神社を支えるような「信徒」の組織は脆弱であっ

た。こうした寺社の存立を支えた存在として、多様な宗教者への着目と実態解明が進んでいる[5]。また、青柳周一は氏子等を持たない神社が観光客を誘引する手段として名所化をとげていくことを指摘している[6]。本稿でもこうした先行研究を手がかりに、日向神明社の動向を詳しく見ていくことにしたい。

当社については中世の伊勢信仰との関わりで注目されてきており、萩原龍夫や瀬田勝哉がその成立期について論じている[7]。こうした先行研究により、享徳元年（一四五二）の神祇官解に「粟田口神明者、非　公武之御願、非人臣之勧請、偏為唱門士等巧」（『氏経卿引付』二―四〇）とあり、中世後期に伊勢信仰の隆盛とともに神明社を勧請することが流行するなか、「唱門士」が建立したもので、卜部兼孝が棚守職と称していたことなどが明らかにされている。しかし、これらの研究の関心は中世期における伊勢信仰の流行を明らかにすることにあり、その結果として建立された神社が近世以降どうなっていくかについては言及されていない。後述するように近世初頭に伊勢の野呂宗光が再興するまでは戦国期の戦乱で衰退していたようであり、中世の有り様がそのまま近世まで続いていたわけではない。

また、近世の当社には「神人」がいた。このことは、『史料京都の歴史』一一巻「山科区」所載「日向大神宮文書」解題において、社蔵文書から「神人」が存在していたことが指摘されるが、「神人そのものの組織については、これからの研究を待たねばならないが、京都市中の商人等が当社の神人になるについて請書を提出している」とあるように、その実態は今後の研究に委ねられている。

これまで「神人」といえば、神社へ奉仕するかわりに商業の特権を認められていた存在として中世商業史や社会史研究のなかで注目されてきた[8]。その一方で、中世段階で商業史上の役割を終え、公家や寺社によって設定されていた特権商業が織豊期に否定されたと見られ[9]、近世「神人」についての研究は多くない。稲葉伸道は網野善彦が神仏などの聖なるものに直結する神人が南北朝の内乱により没落していくと論じたことをうけ、足利義持が神人の強訴に対し「神人責め殺すべし」と述べたことを挙げて「神人の聖性が完全に失墜した事例」とし、「神人・寄人・供御人のなかでも神人の地位の低下はもっとも激しかった」と指摘する[10]。「神人」が中世に歴史的役割を終えていたとすれば、あるいは稲葉がいうように中世後期に「神人」の地位が著

しく低下したとすれば、なぜ近世に再興された神社に「神人」が出現するのだろうか。

三枝暁子は北野社の西京神人について、近世に酒麹役にかかる特権を喪失すると、北野社からの「補任」をうけ、「装束」を着用する「神職としての近世神人」となっていくとした[11]。また、春日社神人については村岡幹生が門付祈祷や能などの芸能者となっていく様子について明らかにしている[12]。いずれも中世との連続性でとらえられており、両者とも寛延三年（一七五〇）の多田義俊による随筆『南嶺子』を引用し、「庶民の祈祷」に関与する「神人」の姿に言及する。こうした「神人」の宗教者・芸能者としての側面が近世に顕著になるのであれば、それは近世「神人」固有の問題として論じるべき重要な視点ではあろう。しかし、両者が参照する『南嶺子』をよく読めば、ここで言及されているのは「近年」出現した「神道者」のことであり、中世との連続性をもつような「神人」ではないことが明らかであり、中世の「神人」が近世に宗教者としての側面を強めていくとは読むことはできない[13]。三枝のように「祈祷する神職としての『神人』が近世『神人』の一般的存在形態であった」ことを論証するには、むしろ近世に出現する「神人」と呼ばれる存在に着目したほうが有効であっただろう。

こうした点から、中世近世の間に断絶がある日向神明社において、登場が近世まで下る「神人」を見ていくことは、いまだ実態が充分に明らかになっていない近世の「神人」を理解する上でも有効であると考えられる。そこで、本稿では近世後期の神社による「神人」出現の背景について、近世都市京都と神社・宗教者の関係から検討したい。

一　神主の交代劇

中世における日向神明社の景観は明らかではないが、貞享元年（一六八四）の地誌『菟芸泥赴』に「外宮内宮などのさまかたちばかりうつせり」とあるように[14]、一七世紀の時点では神明社の名にふさわしく内宮・外宮とよばれる二つの社殿をもっていた。

この日向神明社について、寛文七年（一六六七）刊行の京都地誌『京童跡追』には、「慶長十九年甲寅の年九月朔日霊夢によりて。伊勢太神宮をうつし奉る」とし、「其比の神職左衛門尉宗光と云」としている[15]。黒川道佑による貞享三年（一六八六）刊の地誌『雍州府志』には、慶長のこ

とはしてはいないが「寛永年中伊勢人野呂左衛門尉宗光、蟄居此山下、一旦得神託再興之」と記している。[16] 黒川は過去に当社で神職の野呂氏から話を聞いていたようで、日ノ岡の地名が神明社に由来するという話を「神明ノ社司野呂氏ノ人予ニ話セリ」と『近畿歴覧記』に記している。[17] ただ、黒川は「然レトモ附会ノ説ト覚ユ」と眉にツバをつけるのも忘れてはいない。

北村季吟が貞享元年（一六八四）に記した『菟芸泥赴』には、「粟田口の神明とて東岩倉の東南にある伊勢の何太夫とか云しもの瑞有て勧請せり」とある。[18] 『雍州府志』などでは、野呂宗光について伊勢山田出身と語るのみだったが、北村季吟は「伊勢の何太夫とか云しもの」と記し、彼が伊勢の御師であったことを示唆している。黒川道佑が『雍州府志』を記したのとほぼ時を同じくして成立しているが、『雍州府志』と異なるのは『菟芸泥赴』が板本として公刊されたものではなく、写本として伝わったものであるということだ。あるいは、野呂の出自を伊勢御師と見なす言説は公言するのは憚られ、公刊されないものだから自由に書き留められたのかもしれない。

いずれにせよ、慶長から寛永と聊か時期に整合しない部分はあるが、一七世紀前半に伊勢出身の「野呂」氏が神社を再興していたと伝えられていたことがわかる。以降の日向神明社は、一八世紀後半まで野呂氏が代々、神社の神主として社務を取り仕切っていった。

しかし、野呂氏による日向神明社経営は一八世紀後半には次第に動揺をし始めていたようだ。宝暦一〇年（一七六〇）から翌年にかけ、野呂采女は神明社への参道拡幅や三条通りからよく見える場所に石燈籠の建立を青蓮院に願い出ている。[19] ここでいう三条通りは東海道であり、当社が存在する蹴上は伊勢参宮や江戸下向などで京都を離れる人が道中の安全を祈って酒宴をしたり、京都に帰る旅人を町中の人が出迎えて帰還を祝う「酒迎え」を行う場所である。つまり、こうした場所で相次いで進められた参詣道の整備や石燈籠の設置は、神社の存在を周知させる広告塔とアクセス向上のための整備ということができる。野呂采女は如何なる事情かは明らかではないが、参詣客を増加させるための努力をし始めていたことを想像することが出来る。この参詣客を増加させるための梃子入れ策として、明和八年（一七七一）三月には社蔵の恵美須像と神宝の開帳も実施していた。[20] 御陰参りによる神明社への関心の高まりに呼応

する動きと見ることも不可能ではないが、こうした懸命な取り組みの背景には、何らかの事情による神明社の経済的な危機があったのであろう。こうしたなか、安永八年（一七七九）には当社を再興したとされる野呂宗光の事跡を刻んだ石碑「御日山神宮碑文」が境内に建立されているが、これは野呂氏体制が危機的な状況にあったことの裏返しであると見ることも不可能ではなかろう。

こうした状況打開にむけての野呂氏の懸命の努力は、残念ながら奏功することはなかったようである。そのことを物語るのが次の史料である。

【史料1】[21]

（端裏書）
「先神主野呂式部吉田へ差出し候扣之写」

奉願口上書

一私義乍病身追々療養仕神役相勤来候得共、近年段々多病ニ相成、就右者乍恐諸事入用等多く、全体不如意之上、勝手向差支難渋仕候処、御社頭向次第ニ御破損強ク相成申候ニ付而者可相成者出情仕御修復を加江申度心懸ケ申候得共、多病ニ相成、右等之掛合も出来不申、乍心外徒ニ罷過候処至て大破に及ひ神慮之程奉恐候得共、社徳も無御座候得者何を以可奉修理様も無之、私儀者前段之通多病ニ罷成所詮致方も無御座候ニ付、奉恐入候儀ニ御座候へ共、御社之儀者御本所様江差上ケ、私儀者職分付蒙御免、悴共召連退身仕度奉願候、且先年ゟ伝来候野呂家之儀ニ候得者、先祖へたいし何共歎ヶしく奉存候、此儀何卒跡役之仁江野呂家名御名乗らし可被下候様、一重奉願上候、右之段御聞済被下候ハヽ、本人者不及申、親類共一統難有仕合奉存候、何分御憐愍ヲ以、願之通首尾能御聞済被下置候様、宜御沙汰可被下候、以上

寛政四年子六月

山城国愛宕郡蛭子谷
神明神主
野呂式部　印

親類
同国南山城平尾村
薄勘解由　印

同
京下川原菊水町
石井玄仲　印

粟田領東町
西村平三郎　印

御本所様
御役人中様

ここでは、神主野呂式部の「多病」が主たる理由として挙げられてはいるが、これが真の理由かどうかはわからない。いずれにせよ、「諸事入用等多く、全体不如意」という経済的な困難により、「御社頭向次第ニ御破損」しているにもかかわらず、思うように修復ができずにいることが語られる。

そうしたなかで野呂式部が下した結論は、「私儀者職分付蒙　御免、悴共召連退身仕度」と神主職を吉田家に返上するというものであった。この寛政四年（一七九二）をもって、神社再建を野呂式部は断念したということになる。翌七月二九日に野呂式部は家族を連れて日向神明社を立ち退いた。その際、野呂家は吉田家に神主職とともに社頭・境内など一切の財産を差し出している。

【史料2】(22)

禁裏御料日野岡村之内
一字名一才経谷　山壱ヶ所同道共右之条通り廿四間
まけて三町斗御座候
年貢高壱石五斗

粟田料之内
一入口道之間口四間奥行弐拾四間
年貢高六升五合

外ニ五合五勺　粟田料之内　青蓮院様御内　鳥居小路氏分
禁裏御料御陵村
一字名すりばち谷　山壱ヶ所
年貢高四升五合

右者買持山ニ而御座候
右之通御座候、尤　御社以下建物等之儀者例年町奉行所江書上候趣を以、相認候得共御社
御内陣奉始諸建物甚及大破且　神宝紛失之品も有之、重々奉恐候御儀御座候得共、可致様も無御座候間、幾重ニも　御憐愍之程奉願上候
一私儀病身ニ付所詮　神役も難相勤　御社頭段々大破ニ相成対　神慮奉恐入候ニ付、家族共召連退身仕度旨奉願候処、　御聞済被下置難有仕合奉存候、依之今日　御社頭始御境内、配札之ヶ所、講中等迄乍恐　御本所様へ指上相退候上者、向後如何様之儀有之候共相構候筋毛頭無御座候、勿論親類并平三良等数応熟談之上、右之通御願申上候儀ニ付、自他之差障少も無御座候、仍而為後日如件

寛政四年子七月廿九日　山城国愛宕郡蛭子谷　神明神主　野呂式部　印
親類
同国南山城平尾村
薄勘解由　印

退いた野呂式部から吉田家がいったん預かったかたちになった神明社の神主職は、同年の一一月に吉田家から中津河氏に与えられた。

同
京下川原菊水町
石井玄仲　印
粟田領東町
西村平三郎　印

御本所様
御役人中様

【史料3】[23]

（端裏書）
「相続之節小堀へ差出ス扣」

口上覚

一城刕山科郷蛭子谷神明宮神主是迄野呂式部与申者相勤来候処、依多病社役難相勤去七月吉田家江相願社頭一式買得地等吉田家江差出、右式部一類不残退山仕候、右跡職之儀今度私江可相勤旨吉田家ゟ被申渡　社頭一式買得地等式部ゟ差出置候書付之趣を以、不残如已前私江被相渡、自今社役如旧例可相勤之旨被申渡候、且右ニ付常帯刀仕候、此段　御奉行所江御届之儀相済候ニ付、此等之趣御届申上候、以上

城刕山科郷蛭子谷
神明宮神主
中津河斎司　印

寛政四年子十一月

内藤重三郎様
小堀縫殿様

【史料2】を見ると中津河氏が神主職を引き継いだ時点では「御内陣奉始諸建物甚及大破」「御社頭段々大破」という状態で、かなり荒廃していた様子がうかがえる。しかも、「神宝紛失之品も有之」という有様であった。かかる状態の神社を如何に再興していくか、それが中津河氏の最初の課題であった。

新しく神主となった中津河氏は、内蔵寮所属の地下官人であった。[24]宮廷儀礼に関わるうえでの必要性があったのか白川家の門人となっていたから、神道儀礼についての知識はあったようだが、[25]神社経営の経験があったかどうかはわからない。あるいは天明の大火による内裏焼亡をうけて、新たな収入の道をもとめての挑戦だったのかもしれない。

【史料2】によれば、野呂式部は吉田家に社頭一式を返上した際に「配札之ヶ所、講中等」も譲渡している。この二つがこの時点では恐らく唯一の資源であったといえるで

あろう。この資源を如何に有効活用し、野呂氏の失敗を繰り返さないようにするか。次章では、新たに神主となった中津河氏がどのように神明社を再興していくかを見ていくことにしよう。

二　神明社再生に向けて

寛政四年（一七九二）、新たに神主となった中津河斎司（のち駿河守）が最初に着手したのは「大破」していた建物の再建であった。それまであった神楽所を解体し、その場所に社殿修復までの仮殿を建設した[26]。翌年六月には謡曲の興行[27]、寛政八年（一七九六）には恵美須神像と神宝の開帳が行われた[28]。これらはいずれも社殿修復のための資金調達のためのものである。

こうして資金に一定の目処がたったところで、寛政八年（一七九六）正月に中津河駿河守は奉行所に境内指図を添えて修復を願い出た[29]。いよいよ社殿修復の開始である。しかし、ことは順調に進まない。中津河駿河守の健康がすぐれなかったようで、享和三年（一八〇三）から文化五年（一八〇八）まで五年間にわたり、「所労」を理由に三月に実施されるはずの太々神楽執行が延期されている[30]。文化三年（一八〇六）には「多病」のため養子を迎える計画さえ持ち上がっていたようだから[31]、このころの中津河駿河守の健康状態はかなり悪化していたのかもしれない。

しかし、文化六年（一八〇九）には中津河駿河守の健康も快復していたようで、この年の三月には太々神楽の執行を奉行所に願い出ている[32]。健康上の不安が払拭されたことで、境内社殿の修復にも漸く本格的に取りかかることができたようだ。中津河駿河守は懸案の社殿修復を実現するために「年来信仰」してきた講組織である八重垣講の協力を取り付けることで実現への一歩を踏み出すことが出来た。

【史料4】[33]

一札

一御当社年来信仰仕候処、到此節ニ及大破候故、此度信心之輩申合御普請所之内

内宮御修覆造営之志願御座候ニ付、御懸合申上候処、去ル寛政八辰歳御公儀様江御願御座候而、御許容被相済候御修覆方御絵図拝見仕、御作事向得与承知仕候上者、出情仕成就仕候様御世話可申上候、然ル上者御制禁之作

事者不及申、右之事ニ付紛敷勧進等仕間敷候、尤於宮本御伝来法則茂御座候得者、諸事念入御示談之上取計御差支之儀無之様、相心得可申候、為念之仍而如件

文化六年
巳六月

八重垣講世話人
建仁寺町四条下ル町
桔梗屋甚助（印）
寺町高辻上ル町
鼠屋安兵衛（印）
縄手三条下ル町
丁字屋金右衛門（印）
寺町松原下ル町
大阪屋清兵衛（印）
同町
萬屋市兵衛（印）
同町
小松屋利兵衛（印）
御幸町五条上ル町
丁字屋奈寿（印）
同町
俵屋権右衛門（印）

恵美須谷
日向御神主
中津河駿河守殿

こうして八重垣講の協力により、大破している境内の施設のうち、「内宮」については再興の目処が立つことになった。なお、この八重垣講も「右之事ニ付紛敷勧進等仕間敷候」とあるように、資金提供を申し出たわけではなく、資金調達の世話をするということであろう。

こうした中津河駿河守による社殿修復が軌道に乗り始めた文化六年（一八〇九）八月、龍一学が「神人」となっている。[34] この時の「一札」が当社における「神人」の初見であり、以降「神人」の補任が相次いでいる。日向神明社の社蔵文書には、文化六年（一八〇九）以降、

表１）神人補任一覧

年月日	神　人	証　人	備　考	文書番号
文化６年８月	龍一学	祇園町　近江屋幸蔵	料紙大	239
文化６年12月	松井兵庫	ゑひす町　柴田屋熊吉	料紙大	235
文化11年12月	本人　志貴縫	柳馬場二条上ル　近藤藤十郎		237
文化14年２月	麩屋町通御池上ル　藤井左門	堺町通二条下ル　高橋左近		240
文化14年８月	結城宮内	二条通富小路西江入丁　亀屋庄吉		230
文政４年５月	冨山足人	左次秀栄　大宅　貞直（花押）		233
文政10年正月	神人　鈴木中務	宮城茂兵衛		232
天保13年６月	本人　散田靱負	高倉通上丁□当り丸太町北側 岡田左内		241

※ほかに補任時期不明ながら「神人」として加藤外記・吉川喜一郎

八通の神人補任にともなう「一札」が存在している。ここで神人として補任されている八名についての詳細は表1を参照されたい。[35] 表を見ると明らかなように文化から文政年間に集中していることにも注意したい。

【史料2】に見えるような野呂式部から引き継いだ資産が「配札之ヶ所、講中等」であった。これを最大限活用することが、まず中津河氏の課題であった。「講中」の協力により軌道に乗った再建を加速させるために文化六年（一八〇九）以降に現れる「神人」は「配札之ヶ所」から効果的に金銭を獲得するための存在として新たに創設されたのではないだろうか。

日向神明社に補任された「神人」が、神社が経済的に行き詰まって神主が退き、新たに入った神主による神社復興策として採用された新機軸であったとすれば、新たに導入された「神人」とはどのような存在だったのかを次に見ていくことにしよう。

三　神人とその組織

「神人」は実際にどのようなことをおこなっていたのか。文政六年（一八二三）に「神人」の加藤外記と吉川喜一郎にあてて、彼らの「組下」が提出した一札には「御配札之義、被仰付候而、在町順行仕候共」とあることから、[36] 主要な役割は京都の町々での「配札」だったと考えてよいであろう。

日向神明社の神人補任にともなう「一札」は、「神人」本人と「証人」の連判で神主の中津河駿河守に宛てて記されている。作成者は異なるが、その文章はほぼ同じであることから、神社側が雛形を作成していたと考えられる。「一札」は四ヶ条からなっており、神社神主の仰せに随うこと、社用の際には懈怠なく勤仕すること、「怪敷」「不法ヶ間敷」ことをしないこと、そして社用にあたって帯刀をする際には威勢を借りて「不筋」をしないことを誓うものである。一例を挙げれば次のようである。

【史料5】[37]

一札

一恵美須谷神明御社神人之儀、願之通御許容被成下難在仕合ニ奉存候、然ル上ハ万事仰之趣堅相守り、御社法通聊も相背申間敷候事

一御社用之砌者参社勤仕、無懈怠、御差図ニ相随可申事

一神道加持ニ事寄怪敷儀共相企諸人を惑し不法ヶ間敷事抔決而仕間敷候事

一御先格ニ随ひ御社用之節者帯刀仕候義ニ付、御社用之外、御社之御威勢を以て私之用向ニ付仮初ニも不筋ヶ間敷応対之義一切仕間敷候事

右之通急度相守、聊も相背間敷候、万一相違之義御座候歟、思召ニ相叶不申候義御座候ハヽ、何時ニて

表 2）神人組下等一覧

年月日	名　前	内　容	文書番号
文政 6 年 2 月29日	萬屋安兵衛 大和屋五兵衛	神人加藤外・吉川喜一郎太々神楽御供米町 方江配捌組下	250
文政 6 年 4 月13日	岡田安兵衛 片山五兵衛	神人加藤外・吉川喜一郎組下	231
文政12年 4 月	萬屋安兵衛 悴　金蔵 証人亀屋安兵衛	萬屋安兵衛称号拝借し町方配札の際、悴金蔵義も名代として同様相勤	242
天保 8 年 2 月	岡田金蔵 証人八万城市正	神人組下岡田安兵衛没後父同様許容	238
文政 9 年 6 月	加賀屋吉右衛門 証人近江屋吉兵衛	社内猿田彦大神神号を以順行	236
文政12年正月	証人近江屋吉兵衛 同町近江屋庄吉	太々神楽供米袋所向配捌・取集メ	234

も神人之儀、被召放候共一言之申分無御座候、且又私身分ニ付自然故障之義出来仕候共、少シも御難儀相掛申間敷候、仍而如件

文化六年
巳八月

祇園町　龍一学（印）
証人　近江屋幸蔵（印）

中津河駿河守殿
参

この神人の他にも、神人の下に「組下」（表2）と称する存在がいたことが次の史料からわかる。

【史料6】(38)

一札

一日向宮神人貴殿組下ニ加入之義、願之通御許容被成下難在仕合ニ奉存候、然ル上ハ万事　御社法者勿論被仰付候ヶ条之趣、堅相守聊も相背申間敷候事

一御社用之節ハ不寄何時ニ参役仕、御下知之趣、無懈怠随分大切ニ相勤可申候事

一神祇道ニ事寄怪敷義共相企不法ヶ間敷義決而仕間敷候事

一御配札之義、被仰付候而、在町順行仕候共、御差図ヲ以

而依其義帯刀致候共、尚以大切正路ニ相勤、少も御威勢ヶ間鋪義、急度相守可申候、若又遠国江罷越候義出来候ハヽ、御窺申上、御下知之上ニ而、如何様共御差図相背申間敷候、尤御社用之外者決而帯刀之義堅致可申候事

右ヶ条之趣、堅相守、聊茂相背間敷候、若万不叶御社法ニ義等有之組下被召放候共、一言之申分無御座候、若又身分之義ニ付自然故障之義出来仕候共、少シも御難義相懸申間敷候、仍而一札如件

岡田安兵衛（印）
片山五兵衛（印）

文政六年
未四月十三日

日御山御神人
加藤外記殿
吉川喜一郎殿

ここから、岡田安兵衛・片山五兵衛の二人が「日御山（＝日向神明社）御神人」の加藤外記・古川喜一郎の二人の「組下」になることを願って許されたことが知られる。「一札」の文面は【史料5】に挙げた「神人」に補される際に神主の中津河駿河守に提出したものと似ていることが注目される。二つ目・三つ目の「社用之節」の勤仕について、「怪敷義」をしないという項目はほとんど一致している。一つめの箇条もほぼ似た構成の文章であることは一目瞭然であろう。特徴的なのは四ヶ条目である。帯刀についての規定であることは【史料5】と同様であるが、【史料5】では帯刀について「御社用之節」としているのみだが、この【史料6】では「配札」を仰せ付けられて「在町順行」する際に「御差図ヲ以而依其義帯刀致候共」とある。つまり、「神人」については多様な「社用」が想定されているようだが、「組下」の場合は基本的に帯刀が許されるのは「配札」のために「在町順行」する際に限定されていることがわかる。

この文政六年（一八二三）四月に加藤外記らの「組下」となった岡田安兵衛・片山五兵衛は、以前から加藤外記らと繋がりをもっていたようだ。萬屋安兵衛と大和屋五兵衛の二人が二月末に「太々神楽御供米」を集めるための袋を「昨年之御帳面等三冊」に基づいて大量に配布し、それを回収することを請け負っていた(39)。ここでは萬屋安兵衛・大和屋五兵衛とあるが、印影が一致していることから、岡田安兵衛・片山五兵衛と同一人物である。太々神楽は例年三月一六日に執行されており、期間がそれほどないことを考えると岡田安兵衛・片山五兵衛は前年の実績に基づいて供米を回収することを請け負ったものと考えられる。彼らは

「万一日数差詰」って「加勢」を必要とする事態になれば、自分たちで「人躰見立」て人を雇い、手伝わせることも許されていたようだ。

恐らく、この時のものと思われる岡田安兵衛・片山五兵衛についての書状がある。加藤外記らが日向神明社に紹介した際のもので、内容は次のようなものである。

【史料7】(40)

昨日者暫拝大悦仕候、然者今朝両人義則証文取之、品々相渡申候、今日ハ御山へ参り御目通しおく□へも願入候
一御袋料として白銀一□献上いたさセ申候間、落手可被下候
一帳面三さつ　此者へ御渡
文政六年　　おもて
　□朱印
太々御供米袋配方控
　日御山　宮本〇黒印
　　うら
神人　加藤外記
組下　岡田安兵衛
　　片山五兵衛
右之通御認□させ有之候
　二月廿九日
尚々証文さし上候間御落手可被下候

袋料として「白銀」を献上させ、帳面を渡している。渡した「昨年之御帳面等三冊」は檀那場帳のようなものであろう。加藤外記と岡田安兵衛との関係は、その後も確認できるが、文政一二年（一八一五）には萬屋（岡田）安兵衛は悴の金蔵を「名代」として配札をしていたことが次の史料からうかがえる。

【史料8】(41)

証札
一私先般ゟ御称号拝借仕町方配札仕罷在、其後悴金蔵義も私為名代同様相勤難有奉存候、然ル処、金蔵義心得違仕候て、帯刀仕罷在候ニ付、此春御沙汰茂御座候処、今以同様仕来候段、弥以心得違之段申訳も無之次第ニ御座候、右ニ付此度私用帯刀之儀御さし留ニ相成候段奉畏候、然ル上者去ル未年差上置候証札之趣、堅相守り御社用之外、私用ニ付猥ニ帯刀仕間敷、此上心得違等御座候ハ、如何様ニ被仰付候とも一言之申分無御座候、為後証仍而一札

如件

萬屋安兵衛（印）
悴　金　蔵（印）
証人　亀屋安兵衛（印）

文政十二年
丑四月

加藤外記殿

ここでは「御称号拝借仕町方配札」という表現も興味深いが、問題となっているのは金蔵の「心得違」による帯刀であった。「私用帯刀」が禁止されていることから、配札時に限って帯刀が認められていた「組下」本人の安兵衛のみならず、「名代」となっていた悴の金蔵が「私用」で帯刀をしていたことがわかる。当初の配札の際に限るという制限を逸脱した帯刀が行われ始めていたということであろう。この岡田金蔵は父安兵衛の没後、同様に組下としての配札が許されていたようだ。この時の岡田金蔵が「組下」となった際に、中津河駿河守のあとを継いで神主となっていた中津河斎司に提出した一札は次のようなものであった。

【史料9】(42)

一札

一亡父安兵衛義御神人組下ニ而京都配札御許容被為成下、然ル処安兵衛先般死去仕、其後私父同様ニ御許容被下度奉願上候所、願之通被仰付候段、重々難有仕合奉存候、然ル処此度心得違之義仕　御ヶ条之趣相背御許容無御座勧進等仕候者、真以申訳茂無御座次第、深奉恐入候、以後者急度　御法条相守、不法ヶ間敷儀勿論聊茂御下知相背申間鋪、御ヶ条堅大切正露ニ相勤可申候、若万一不叶御社法ニ不調法仕候ハヽ、此時者如何様ニ被　仰付被下候共、其節一言之申分仕間敷候、為後日一札仍而如件

岡田金蔵（印）

天保八年
酉二月

証人
八万城市正（印）

御当職
中津河斎司殿

一札

一私シ義御神人組下ニ加入仕罷在候而、及京都遠在迄茂配札之義　御許容被為成下、然ル処帯刀仕候而順行ニ罷出候得者、甚都合行所之振合茂宜敷御座候ニ付、今般帯刀之

儀相願奉申上候所、是又御許容被下、真以冥加至極難有仕合奉存候、然ル上者　御社用之節と配り札之節ニ者帯刀仕、其除之他行ニ者決而帯刀仕間敷御座候、若又身分之義ニ付、自然故障等出来候共、其節少シも御難義相掛申間敷候、為後日証人差出奉差上候、依而如件

岡田金蔵（印）

天保八年
酉二月　　証人　八万城市正（印）

御当職
中津河斎司殿

どうやら、かつて私用で帯刀をして問題を起こした岡田金蔵は、またしても「御許容無御座勧進等」で不興を買ったようだ。しかし、この時も大目に見てもらうことが出来た。さらに、「及京都遠在迄茂配札」をすることが許されている。これは神社側にとっても配札先、すなわち顧客を拡大する戦略上有利という判断があったのかもしれない。そこで、重ねて遠方まで出向くにあたっては「帯刀仕候而順行」すれば「甚都合行所之振合茂宜敷」と帯刀を願い、これも認められた。こうして岡田金蔵は「御社用之節と配り札之節」は帯刀ができるようになったのである。

以上のことから、一九世紀段階の日向神明社において、神主の中津河駿河守に直属して広く「社用」に関わる「神人」と、「神人」に所属して「配札」供米回収を請け負う「組下」、さらに「組下」のもとで臨時に配札や供米の回収の加勢をする存在など多様で重層的な構成になっていたことがわかる。さらに、これらの「神人」や「組下」は一定の条件が付されるものの、帯刀が許されていたことが明らかになった。

日向神明社の「神人」といっても、相当に裾野が広く、かなりの人数が組織化されていたことがうかがえよう。それでは、なぜこのような「神人」が組織されていったのか。その背景を次に見ていくことにしよう。

四　伊勢と日向神明社

日向神明社の社殿復興にあたり、その様式が伊勢神宮に酷似していることが問題になっていた。既に貞享元年（一六八四）の『菟芸赴泥』に「外宮内宮などのさまかたちばかりうつせり」とあるから、野呂氏のころから伊勢の内宮・外宮を模した神社だったのであろう。[43] 北村季吟の「さまか

『拾遺都名所図会』巻二（筆者蔵）

たちばかりうつせり」という表現に、批判的なニュアンスを読み取ることも容易であろう。

野呂式部から中津河氏が引き継いだ時点でも、当社の社殿が伊勢神宮を意識したものであった。野呂氏が神主だった天明七年（一七八七）に刊行された『拾遺都名所図会』でも、萱葺きで平入りの切妻屋根に千木を載せた「外宮」と記された社殿などが描かれている（写真）。内宮・外宮といった伊勢神宮を彷彿とさせる社殿構成は、伊勢参宮の出発点である蹴上において多くの人を惹きつける空間として機能したことであろう。伊勢に向かう人びとには参詣の事前演習の場として、伊勢から帰った人にとっては迎えに来た人への土産話の場として、そして伊勢に行けない人にとっては伊勢に代わる場としても機能したに違いない。ただし、それがあまりにも酷似していたことで問題化していたようだ。東町奉行所から事実関係についての照会があり、中津河駿河守らは次のように返答している。

【史料9】(44)

（端裏書）
「文化十二亥年　東役所ニて御尋ニ付、同月二日ニ
九月朔日　差出ス書附　」

乍恐口上書

一当社夷谷神明社ゟ伊勢両宮御祓取捧、所々配達仕、且又本社二宇之内、一宇者　内宮与書付候板札并　天照皇太神宮与書顕候幌掛有之、一宇者　外宮与書付候板札并　太神宮与書顕候幌掛有之、社之模様千木鰹木を上ケ屋根萱葺等ニ仕、全両宮を摹シ候様子之由、其外
太神宮与彫付候石面并石燈籠二基、且五十鈴川与書付候

建札等有之由、右之様子御尋ニ御座候、此義先達而風説
等も御座候付恐入、右之通相除申候取払、以来右之品相
用不申候、
一伊勢両宮之御祓取拵候義ニ而者無御座候得共、外宮内宮太神宮与
書記候御祓前々ゟ配達仕候得共、太神宮并外宮内宮与書
記候義者相除申候止メ以来配達不仕候
一御社一宇ニ内宮与書付候板札并御神前幌、天照皇太神
宮与御座候相除を取払不用不申候
一御社一宇ニ外宮与書付候板札并太神宮与申幌相除相用取払
申候
一太神宮与彫付候石面■■取払以来相用不申候
一石燈籠二基太神宮与彫付御座候　御神号相消申候
相除申候候而是迄之通燈籠者建置申度奉存候
一五十鈴川与書付候板札取除申来相用不申候
一千木鰹木之義者往古ゟ御座候義ニ付、取除不申候
尤屋根之義者山中ニ生立候笹并薄、麦藁等ニ而葺有之、往
古ゟ仕来りニ御座候義ニ而、全萱葺与申候義者無御座候、就
御尋此段奉申上候、以上

文化十二年亥九月二日　　山科恵美須谷
　　神明社神主
　　中津河駿河守（印）

代　志貴縫殿（印）
付添楠野兵庫　印
代　曽川栄次郎印

御奉行様

この史料からは、日向神明社が（1）「伊勢両宮御祓取拵」えて配り歩いていたこと、（2）「本社二宇」を内宮・外宮と記し、神明造を模した「千木鰹木を上ケ屋根萱葺等ニ仕」ていたこと、（3）「太神宮」とある石燈籠のみならず、「五十鈴川」と書いた建札まで存在していたことがわかる。（1）については、既に触れたところであるが、社殿の形態に加えて伊勢内宮のそばを流れる「五十鈴川」を模した施設をつくり、「御祓」などまで伊勢神宮と見まがうようなものを配布する徹底した模倣ぶりであったことがわかる。

神社側の対応としては、（1）「御祓」の「太神宮并外宮内宮」と記すことはやめ、（2）本社の内宮・外宮と記した額などは除くが、「千木鰹木」は往古からのものなので現状通りとし、屋根についても「萱葺」ではなく「山中ニ生立候笹并薄、麦藁等ニ而葺」いているものであると主張し、現状を維持する方向で調整している。（3）「太神宮」とある石燈籠や「五十鈴川」とある板札などは撤去するこ

とにしたようだ。

本史料には多くの訂正の跡が残っており、奉行所への返答にあたって、語句の表現を慎重に選んでいる様子もがうかがえる。特に目をひくのは何ヶ所かに見える表現、「取除申来相用不」などのように撤去して今後は使用しないことを表す語句を、単なる「取払」と改めているところであろう。つまり、当面は「取払」うが、ほとぼりが冷めれば復活させようという意図が垣間見られるわけである。

また、「神人」たちが配っていた「札」が「伊勢両宮御祓」だったこともわかる。日向神明社の「神人」が配っていたのは、日向神明社の「札」ではなく、「伊勢両宮」で発行されている「御祓」類似のものだった。これを京都で製造して「所々配達仕」して歩いていたわけである。御蔭参りの流行や、伊勢信仰の高揚にともなって、「御祓」にはそれなりの需要があり、一定の収入をもたらしたであろうし、「日向神明社」名義の御札以上に伊勢の方が知名度があったから、商品価値はより高かったであろう。日向神明社が、伊勢神宮と一体化して見られるような舞台装置の存在は、配られる「御祓」を伊勢神宮所縁のものとしての権威づけにも有効だったであろう。

こうして「伊勢」そのものを想起させるような発信をする日向神明社は、伊勢の「御祓」と類似したそれを「神人」が伊勢の「御師」よろしく京都中に配っていき、確実に御供を回収していったことであろう。これを徹底するためには相当の人数が必要とされていたことは容易に想像できよう。「意覚」という冊子[45]を見ると、日向神明社では三月の太々神楽の際だけではなく、「毎月御供集」が行われているほか、「正五九月御祓配り」もあり、年間を通して供米の回収や配札の仕事はあったようだ。

このような伊勢を模した日向神明社に帰属して「御祓」を配布する「神人」たちにとっても、日向神明社の存在は生活のかかる施設となっていたはずである。ここで【史料9】をよく見ると奉行所とのやりとりをしているのは神主ではなく「代」と付記された志貴縫殿らである。志貴縫殿は「神人」として史料に見えている。むしろ、この時点で慎重に語句を整えながら奉行所と折衝していたのは、日向神明社に経済的に依存する神人の方なのではないだろうか。

また、表3に掲げたように「神人」が「代」として文書に署名している例は他にもあるが、いずれも京都町奉行と

表 3）中津河駿河守代署名者一覧

名前	年月日	文書概要	宛所	文書番号	備　考
関量助	寛政４年12月	仮殿建につき	御奉行様	156	
	寛政４年12月	建物修復願	御奉行様	157	
	寛政５年３月	御供所仮建願	御奉行様	154	
	寛政５年５月25日	社頭金灯籠紛失	御奉行様	216	
加藤新蔵	文化７年10月15日	小相撲興行願	御奉行様	34	加藤外記か
松井兵庫	文化10年９月29日	建物普請許容願	御奉行様	151	199に写あり
志貴縫殿	文化12年９月２日	伊勢両宮類似につき返答	御奉行様	67	付添楠野兵助・代曽川栄次郎
	文化12年９月２日	神明社日向社名称返答	御奉行様	204	付添楠野兵助・代曽川栄次郎
	文化12年９月６日	千木等形状模倣につき	御奉行様	131	付添酒井善兵衛

の折衝に関わる重要な案件であることは看過できない。あるいは、神社運営の対外的な面などで経営方針に関わる重要な局面で主導権を握っていたのは、より神社経済に依存している「神人」の方だったのかもしれない。

ここで浮かび上がる疑問のひとつが神主と「神人」の関係である。神主が「神人」を補任する形態をとる以上、当然ながら神主が上位ということなのだろうが、「神人」の存在と活動に依存しているなか、神社としては「神人」の意向を無視できない状況にあったことは想像に難くない。むしろ、「神主」そのものも後から入り込んだ存在であるから、そこから利益を上げて経営を軌道に乗せていくことが重要になってくるだろう。実態としては、神主・「神人」ともに日向神明社という神社の資源をそれぞれの立場で活用しているといえるかもしれない。神主と「神人」の関係の実態は、補任という資料にあらわれる表面的な上下関係（編成）とは異なった側面があったのではないだろうか。

むすびにかえて

ここまで一九世紀の日向神明社と「神人」について見てきた。神人の出現が、神主が野呂家から中津河家に交代して神社の再建が始まる時期と一致していることを指摘した。「神人」は裾野が広く階層構造を持ち、多くの人々を取り込んでいたことが浮かび上がった。このことは、伊勢を模した日向神明社が「御祓」類似の御札を効率よく配布し、京都の信徒から広く確実に御供を集める上で重要な役割を果たしていたと考える。また、一九世紀において神

社運営にあたって奉行所との折衝を神主に代わって行うなど、神人が積極的に社務にも関与していた。

以上から明らかになったのは、一九世紀における日向神明社の「神人」は、中世との連続性を持たず、神主が交代した一九世紀の日向神明社に固有の条件下に誕生した存在であるということである。当然ながら、近世的な商業が誕生したことでその役割を終えたなどということは一切ないという至って当たり前の事実であった。

最後に野呂式部はどこで躓き、中津河家が「神人」を抱えることで成功したのはなぜかを考えておきたい。京都の町触を見ていると、一八世紀後半には寺社の守札などの「まきれもの」を売り歩く宗教者が数多く出現していたことがうかがえる。[46] こうした「まきれもの」「紛敷」による経済的な損失をうけた寺社も少なくなかったであろう。例えば宝暦一二年（一七六二）には、「花咲社」で発行の「賊難狸狼除守」に類似した守札を販売して歩くものがおり、「当社へ請ニ参候者ハ無数被成候」[47]といった有り様だった。井上智勝は、一八世紀末を没落都市民の増加と離村農民の流入により、都市では「呪術的活動を行う下級宗教者の増加と、都市の氏神に対して帰属意識を持つ氏子の減少」が起き、「神社や神職をめぐる朝廷権威は一種の飽和状態に達していた」[48]とする。京都においては、神社や神職の権威のみならず、神社のご利益を象徴するものとして出している「御札」の真偽も曖昧になり、その権威、言い換えれば商品価値も低下していたといえる。[49]

こうした状況をうけて、一八世紀には寺社の側から町に出向き「志有之輩へ相授ケ申度」といった積極策に出ている。こうした相対での配札について「烏乱成義にて無之」といった旨を知らせる町触が相次いで出されるのが一八世紀後半のことであった。

こうしたなか、種々の「まきれもの」が問題になっていたさなかの安永五年（一七七六）のこと、次のような町触が出されていた。

伊勢両大神宮御祓大麻、往古ゟ勢州山田ニおゐて拵来候処、近年右神宮之御祓大麻他所ニ而拵売出し候もの有之候由、藤波家ゟ申立有之候、右躰之義ハ決而致間敷儀ニ候処、伊勢参宮いたし候もの受帰り候御祓不足いたし候節者、勢州ゟ調置候御祓売買いたし族も有之趣粗相聞江不埒ニ候、向後右御祓大麻拵候儀ハ勿論、仮令勢州ニ而調来候御祓余慶有之候共、礼物亦者代銭之売買堅致間敷候、

若内々ニ而売出し候もの有之候ハ、可相咎候間、此旨山城国中江可相触者也

申二月[50]

ここでは、伊勢大麻を伊勢以外のところで製造販売したり、伊勢から受けてきた大麻の余分を買い取って、不足して困っている人に販売したりしていた者がいたことがわかる。ここで想起するのが、【史料9】の文化一二年（一八一五）に伊勢「御祓」類似品配布が問題になっていた日向神明社の活動である。安永期の町触には誰が行っていたことかは明記されていないが、中古大麻の売買といったことを考えれば、京都の東の玄関口に近く、伊勢参りの際の坂迎えや見送りが行われていた日ノ岡にあった日向神明社ほど相応しい場所はない。いささか想像をたくましくすれば、野呂式部らは日ノ岡の日向神明社を舞台として、こうした中古大麻の転売などを主要な収入源としていたが、一八世紀後半に競合する偽「大麻」販売業者などが出現し、収入が激減したのではないか。御札のような少額商品を扱ううえではフットワークが軽く、顧客の需要に応じて多様な種類を（真偽を問わず）用意できる民間宗教者のほうが圧倒的に有利であろう。[51]こうした手法に対して神社側は他寺社の御札を作ったり、新しい由緒をつくり御利益ある御札を展開させていくことは容易ではない。また「志」によるものだから、価格を上げることで増収を期待することも難しいだろう。[52]野呂氏はこうした状況下にあって、競争に敗れたのではないだろうか。そこで利益をあげていくためには、配札先を増やすという手法をとらざるを得ない。他の神社が積極的に売りに出ることで生き残る作戦を採用したように、一九世紀に中津河氏は「神人」を組織して大量に捌くことで攻勢に出たのではないか。

ここで、問題になるのは日向神明社による「大麻」「御札」の信用である。大量に生産したところで「まきれもの」と見なされては簡単には受けいれられまい。そこで、京都にある伊勢の出張所の体裁をなすことで〝いかがわしい商品〟ではなく、確かな（京都の）伊勢神宮所縁の大麻であるように見せた。伊勢の神宮大麻や御祓そのものではないが決して偽物ではない、そういった演出をするための装置として、日向神明社が伊勢を彷彿とさせる存在でなければならない。日向神明社が伊勢同様の姿であることを認められるよう、【史料9】のように奉行所に対して「神人」が懸命になったのもそうした事情があったからではないだろ

うか。

こうしてみると、一九世紀の日向神明社は、神主と「神人」という立場を異にしながら、利害を共有する存在によって成り立っていたということも可能であろう。

注

（1）牛山佳幸『〈小さき社〉の列島史』（平凡社、二〇〇〇年）の議論を念頭に置いているが、牛山のように同名称の神社を比較する帰納法的な手法によらず、個別神社の具体像を明らかにすることを重視している。

（2）こうした視点で論じたものとして、拙稿「繁昌神社考―洛中小社研究序説―」（東アジア怪異学会編『怪異学の技法』臨川書店、二〇〇三年）、「京都の町と神社―一六・一七世紀における菅大臣社の動向から―」（『新しい歴史学のために』第二八二号、二〇一三年五月）、「一九世紀の菅大臣社―京都の〝小社〟をめぐる人びと―」（『芸能史研究』二〇五号、二〇一四年四月）がある。

（3）現在では、日向大神宮と称している。所在地（夷谷）、あるいは広域地名の粟田口を冠する名称など、様々な名称で呼ばれているが、本稿では史料上の文言を除いて「日向神明社」に統一する。

（4）『神社明細帳』（京都府庁文書、京都府立総合資料館蔵）

（5）豊島修・木場明志編『寺社造営勧進　本願職の研究』（清文堂出版、二〇一〇年）、大高康正『参詣曼荼羅の研究』（岩田書院、二〇一二年）など。

（6）青柳周一「近世における寺社の名所化と存立構造」（『日本史研究』五四七号、二〇〇八年）、同「一八世紀における地域の『成り立ち』と名所」（幡鎌一弘編『近世民衆宗教と旅』法蔵館、二〇一〇年）、同「寺社参詣と『寺社の名所化』」（島薗進他編『シリーズ日本人と宗教4　勧進・参詣・祝祭』春秋社、二〇一五年）

（7）萩原龍夫「京都の神明社」（『伊勢信仰Ⅰ』雄山閣、一九八五年）、瀬田勝哉（『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年）

（8）豊田武『豊田武著作集第一巻　座の研究』（吉川弘文館）、網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、一九八四年）など。

（9）豊田武は「近世初頭における商品経済の飛躍的な発展は、商工業者を中世的な諸職の下に束縛することを不可能にした」ため領主と商工業者の要求が一致し、「特権商業否定の運動が急激に展開した」（『豊田武著作集第二巻　中世日本の商業』吉川弘文館、一九八二年、四三〇頁）とする。

（10）稲葉伸道「神人・寄人」（『岩波講座日本通史　第七巻』岩波書店、一九九三年）。

（11）三枝暁子「北野社西京七保社神人の成立とその活動」『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年）

（12）村岡幹生「近世初頭の春日社神人」（『日本史研究』三一七号、

一九八九年）

（13）『南嶺子』（『日本随筆大成』第一期一七巻、吉川弘文館、一九七六年）の該当箇所は次のような文章である。

○第十一　巫覡ノ義

大日本国は天照大神より此かた、千皇不易の神国なる事、今更あらためていふにおよばす。神代前皇の道あり。君臣其位を易ざる事万々世、民無能名、不測之道なるが故に、是を神道といふ。（略）仏法儒教は天竺漢土の教にして、我大日本国の主教にあらざれば、いかにも仏の字儒の字を蒙らしむ道理にて、神道常には只大道とのみいふべきに、近年祈祷を業とし、勅補の禰宜・神主にもあらずして、市中又は村邑に住し、神道者と名のりかけて人を誣る属、男なれば是を覡といひ、女なれば是を巫といふ。巫も覡も人を誣詐するの号なり。（略）古より巫覡をいやしむる事かくの如し。官幣に預る大社小社の神人は、其社のためにつけ置るゝものなれば、庶民の祈祷に預ル理なし。故に是は別儀なりといへ共、市中の巫覡に紛るゝわざをせば、罪猶重かるべし（下略）

（14）『新修京都叢書』第一二巻（臨川書店、一九七一年）

（15）『新修京都叢書』第一巻（臨川書店、一九六七年）

（16）『新修京都叢書』第一〇巻（臨川書店、一九六八年）

（17）『近畿歴覧記』「石山行程」（『新修京都叢書』第一二巻）

（18）『新修京都叢書』第一二巻

（19）『華頂要略』六〇巻「粟田村雑記」（京都府立総合資料館蔵）

（20）「日向大神宮文書」一一七号（京都市歴史資料館架蔵写真帳、以下本史料については所蔵を略し、京都市歴史資料館が付した受入番号を付記する）

（21）「日向大神宮文書」一四二号

（22）「日向大神宮文書」一四七号

（23）「日向大神宮文書」一四一号

（24）『地下家伝』「内蔵寮史生後為寮官人多村」

（25）『白川家門人帳』首巻（清文同出版株式会社、一九七二年）によると天明六年五月に中津河武真が入門している。

（26）「日向大神宮文書」一五七号

（27）「日向大神宮文書」一一四号

（28）「日向大神宮文書」一一六号

（29）「日向大神宮文書」一五九号

（30）「日向大神宮文書」七号

（31）「日向大神宮文書」一七四号。なお、本史料によればこの養子の話はまとまらなかったようである。

（32）「日向大神宮文書」七号

（33）「日向大神宮文書」一一九号

（34）日向大神宮文書」二三九号

（35）ただし、この「一札」が残る八人の他にも別の文書に「神人」として見えている人物が存在しているので、表所掲の八名が「神人」のすべてというわけではない。

（36）「日向大神宮文書」二三一号

（37）「日向大神宮文書」二三九号

(38)「日向大神宮文書」二三一号
(39)「日向大神宮文書」二五〇号
(40)「日向大神宮文書」二五七号
(41)「日向大神宮文書」二四二号。なお、萬屋安兵衛と金蔵は同一印が捺されている
(42)「日向大神宮文書」二三八号
(43)『新修京都叢書』第一二巻
(44)「日向大神宮文書」六七号
(45)「日向大神宮文書」一七四号
(46)例えば、寛延元年の「五条天神宮ゟ毎年節分ニ神木、勝餅、宝船、右三色」(『京都町触集成』巻三―六八四)、宝暦一〇年の「麩屋町押小路下ル町」の白山社「古来ゟ社伝之雷除守」(『京都町触集成』巻四―三二六)、宝暦一一年の「城刕西院春日社」の「疱瘡除之守」(『京都町触集成』巻四―四三六)、宝暦一二年の「花咲社神主」の「賊難狸狼除守」(『京都町触集成』巻四―六〇七)など。また、宝暦六年には「願主之出所も不相知奉加帳持歩キ相勧メ、奉加帳指出し候もの」(『京都町触集成』巻三―一八四一)と不審な奉加も見られたようである。
(47)『京都町触集成』巻四―六〇七
(48)井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年)
(49)真偽が疑わしいものが増加していったにもかかわらず、御札そのものの需要は失われなかったことにも留意したい。御札の権威が低下したことで、ただちに他のものに置き換えられるわけではなかったからこそ、民間宗教者は配札を生業とすることができた。
(50)『京都町触集成』巻五―一二七六
(51)一八世紀初頭には聖護院に所属し富士講を組織する修験者が清水寺の仏餉を兼務していた(拙著『近世勧進の研究』法蔵館、二〇一一年)ように、宗教者が複数の「本所」に所属して様ざまな祈祷札を出していた事例があった。こうした宗教者のなかには多様な需要に応えるために商品としての「札」の品揃えを豊富化していき、「まぎれもの」の札を生産するようになっていったものがいたのではないだろうか。
(52)冷泉町の「金銀入并諸払帳」によれば、明和六年(一七六九)に冷泉町が「粟田口神明御札」に対して支払ったのは拾弐文であった(『京都冷泉町文書』第三巻、三七頁)

「魏晋洛陽城研究序説」補遺

田中一輝

はじめに

筆者は以前「魏晋洛陽城研究序説」と題し、魏晋洛陽城の宮城配置について論じたことがある（以下、前稿と称する）[*1]。そこでは、後漢洛陽城の北宮部分の位置に、南北に二つの宮城が相接しながら並立していたとする一宮説と、後漢洛陽城の南北宮を継承していたとする二宮説をそれぞれ検討し、一宮説を是とした。しかし研究を進めていくうちに、前稿に関わる先行研究や新資料を発見した。そこで本稿では前稿で未解決のまま残しておいた問題の再検討やあらたな知見に基づく補強を行うこととする。

第一章　後漢崇徳殿について

前稿発表の翌年に、朴漢済「後漢 洛陽城의 構造와 都城 布局――正殿 崇徳殿의 위치를 중심으로――」（『東洋史学研究』一二九、二〇一四年）が発表された。朴氏は一九九〇年に北魏洛陽城に関する論文を発表しているが[*2]、この後、漢魏洛陽城遺址の発掘や研究の進展を踏まえ、あらためて北魏洛陽城の宮城配置に関わる後漢洛陽城（雒陽城）について検討したという。そこにおいて朴氏は、後漢洛陽城の南北宮は、南宮が主、北宮が従であり、徳陽殿と並ぶ中心的宮殿である崇徳殿は、南宮に所在したと主張する。朴氏の論文は後漢洛陽城に対象を限定しているが、氏の主

張を、『三国志』巻二 魏書文帝紀黄初元年一二月条裴松之注の、

臣松之案ずるに、諸書記すらく、帝 時に北宮に居り、建始殿を以て群臣に朝すと。門を承明と曰い、陳思王植の詩に「帝に承明の廬に謁す」と曰うは、是れなり。明帝の時に至り、漢の南宮崇徳殿の処に於いて太極・昭陽の諸殿を起つ。

という記述内容（後漢洛陽城の南宮崇徳殿のところに太極殿を建設した）とあわせれば、魏晋洛陽城二宮説を補強するものとなり、一宮説を支持した筆者の前稿とは対立することとなろう。

しかし、朴氏論文には大きく二つの問題点がある。第一に、魏晋洛陽城に関する先行研究が踏まえられていない点である。近年日本において急速に進展した漢魏洛陽城研究、特に後漢・魏晋洛陽城研究においては、それぞれの宮城配置の解明が主要課題であったが、前掲の『三国志』裴松之注に見られるように、後漢・魏晋の各洛陽城の宮城配置の対比という作業が必須となるため、まずは後漢・魏晋洛陽城に関する各先行研究を整理し、充分に踏まえる必要がある。しかし朴氏論文に引用される先行研究は、後漢洛陽城に関するものが大半を占めており、近年の魏晋洛陽城研究の成果があまり踏まえられておらず、魏晋洛陽城の先行研究を踏まえて朴氏論文を見ると、内容や行論に多くの齟齬をきたす。朴氏の主張は魏晋洛陽城の宮城配置にも直接的に関わるだけに、魏晋洛陽城の先行研究をも含めた研究史の整理の上に論を進めるべきではなかったか。

第二に、朴氏の考察・分析に強引な点が多いことである。例えば『文選』巻三 張衡『東京賦』薛綜注には、

崇徳 東に在り、徳陽 西に在り。相去ること五十歩。

とあるが、これによれば「崇徳」と「徳陽」は「五十歩」の間隔を置き、東西に並立していたことになる。「崇徳」と「徳陽」はそれぞれ崇徳殿と徳陽殿を指し、さらに徳陽殿が北宮に所在していたことは、『後漢書』等の史料からも確認できるから、それと「五十歩」の距離を置いて東側に位置していた崇徳殿も北宮にあったとするのが一宮説の立場であり、[*3] 筆者も前稿においてこれを支持した。ところが朴氏は、文中の「崇徳」を崇徳殿ではなく崇徳署と解釈する。崇徳署とは、『後漢書』列伝四四 楊震列伝附楊賜伝に、

光和元年、虹蜺の昼に嘉徳殿前に降る有り、帝 之を悪み、賜及び議郎蔡邕等を引き金商門崇徳署に入らし

め、中常侍曹節・王甫をして問うに祥異禍福の所在を以てせしむ。

とあるように、金商門附近にあった建築物であったらしい。朴氏は特に、『元河南志』の後漢京城図において、北宮の神虎門・金商門附近に崇徳署があることから、『東京賦』薛綜注の「崇徳」を崇徳署と解釈するのであるが、しかし後漢京城図の崇徳署は徳陽殿の西に位置しており、東に「崇徳」があったとする薛綜注の内容と矛盾する。朴氏は他に、後漢京城図の徳陽殿の東にある含徳殿がこの場合の「崇徳」であった可能性もあるとするが、強引に過ぎよう。そもそも朴氏は行論の根拠として『元河南志』の後漢京城図を多用しているが、これを根拠に文献の内容を批判するという手法は、果たして妥当なのであろうか。『元河南志』は著者不明であり、今日伝わるテキストは清代の徐松が『永楽大典』などから抜き出した輯本であるが[*4]、その後漢京城図は後漢洛陽城の宮城や宮殿の配置を写生したものではありえない。恐らくは文献の記述に基づく考証の後に作成された一種の復元図であろうから、都城史研究の参考資料とはなっても根本史料にはなりえないであろう。朴氏論文の問題点は他にもあり、『後漢書』列伝六八 宦者列伝 孫程条に、孫程ら宦官による順帝擁立クーデター時のこととして、

十一月二日、程遂に王康等十八人と聚まりて西鍾の下に謀り、皆な単衣を截りて誓いと為す。四日夜、程等共に崇徳殿の上に会し、因りて章台門に入る。

とあるが、文中の「西鍾」をその下の「崇徳殿」のものと朴氏は主張している。文中の「西鍾」は『後漢書』順帝紀では「徳陽殿西鍾」に作っており、朴氏は順帝紀と宦者列伝とで「西鍾」の所在が異なっているものの、これを崇徳殿の西鍾とし、南宮に所在する崇徳殿でもクーデターは発生したと解釈しているが、ことさらに宦者列伝の「西鍾」を崇徳殿のものと解釈することは、宦者列伝の文脈を考えても成り立たない。宦者列伝の「西鍾」は順帝紀の「徳陽殿西鍾」を踏まえ、徳陽殿に附設されていたと考えるのが自然であろう[*5]。

したがって筆者は前稿に引き続き、崇徳殿が後漢北宮にあり、その跡地に太極殿が建設された、すなわち魏晋洛陽城の宮城は、後漢北宮の跡地に限られ、後漢南宮の跡地には宮城・宮殿が再建されなかったという立場をとることとしたい。

第二章　『三国志』裴松之注

前稿の検討では未解決であった問題の一つに、前掲の『三国志』裴松之注がある。そこには漢（後漢）の南宮崇徳殿の場所に太極殿・昭陽殿等の諸殿が建設されたと書かれており、そして裴松之のこの証言こそは二宮説の最大の論拠であった。これにのっとって後漢洛陽城の南宮跡地に太極殿が建設され、したがって魏晋の宮城配置は後漢の南北宮制を継承していたとするのが二宮説であり、現在は佐川英治氏がこれを積極的に提唱している[*6]（佐川氏の後漢洛陽城復元図を図一として掲載しておく[*7]）。これに対し魏晋の宮城配置が後漢のそれと同じであったと解釈する場合に、矛盾する内容の諸史料を多数掲げ、それに基づいて魏晋の宮城配置が後漢北宮の跡地（北魏洛陽宮城と同じ位置）のみに建設されたとするのが一宮説である。

佐川氏が提示する史料的根拠のほとんどは前稿にて批判し、その結果として筆者は一宮説を支持するに至ったが、唯一この『三国志』裴松之注だけは批判できなかった。裴松之は東晋劉裕（後の劉宋武帝）の北伐に従軍しており[*8]、洛陽城を実見しているために、その証言は信用できるとする佐川氏の主張を、前稿執筆時には突き崩すことはできな

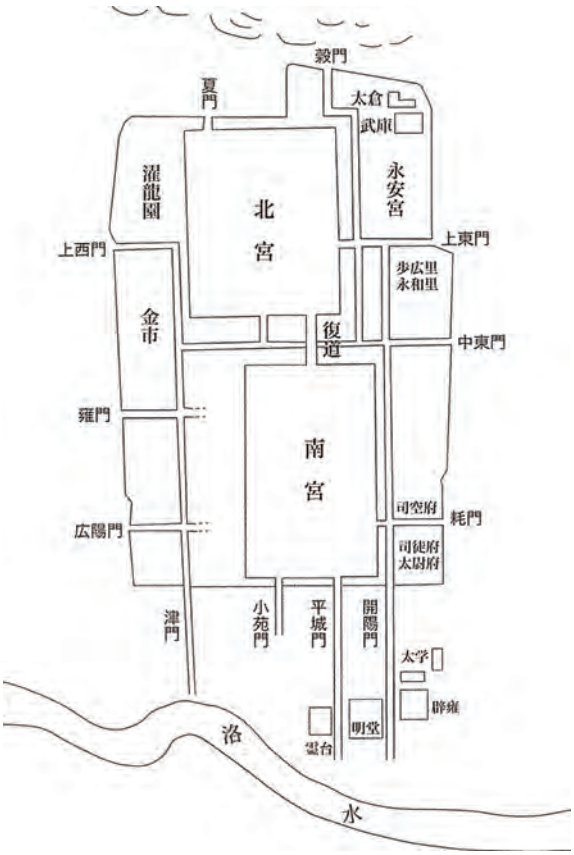

図一：佐川英治氏の後漢洛陽城復元図

かったのである。

しかしながら、洛陽城や中原の地理を実見した東晋・南朝人の著作に対する北朝人の批判があることを、吉川忠夫氏が指摘している。[*9] 以下、吉川氏の研究に基づきつつ解説していきたい。

まず『水経注』巻一六 穀水に、

潘岳『西征賦』に曰く、「孝水を澡し以て纓を濯し、美名の茲に在るを美す」と、是の水 河南城の西十余里に在り、故に呂忱曰く、「孝水 河南に在り」と。而れども戴延之言えらく「函谷関の西に在り」と。劉澄之又云えらく「檀山より出づ」と。檀山 宜陽県の西に在り、穀水の南に在らば、南入の理無し。茲の説を考尋すれば、当に縁生の『述征』の謬誌を承くるのみ。縁生 戍に従い行旅し、征途訊訪し、既にして旧土に非ず、故に究する所無し。今川瀾北に注ぎ、澄みて泥濘を映し、何ぞ枯涸すと言うを得るや。皆な疏僻為り。

とあり、これは西晋潘岳『西征賦』にある孝水の位置比定に関する部分である。そこでは孝水の位置に関する諸説を列挙し、『水経注』の著者である酈道元がそれらの是非を考察している。酈道元は、孝水の位置が函谷関の西にあったとする劉宋戴延之の説、檀山から流れるとする南斉劉澄之の説を、ともに否定する。その理由について、両説が郭縁生『述征記』の誤りを受けたためと酈道元は主張している。郭縁生は裴松之と同じく劉裕の北伐に従軍しており、その『述征記』とは彼の従軍紀行文に他ならない。[*10] すなわち『述征記』の内容は郭縁生が当地を実見した内容が記されていたはずであるが、酈道元はこの内容を否定する理由として、当地が郭縁生にとって「旧土」ではなく、詳しく調べることができなかったためと説明している。同じく『水経注』穀水には、

『述征記』に曰く、「穀・洛二水、本 王城の東北に于いて合流し、所謂穀・洛闘うなり」と。今 城の東南千歩を缺き、世又之を穀・洛の闘う処と言う。倶に非為るなり。余 史伝を按ずるに、周霊王の時、穀・洛の二水闘い、王宮を毀つ。王 将に之を堨さんとし、太子晋 王を諫むるも、許さず、遺堰三堤尚お存す。『左伝』二十四年、「斉人 郟に城き、穆叔 周に如きて賀す」と。韋昭曰く、「洛水 王城の南に在り、穀水 王城の北に在り、東のかた瀍に入る。霊王の時に至り、穀水盛んに王城の西に出で、而して南流して洛に合し、両

水相格り、闘うに似たる有り、而して王城の西南を毀つなり」と。穎容『春秋条例』を著して言えらく、「西城梁門の枯水の処、世 之を死穀と謂うなり」と。始めて縁生の行中造次、関に入りて経究するを知り、故に事 実と違う。

とあって、ここも酈道元による郭縁生『述征記』批判の部分である。郭縁生は穀水・洛水が周の王城の北東にて合流すると記しているが、酈道元は『左伝』や『国語』韋昭注、後漢穎容（穎容）『春秋条例（春秋左氏条例）』を列挙してこれを否定し、郭縁生は道中を急ぎ、函谷関入関後に調査したために、その主張は事実と異なっていると主張する。酈道元は『水経注』穀水を見る限りでは、郭縁生『述征記』をはじめとする東晋・南朝人の地理書の内容に対してかなり批判的である。

ここまでに掲げたのは中原の、特に穀水流域に関する『水経注』の記述であるが、洛陽城に関する彼ら東晋・南朝人の記述に関しても同様のことが指摘できる。『洛陽伽藍記』巻二 明懸尼寺に次のような記述がある。

穀水 周囲して城を遶り、建春門の外に至り、東のかた陽渠石橋に入る。橋に四柱有り、道南に在る銘に云えらく、「漢陽嘉四年将作大匠馬憲造」と。我が孝昌三年に逮び、大雨もて橋を頽し、柱 始めて埋没す。道北の二柱、今に至るまで猶お存し、衒之按ずるに劉澄之『山川古今記』・戴延之『西征記』並びに云えらく、「晋太康元年造」と。此れ則ち之を失すること遠し。按ずるに澄之等並びに生まれて江表に在り、未だ中土に游ばず、仮に征役に因り、暫来経過し、旧事に至りては、多く親ら覧るに非ず、諸（これ）を道路に聞き、便ち穿鑿を為し、我が後学を誤ること、日月已に甚だし。

これは洛陽城東門の一つである建春門に関する記述である。これによれば、門外の石橋の柱（道南の柱）に「漢陽嘉四年将作大匠馬憲造」との銘文があるものの、劉澄之『山川古今記』・戴延之『西征記』には、この橋の建設年代についてともに「晋太康元年造」とあったという。一つは後漢順帝陽嘉四年（一三五年）、一つは西晋武帝太康元年（二八〇年）であり、両説には時間的に大きな差がある。劉澄之・戴延之はもとより江南出身であり、北伐に従軍することで中原に赴いたものの、長くとどまることなく通過してしまい、旧事に関しては自らの目で確かめることなく、伝聞に頼り、強引な解釈を行ったと『洛陽伽藍記』の著者楊

衒之は批判している。つまり楊衒之は、陽嘉四年説を支持していることとなる。酈道元のみならず、楊衒之も彼らの主張には懐疑的であったらしい。しかし『洛陽伽藍記』巻二 魏昌尼寺には、次のような記述もある。

（牛馬市）嵇康を刑するの所、東石橋に臨み、晋の太康元年造り、中朝の時の南橋なり。澄之等蓋し北橋の銘を見、因りて橋を以て太康の初め造ると為すなり。

ここでは建春門の石橋とは別の東石橋（西晋の南橋）が「晋の太康元年造」（北橋の銘?）であることから、橋（建春門の石橋?）の建設年代を太康初と劉澄之らが判断したのであろうと推測している。『洛陽伽藍記』のこの箇所において、楊衒之は劉澄之らの説と北橋の銘を紹介するだけで、それに対する批判は行っていない。恐らくは楊衒之自身が、それが妥当であると判断したためであろうが、であれば楊衒之は東晋・南朝人の説に対して無原則に批判的であったのではなく、認めるべきところは認めていたことになる。

ここまでに引用した『水経注』・『洛陽伽藍記』は、『三国志』裴松之注について直接的に言及しているわけではないものの、劉裕の北伐に従軍した諸人の中原地理・洛陽城に関する証言が、必ずしも信用できるわけではないことは、以上の分析からも理解できるであろう。ただし東晋・南朝人の地理書に批判的であったはずの酈道元は、魏晋洛陽城の宮城に関して次のように言っている。

魏明帝 上に太極を洛陽南宮に法り、太極殿を漢崇徳殿の故処に起て、雉門を改めて閶闔門と為す。（『水経注』穀水）

彼は曹魏明帝が「洛陽南宮」にて太極をかたどる形で、漢の崇徳殿の跡地に太極殿を建設し、雉門を閶闔門としたと主張している。これは『三国志』裴松之注の内容とも類似しており、同じく二宮説の論拠として使用されてきたものであった。すなわち『水経注』文中の「洛陽南宮」も、後漢の南宮と理解されてきたのである。しかし前稿でも紹介したように、向井祐介氏は『水経注』の「洛陽南宮」には後漢の南宮というニュアンスは含まれておらず、これを二宮説の根拠とするには無理があり、この場合の「洛陽南宮」は魏晋宮城（一宮説）の南半部を指すとしている。[*11] つまり『水経注』の記述は、二宮説の論拠たり得ないこととなる。

無論ここまでに引用してきた、『水経注』・『洛陽伽藍記』

といった諸史料の記述には、北朝人の東晋・南朝に対するバイアスやコンプレックスが反映している可能性があり、彼らの主張が必ずしも客観性をそなえているとは限らない。またさきの楊衒之の例のように、東晋・南朝人の地理書でも北朝人がその内容を是認することはあったのであり、必ずしもその全てが信用に値しないというわけではなく、筆者も洛陽城研究において『述征記』等の東晋・南朝人の著した地理書を使用することは多々ある。しかし一方で東晋・南朝の地理書に対する彼らの批判は一応の説得力を有してもおり、したがって洛陽宮城についての裴松之の主張にも、解釈には同様の注意を要しよう。少なくとも裴松之が洛陽城を実見したからその証言は信用できるという佐川氏の論法に関しては、本章の考察によってその妥当性を否定できたものと思われる。

第三章　東宮と西宮

本章では一宮説の補強要素として、新たに西晋時代の東宮・西宮について言及しておきたい。

西晋は皇位継承に異様なこだわりを見せた王朝であり、中国史上、初めて皇太弟・皇太孫が冊立されたのは、実にこの西晋時代である。[*12] 本来皇位は嫡長子継承が原則であるにもかかわらず皇太弟が立てられ、またことさらに皇太孫や、『礼記』檀弓の「兄弟の子は猶お子のごとし」に基づいて皇帝の甥を皇太子に冊立するなどといった諸事からは、[*13] 当時皇位継承予定者の常設が目指されていたことがうかがわれる[*14]（もっともそれには八王の乱という特殊な政治状況も踏まえなければならないが）。そして彼らの住まいである東宮も、西晋においては特殊な存在であった。[*15]

ところで西晋には東宮の他に「西宮」と呼ばれる宮が存在した。「西宮」とは、西晋洛陽城においては皇帝の住まう宮城そのものを指す。[*16] 無論これは東宮に対する呼称であろうが、ことさらに東宮に対して皇帝の住まいを「西宮」と呼ぶとなると、皇帝と皇太子が並立関係になり、皇帝の権威が相対化される危険性も生じかねない。[*17] しかしこれに関しては、『文選』巻二六　陸韓卿（陸厥）『報答内兄希叔』李善注に引く東晋卞壼の議に、

太子の居る所の宮、東宮と称す。太子宮と言わざる者は、二宮東西を以て称と為し、是れ天子の離宮にして、太子をして之に居らしむるを明らかにすればなり。

とあるように、あくまで東宮は天子（皇帝）の離宮であり、そこに皇太子が居住する、という理念が存在していたらしい。[*18]

西晋洛陽城の宮城が「西宮」と呼ばれるようになった所以を考えると、やはり洛陽城における東宮・宮城の位置関係が予想される。では西晋の東宮は洛陽城のどこに位置していたのであろうか。

西晋洛陽城の東宮の位置に関しては岡部毅史氏の研究があり[*19]、氏の作成した洛陽城復元図が図二である。この図によれば、洛陽城内東側の、やや北よりのところに東宮が存在したことになるが、東宮のおおよその位置としては筆者もこれを支持したい。筆者はかつて、西晋の外戚である楊駿の台頭過程と東宮の関係について論じたが、その中で、恵帝即位直後の永熙元年（二九〇年）～永平元年（二九一年）三月における楊駿の専権体制において、東宮・尚書省がその中核となり、東宮に楊駿の腹心が送り込まれていたことを指摘した。[*20]筆者がかく判断した根拠の一つに、『晋書』巻四〇 楊駿伝の次の一文がある。

時に駿 曹爽の故府に居り、武庫の南に在り、内に変有るを聞き、衆官を召して之を議せしむ。太傅主簿朱振 駿に説きて曰く、「今 内に変有り、其の趣知るべし、必ずや是れ閹豎の賈后の為に謀を設ければ、公に利あらず。宜しく雲龍門を焼き以て威を示し、事を造す者の首を索め、万春門を開き、東宮及び外営の兵を引き、公自ら皇太子を擁翼し、宮に入りて姦人を取るべし。殿内震懼し、必ず斬りて之を送り、以て難より免るるべし」と。

図二：岡部毅史氏の西晋東宮配置図

これは永平元年三月に反楊駿のクーデターが発生したときの楊駿側の動向を伝える史料であり、それによれば太傅主簿（楊駿の府僚）朱振が、楊駿にクーデター勢力への対処として、宮城の雲龍門を焼いて威を示し、万春門を開いて、東宮や外営の部隊を引き入れ、クーデターの首謀者の殺害することなどが提案されたが、楊駿はこれを断ったという。筆者は特にこのうちの傍線部に基づき、当時の楊駿が皇太子の身柄を確保し、東宮の部隊を動員する手段を有していたと解釈し、前述のような主張を行ったのであるが、今この記述を都城史研究の視点からあらためて見ると、別の像が浮かんでくる。

まず引用史料冒頭に「時に駿 曹爽の故府に居り、武庫の南に在り」と、当時楊駿が曹魏の曹爽の故府におり、その故府は武庫の南にあったと記されている。これは楊駿の太傅府の位置を示したものであろうが、文中の武庫については、太倉の東に位置していたらしい。[*21] つまり楊駿の太傅府はこの南に位置していたことになるのだが、それは同じく武庫の南方にあった東宮と距離が近かったことを意味しており、また当時の政治における楊駿と東宮の密接な関係が、一つにはこの近さに由来していたことをも前掲『晋

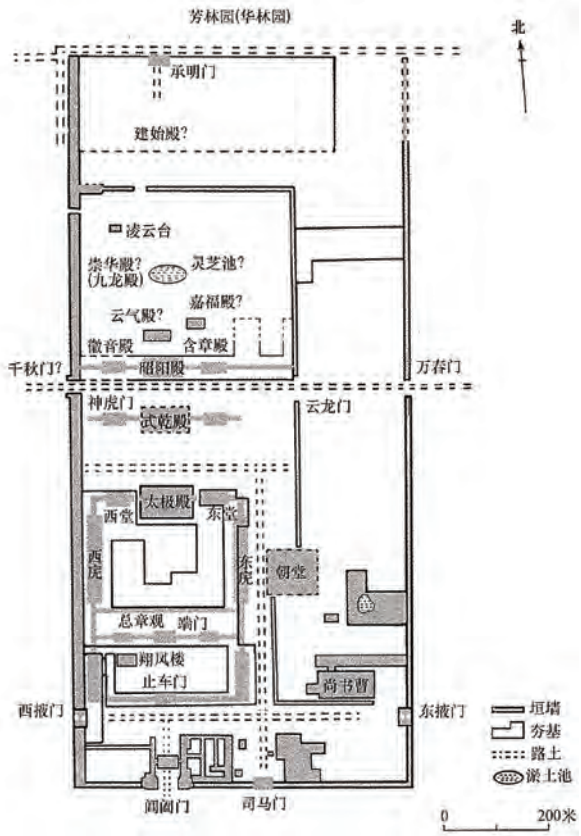

図三：魏晋洛陽城宮城図

書』楊駿伝は暗示している。『晋書』楊駿伝に登場する雲龍門・万春門は、一宮説に基づくならば宮城西側の門であり（図三参照）、すなわち朱振の発言は、東側の東宮・太傅府から西側の宮城を攻撃するための戦術の提案であったことになる。このことからも、東宮が宮城の東側にあり、岡部氏の復元図がおおよそ正しいことが確認されるであろう。

一宮説によるならば、東宮と宮城が東西方向に並立していたこと、したがって宮城が東宮に対して「西宮」と呼ばれていたことが容易に理解できる。では二宮説をとった場合にこの問題はどのように解釈できるであろうか。二宮説は魏晋宮城が後漢の南北宮を継承し、そのうちの南宮に太極殿があったとする。しかしこれと東宮の位置関係からは、ことさらに宮城（南北宮）が「西宮」と呼ばれた理由を見いだすことができない。仮に二宮説における南宮が、太極殿が所在したために主たる宮域として同時代人に理解されていたとすると、東宮と南宮とがほぼ南北方向に位置するために、ますます西宮と呼ばれた理由が分からなくなる。この東西宮問題は、現在のところは一宮説の根拠になる一方で、二宮説のそれにはなりえないと判断しなければならないであろう。

第四章　中軸線の有無

ここまでは二宮説への批判・一宮説の補強を行ってきたが、前稿にて未解決のまま残した問題の二つ目に中軸線問題がある。まずは、中軸線問題に関する前稿の考察結果を簡単に説明しておこう。

佐川氏は『水経注』穀水の、

穀水又東し、宣陽門の南を逕、故の小苑門なり。皇都洛に遷り、此に移置し、閶闔門に対し、南のかた洛水浮桁に直る。

という記述を引き、宣陽門（後漢時代の小苑門）が北魏時代に移築され、これによって太極殿―閶闔門―宣陽門―洛水浮橋―円丘が一直線に並ぶこととなり、したがって洛陽城において中軸線が形成されたのは北魏時代であると主張した[*22]。また氏は同じく『水経注』穀水の、

……『洛陽諸宮名』に曰く、「南宮に諮台・臨照台有り」。『東京賦』に曰く、「其の南は則ち諮門曲榭、邪阻城洫有り」と。注に曰く、「諮門、永室門なり」と。…諮

門即ち宣陽門なり。

という記述の「謼門（氷室門）」を後漢南宮門かつ魏晋宣陽門と解釈し、魏晋宣陽門は北魏のそれよりもやや東にあって、南宮に接続する門であったとし、したがって魏晋洛陽城宮城は後漢洛陽城のそれと同じ二宮制をとっていたとも主張する。[*23] 筆者は佐川氏の主張のうち、後漢洛陽城の小苑門が北魏の宣陽門よりもやや東に位置し、南宮に接続する宮門であったとする点に関してはその正確性を認めたが（したがってそれに基づく佐川氏の後漢洛陽城復元図（前掲図一）にも筆者はおおむね賛成する）、これを魏晋洛陽城二宮説の根拠に使用する佐川氏の論法に関しては、『水経注』穀水の「宣陽門」が必ずしも厳密に魏晋洛陽城の宣陽門を指すとは限らないため、二宮説の根拠にはなりえないと批判した。つまり筆者の見解によれば、魏晋洛陽城の宮城は後漢北宮の一帯に限られてはいたものの、宣陽門は佐川氏の言うとおり太極殿―閶闔門の真南には存在しなかったこととなる。この上で、筆者は魏晋洛陽城の中軸線について以下二点の展望を示しておいた。

ⅰ魏晋洛陽城に中軸線はなかったとする場合…後漢洛陽城の小苑門が南宮宮門であったとする佐川氏の見解は、必ずしも魏晋洛陽城二宮説を補強するものとはなり得ないのであるが、後漢洛陽城についての主張としては充分に首肯し得るものであり、そして宣陽門（小苑門）が北魏時代に移築されたのであれば、魏晋洛陽城の宮城が後漢時代の北宮一帯に限られていながらも、この段階では中軸線は形成されていなかった、とすることが可能である。しかしこのように解釈する場合、例えば永嘉の乱に際して王弥・呼延晏軍が洛陽城に侵攻した際、「宣陽門陥ち、南宮に入り、太極前殿に升る」（『晋書』巻一〇二　劉聡載記）とあるように、ことさらに太極前殿の真南にない宣陽門を通って太極前殿に侵攻したことの理由が不明瞭となるので、より具体的な検討が必要となる。

ⅱ魏晋洛陽城に中軸線があったとする場合…ⅰとは逆に、魏晋洛陽城に中軸線があったと想定することも現段階では不可能ではない。ただしその場合、北魏洛陽城と同様の太極殿―閶闔門―銅駝街―宣陽門のラインではなく、別の位置に中軸線が形成されていた可能性が高くなる。向井佑介氏は、魏晋洛陽城が西側の太極殿―閶闔門のラインと、東側の朝堂―司馬門のライン

の、二軸制をとっていた可能性を指摘するが[*24]、前述のごとく、魏晋時代の宣陽門が太極殿―閶闔門のライン上にあったとは今のところ考えにくく、逆にこれが朝堂―司馬門ラインの上にあったとすれば、魏晋時代において中軸線としてより強く認識されていたのは後者であったことになる。

前稿ではこの二点の可能性を指摘するのみにとどまったが、本章ではこの問題のさらなる掘り下げを行いたい。

まずこのうちのiの可能性の弱点、すなわち永嘉の乱に際し、王弥・呼延晏軍が太極前殿に攻め込むに先立って、その真南にない宣陽門を通ったことの不自然さの解決を行おう。かつての一宮説においては、魏晋宣陽門が太極殿―閶闔門の延長線上にあったとされ、郭湖生氏は、仮に魏晋宮城が後漢南北宮と同じ配置をとっていたと考えた場合、なぜ（宮門でない）宣陽門を通って南宮に入り、太極殿にのぼったのかが分からなくなるとし、魏晋宮城は北魏宮城と同じ位置にあり、宣陽門が太極殿の真南にあったため、王弥らは宣陽門を通って太極殿にのぼったと主張する[*25]。しかし既に述べたように、魏晋時代の宣陽門は、太極殿―閶闔門の延長線上に位置していたとは考えにくく、王弥らの軍は宣陽門→閶闔門→太極前殿のルートを一直線に突き進んでいったわけではなかったことになる。ではどのようなルートをたどったのであろうか。

ここで注目すべきは閶闔門の存在である。閶闔門は闕を備えた、宮城の正南門とも言うべきものであったが、銭国祥氏はあくまで皇帝の即位や四方の朝貢者との接見などの重要時に使用される門であって、一般時に通行のために使用されることは極めて少なかったと主張する[*26]。銭氏によれば、閶闔門を経ずとも、宮門である東掖門・西掖門から止車門を通っても太極殿に達することが可能であったという。閶闔門の用途に関する銭氏の主張は、あくまで平時における使用回数の少なさについてのものであるが、闕を備えた門であるだけに、洛陽宮城に軍を率いて侵攻する場合においても、太極殿と閶闔門とが南北直線上に位置するからといって、あえて閶闔門を陥として太極殿に攻め込む必要もなかったのではないか。前掲『晋書』劉聡載記は、王弥・呼延晏軍が宣陽門を破った後の行軍ルートについて、「南宮に入り、太極前殿に升る」というだけで、彼らが南宮に侵入するに際し、どの門を通過したのか明らかにしないが、いずれにしても必ず閶闔門を陥落させ通らなければならな

かったというわけではなさそうである。

しかしそれでも王弥・呼延晏の軍が太極前殿にのぼるに先だって、ことさらに宣陽門を陥落させたのはなぜかという疑問は残るが、劉聡ら漢軍は、『晋書』劉聡載記に、

……弥等未だ至らず、晏 輜重を張方の故塁に留め、遂に洛陽に寇し、攻めて平昌門を陥とし、東陽・宣陽諸門及び諸府寺を焚く。懐帝 河南尹劉黙を遣わして之を距ましめ、王師 杜門に敗る。晏 外継至らざるを以て、東陽門自り出で、王公已下子女二百余人を掠して去る。

とあるように、宣陽門だけではなく、平昌門・東陽門なども攻撃している。またこれに先立つ永嘉三年（三〇九年）の漢軍の洛陽攻撃についても、『晋書』巻一〇一 劉元海載記に、

……聡 進みて西明門に屯し、護軍賈胤 夜に之に薄し、大夏門に戦い、聡の将 呼延顥を斬り、其の衆遂に潰す。聡 軍を廻して南し、洛水に壁し、尋いで進みて宣陽門に屯し、曜 上東門に屯し、弥 広陽門に屯し、景 大夏門を攻め、聡 親ら嵩嶽に祈り、其の将 劉厲・呼延朗等をして留軍を督せしむ。東海王越 参軍孫詢、将軍丘光・楼裒等に命じて張下の勁卒三千を率い、宣陽門自り朗を撃たしめ、之を斬る。聡 聞きて馳せて還る。厲 聡の己を罪するを懼るるや、水に赴きて死す。

とあるように、宣陽門の他に西明門や大夏門・上東門・広陽門なども包囲・駐屯や攻撃の対象となっている。洛陽城の包囲攻撃における漢軍の最終目標は、当然太極殿（太極前殿）をはじめとする宮城や洛陽城全体の占領にあった。仮に太極殿が宣陽門の附近にあり、漢軍が太極殿の速やかな占拠をめざして宣陽門を重点的に攻撃したとしても、守備側が同じくそこに兵力を集中させて防いだならばその戦術は無意味となる。事実漢軍はいずれの包囲においても宣陽門以外の門に積極的な攻撃を仕掛けたのであり、結局のところ、王弥・呼延晏軍が太極前殿を占拠するに際し宣陽門を陥落させたことは、彼らにあらかじめ宣陽門↓太極前殿という確固とした戦術があったことを意味するものにはならず、あくまで偶然の所産であったと理解しなければならないのではないか。

しかしながらそうと断定するには次の史料を有効に解釈せねばならない。『晋書』巻一〇五 石勒載記下に、後趙石

勒と前趙劉曜の決戦直前のこととして、

……勒 顧みて徐光に謂いて曰く、「曜 成皐関を盛んにするは、上計なり。洛水を阻むは、其の次なり。坐して洛陽を守る者は擒と成るなり」と。諸軍 成皐に集い、歩卒六万、騎二万七千。勒 曜に守軍無きを見、大いに悦び、手を挙げ天を指し、又自ら額を指して曰く、「天なり」と。乃ち甲を巻き枚を銜み詭道もて路を兼ね、鞏・訾之間に出づ。曜の其の軍十余万を城西に陳ぬるを知り、弥いよ悦び、左右を顧みて曰く、「以て我を賀すべし」と。勒 歩騎四万を統べ宣陽門自り入り、故の太極前殿に升る。

とあり、石勒軍側の状況を伝えている。傍線部を一見すれば分かるように、このときの石勒も宣陽門から洛陽城内に進入し、その後に太極前殿にのぼっている。『晋書』の劉聡載記と石勒載記のそれぞれに、宣陽門から太極前殿にのぼったとする記述が共通して見られることは、太極前殿にのぼるに先だって宣陽門を通過せねばならない必然的な理由があったようにも解釈しうるのであるが、実際は恐らくそうではない。石勒は「曜 成皐関を盛んにするは、上計なり。洛水を阻むは、其の次なり。坐して洛陽を守る者は擒と成るなり」といい、劉曜軍の動向に関して三つのケースを想定しているのであるが、それは裏を返せば当時の石勒軍が成皐関→洛水→洛陽城のルートで行軍しなければならなかったことを物語っている。ゆえに石勒は洛陽城に至るまでの過程において、劉曜軍に遭遇しなかったことから、「天なり」、「以て我を賀すべし」などと喜んでいたのである。この場合、石勒軍は洛水を渡って洛陽城に到着したことになるが、当時の洛水は洛陽城の南方を流れていた。つまり石勒は洛陽城には南方から進入したことになり、太極前殿にのぼるに先だって南門の一つである宣陽門を通ったとしても、何ら不自然な点はなくなるのである。

以上の考察により、王弥・呼延晏軍が宣陽門を突破し太極前殿にのぼったことは偶然の結果であり、これが宮城や城門の位置比定の根拠たり得ないことが明らかとなった。これによってiにおいて提起した疑問は一応解決したことになろう。

では魏晋洛陽城に中軸線はなかったのであろうか。次にこの点について検討を進めたい。既に述べたように、北魏洛陽城中軸線の構成要素の一つとして銅駝街がある。北魏の銅駝街は閶闔門から南に延びる道路であったが、魏晋に

おいてもそれは同様であったらしい。『水経注』穀水に、

……之を銅駝街と謂う。旧くは魏明帝 銅駝諸獣を閶闔南街に置く。陸機云えらく、「駝高きこと九尺、背太尉坊に出づる者なり」と。

とあって、曹魏明帝が閶闔門の南通りに「銅駝諸獣」を配置したといっており、これが「銅駝街」という名称の由来となったことは容易に推察される。[*27] つまり銅駝街は魏晋・北魏ともに同じ位置を通っていたと判断せざるを得ないのであるが、前述の通り魏晋の宣陽門は北魏のそれと位置を異にしているため、魏晋時代には銅駝街の延長線上（直線上）に宣陽門が位置していたわけではなくなる。もっとも閶闔門の東に位置する宮城南門であった司馬門の南に、銅駝街に匹敵する通りがあり、それが宣陽門と直結していたならば、前稿のiiの可能性が裏付けられることとなるが、現存する史料からは、その存在を積極的に伝える記述を見いだせない。であれば現状では筆者が前稿のiにて推測したように、魏晋洛陽城には中軸線がなかったとしなければならなくなる。

ただし中軸線という概念までもがこの時代に絶無であったとは断定できない。既に曹魏鄴城にて中軸線が存在していたことが指摘されており、中軸線の概念は後漢末には存在していたこととなる。ではせっかく誕生した中軸線という概念を、曹魏・西晋の皇帝たちは洛陽城に再現しようとしなかったのであろうか。

その可能性を示唆するものとして宮城南門の司馬門がある。司馬門は前述の通り閶闔門の東にあり、また魏晋の宣陽門も北魏のそれよりやや東にあったから、魏晋洛陽城において司馬門・宣陽門が南北の一直線上に位置していた可能性はそれほど低くはない。そしてもともと司馬門には闕を建設する計画があった。『水経注』穀水に、

渠水 銅駝街自り東し、司馬門の南を逕。魏明帝始めて闕を築き、崩れ、数百人を圧殺し、遂に復た築かず、故に闕無し。

とあるように、司馬門には当初闕が建設されていたが、それが崩落し、数百人の死者をだしてしまったがために、闕はなくなったという。銭国祥氏はこれに基づいて、当初は司馬門に闕を築く予定であったが、『水経注』穀水にあるような事情からそれが中止され、その西側に新たに閶闔門を開鑿・建設することになったと主張する。[*28] これによるならば曹魏には司馬門と宣陽門からなる中軸線の形成が志向

されていたと判断できなくもない。しかし前述の銭氏の説は高い蓋然性を備えたものではあるものの、向井氏も指摘するように、前掲『水経注』穀水の一文しか根拠が示されておらず[*29]、結局は推測の域を出てはいない。したがって現在のところは魏晋洛陽城に中軸線適用の計画があったと明確に判断することはできないのであるが、あくまで可能性としては指摘しておいてもよいであろう。

本章の分析結果を総括するならば、魏晋時代には中軸線という概念が既にありながらもその首都洛陽城には適用されなかった、あるいは適用の意志はあったが様々な事情から結果として適用されなかったと解釈するしかなくなる。その意味で魏晋洛陽城は、中国都城史において過渡期のものであったと評価することができよう。[*30]

おわりに

本稿はその趣旨が前稿の補強ということもあって、全体として魏晋洛陽城に関する個別事例の紹介・検討という構成となり、大変読みづらい叙述方式をとってしまったが、読者には前稿とあわせて読んでいただければ幸いである。また特に朴・佐川両氏には蕪辞を謝したいと思う。

本稿では朴氏論文と前稿で残した未解決問題二点のそれぞれの検討（第一・二・四章）、及び一宮説補強の新たな根拠一点の提示（第三章）を行った。特に第二・四章の検討では、依然として確固とした分析結果は得られなかったが、それでも前稿における筆者の理解・立場を補強することには成功したであろう。

現存の文献で行いうる、魏晋洛陽城の宮城配置や中軸線の有無に関する筆者の検討作業は、これで一通りは完了したつもりである。以後再検討の必要が生ずるとすれば、漢魏洛陽城遺址の新たな発掘結果の公表がその契機になろう。いずれ来たるであろうそのときに備える意味も含め、今後も研究は実証を第一に心がけて継続していきたいと考えている。

＊1　拙稿「魏晋洛陽城研究序説」（『立命館史学』三四、二〇一三年）参照。

＊2　朴漢済「北魏　洛陽社会와　胡漢体制――都城区劃과　住民分布를　중심으로――」（『泰東古典研究』六、一九九〇）。

＊3　村元健一「後漢雒陽城の南宮と北宮の役割について」（『大阪歴史博物館研究紀要』八、二〇一〇年）参照。

＊4　神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』（燎原書店、

一九八九年）七三頁参照。

＊5　村元健一「後漢雒陽城の南宮と北宮の役割について」（前掲）参照。

＊6　佐川英治「曹魏太極殿の所在について」（『六朝・唐代の知識人と洛陽文化』岡山大学文学部プロジェクト研究報告書一五、二〇一〇年、一九〜四二頁）、「漢魏洛陽城研究の現状と課題」（『洛陽学国際シンポジウム報告論文集――東アジアにおける洛陽の位置――』、汲古書院、二〇一一年、一一五〜一三八頁）、「漢魏洛陽城」（佐川英治・陳力・小尾孝夫編『漢魏晋南北朝都城復元図の研究』、平成二二〜平成二五年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書、二〇一四年、三七〜七〇頁）参照。

＊7　佐川英治「漢代の郊祀と都城の空間」（小島毅編『東アジアの王権と宗教』、勉誠出版、二〇一二年、四〇〜五一頁）参照。

＊8　森鹿三「劉裕の北伐西征とその従軍紀行」（『東洋史研究』三―一、一九三七年）参照。

＊9　吉川忠夫「島夷と索虜のあいだ――典籍の流伝を中心とした南北朝文化交流史――」（『東方学報』京都七二、二〇〇〇年）参照。

＊10　森鹿三「劉裕の北伐西征とその従軍紀行」（前掲）参照。

＊11　向井佑介「曹魏洛陽の宮城をめぐる近年の議論」（『史林』九五―一、二〇一二年）参照。

＊12　『廿二史劄記』巻一四、三田辰彦「西晋後期の皇位継承問題」（『集刊東洋学』九九、二〇〇八年）、岡部毅史「西晋皇太弟初探」（『東方学』一二九、二〇一五年）参照。

＊13　渡邉将智「後漢安帝の親政と外戚輔政」（『東洋学報』九三―四、二〇一二年）参照。

＊14　三田辰彦「西晋後期の皇位継承問題」（前掲）参照。また岡部毅史「梁簡文帝立太子前夜――南朝皇太子の歴史的位置に関する一考察――」（『史学雑誌』一一八―一、二〇〇九年）は、南朝においても皇太子はほぼ常設状態であったという。

＊15　拙稿「西晋の東宮と外戚楊氏」（『東洋史研究』六七―三、二〇〇九年）参照。

＊16　福原啓郎『西晋の武帝 司馬炎』（白帝社、一九九五年）二四四頁参照。

＊17　現に西晋の陸機は『贈馮文羆遷斥丘令』（『文選』巻二四）にて、「閶闔既闢、承華再建」と、宮城の正門である閶闔門と、東宮の正門である承華門とを、並立的に表現している。外村中「魏晋洛陽都城制度攷」（『人文学報』九九、二〇一〇年）参照。

＊18　周一良『魏晋南北朝史札記』（中華書局、一九八五年）は、『晋書』に見られる「二宮」の語について、「二」が「貳」に通じることから東宮を指すものと、皇帝・皇后（皇太后）・皇太子などのうち二人の総称の、二つの意味があったと指摘している（四五頁）。引用文中の「二宮」は後者のケース、特に皇帝・皇太子の二人がそれぞれ住まう西宮・東宮を呼

んだものであろう。

＊19 岡部毅史「六朝建康東宮攷」（『東洋史研究』七二―一、二〇一三年）参照。

＊20 拙稿「西晋の東宮と外戚楊氏」（前掲）参照。

＊21 『後漢書』列伝一二 堅鐔列伝注所引『洛陽記』に「建始殿東有太倉、倉東有武庫、蔵兵之所」とあり、建始殿のあった魏晋時代には、太倉の東に武庫があったという。武庫に言及した研究としては、この他に張金龍「『八王之乱』与禁衛軍権」（同氏著『魏晋南北朝禁衛武官制度研究』、中華書局、二〇〇四年、上冊二六七～三〇〇頁）、仇鹿鳴「高平陵之変発微――以軍事・地理因素為中心――」（『文史』二〇一〇―四）がある。

＊22 佐川英治「曹魏太極殿の所在について」（前掲）参照。

＊23 佐川英治「漢魏洛陽城研究の現状と課題」（前掲）参照。

＊24 向井佑介「曹魏洛陽の宮城をめぐる近年の議論」（前掲）参照。

＊25 郭湖生「魏晋南北朝至隋唐宮室制度沿革 兼論日本平城京的宮室制度」（山田慶兒編『中国古代科学史論 続編』、京都大学人文科学研究所、一九九一年、七五三～八〇五頁）参照。

＊26 銭国祥「由閶闔門談漢魏洛陽城宮城形制」（『考古』二〇〇三―七）参照。

＊27 外村中「魏晋洛陽都城制度攷」（前掲）参照。

＊28 銭国祥「由閶闔門談漢魏洛陽城宮城形制」（前掲）参照。

＊29 向井佑介「曹魏洛陽の宮城をめぐる近年の議論」（前掲）参照。

＊30 前稿でも紹介したが、今井晃樹「魏晋南北朝隋唐時代の軸線の変遷」（『中国考古学』一一、二〇一一年）はこれまでの研究状況を踏まえ、後漢洛陽城と魏晋洛陽城との間で軸線の移動があったか否かは判断できないとしている。

挿図出典

図一：佐川英治「漢代の郊祀と都城の空間」（小島毅編『東アジアの王権と宗教』、勉誠出版、二〇一二年、四〇～五一頁）図三

図二：岡部毅史「六朝建康東宮攷」（『東洋史研究』七二―一、二〇一三年）図Ⅰ

図三：銭国祥「魏晋洛陽都城対東晋南朝建康都城的影響」（『考古学集刊』一八、二〇一〇年）図二

調査報告

二〇一四年度奈良県山辺郡山添村毛原地区の調査概要

河内将芳

はじめに

大和国山辺郡は、古代末期から中世、そして近世、近代にかけて東山内、あるいは東山中とよばれて、奈良など大和国中に対して独特の歴史的環境をそなえた地域として知られてきた。

とりわけ、中世においては、東大寺や興福寺の荘園がおかれたところとしても知られており、東大寺や興福寺に残された史料から、そのすがたをかいま見ることができる。

また、南北朝期以降では、現在の室生村の染田天満神社を中心に連歌天神講が東山内の人々の結束をうむ独特な動きをみせたことでもよく知られている。

戦国期にいたっては、多くの城郭が構えられ、近世、江戸時代には、国境を越えた津の藤堂藩領となり、そして、明治以降の近代では、ふたたび奈良県と、めまぐるしく歴史がきざまれたところであった。

このように、当該地域は、多様な歴史的変遷と独特な地域的特性を帯びているにもかかわらず、これまで地域に根ざしたかたちで調査や研究がおこなわれてきたとはいいがたい状況にあった。

実際、昭和三五年(一九六〇)に刊行された『豊原村史』が、まとまったものとしてはほぼ唯一といえる点からも、そのことはうかがえる。

以上のことをふまえて、河内は、平成二六年度(二〇一

四年度）奈良大学研究助成を申請し、「大和国東山内の歴史的環境に関する予備的研究」と題した調査・研究をこころざすことにした。

さいわいなことにその申請はみとめられ、一年をとおして調査・研究をおこなうことが可能となったが、本稿は、その調査・研究のうちの調査にかかわる概要を報告するものである。

一　調査の開始まで

大和国東山内、あるいは山辺郡と一口にいっても、その領域は広大であり、いきなりその全体について調査・研究するというわけにはいかない。そこでまずは、山辺郡に属する自治体のうち、山添村地域から調査・研究をはじめることにした。

本研究のように、地域に根ざした調査・研究ともなれば、当該自治体との緊密な連絡や連携は不可欠である。その点、山添村教育委員会には、奈良大学文学部史学科の卒業生であり、大学院文学研究科博士課程前期修了生でもある井上有貴氏が主査としてその職務にあるという情報を得たことは、きわめて有効にはたらいた。

また、井上氏は、大学院修了後、滋賀県愛知郡秦荘町史編纂室にも在職されていたことがあったが、その編纂にかかわる編集委員のひとりとして河内も名をつらねていたという偶然も山添村地域から調査をはじめようと考えるにいたる大きなきっかけとなった。

そのことをふまえて、河内からまずは井上氏へ連絡をとり、本研究の趣旨を説明することからはじめた。すると、井上氏のほうでも同じようなことができ

ないかと模索していたという幸運も重なり、一気に事業が具体化していくことになった。

ところで、本研究は、申請段階では、個人研究として申請していたものの、実際の調査場面では、史学科、とくに日本史教員の協力をあおぎつつ、大学院生・学部生も参加できるようなかたちを念頭においていた。

そのこともあって、井上氏との話がすすみはじめたころから日本史教員へ協力の要請をしてみたところ、寺崎保広氏・村上紀夫氏・木下光生氏・森川正則氏・大田壮一郎氏からこころよい返事を得、その勢いにのって平成二六年九月一〇日（水）に全員で山添村をおとずれ、井上氏との面談ならびに、具体的な調査日程や調査内容についての打ち合わせをおこなうまでにいたった。

そのなかで、大学院生・学部生が参加できる時期も考慮して、日程を二〇一五年の三月ころとし、調査地域や調査内容についても、井上氏と河内とのあいだでひきつづき協議を重ねることとなった。

また、協議の結果、山添村のなかでも毛原地区を今回の調査対象地域とすることや、調査対象として、毛原地区の共有文書や毛原地区在住の個人所蔵の古文書類などとすることも決まった。

それをうけて、一二月二六日（金）には、村上氏・木下氏・河内の三名でふたたび山添村をおとずれ、山添村教育長の福山茂光氏や文書の所蔵者のひとりである山中政明氏とも面談し、三月の調査日を待つまでとなった。

二　調査の経過と成果

三月の調査日は、三月二日（月）・三日（火）の二日間、現地で宿泊するとともに、調査場所として毛原地区の公民館施設の使用が教育委員会の尽力でゆるされた。

それよりまえの二月二〇日（金）には、あいさつを兼ねて村上氏・木下氏・河内が山添村をおとずれ、福山氏・井上氏・山中氏をはじめ、毛原地区区長の大久保倍宏氏とも面談し、公民館施設も見学させてもらうとともに、調査対象の古文書類などの確認もおこなった。

また、それと並行して、学内では参加学生や大学院生を募集、一四名の参加が決まった。具体的には、順不同で、今井鷹也氏・堀奏美氏・山本将司氏・氏家さつき氏・林実莉氏・氣賀澤愛香氏・七村由香莉氏・二ッ矢美咲氏・若林

麻由子氏・前田沙希氏・永山加奈氏・渡辺ななみ氏・船口弘希氏・納田敬悟氏の諸君であり、これに、出張が重なったために参加がかなわなかった寺崎氏をのぞいた五名の教員が加わり、総勢一九名の調査団が現地におもむくことになった。

調査日の初日、現地へは河内と一部の教員が道具類搬入の必要性から自家用車で入ったほかは、近鉄名張駅に集合、そこで教育委員会が用意したマイクロバスに乗車して毛原地区の公民館施設に入った。

山添村は、現在でもなお公共交通機関ではおとずれることがほとんどといって不可能な地域である。そのため、マイクロバスを用意していただいたことは、たいへんありがたいことであった。

調査開始直前には、調査団と福山氏・山中氏・大久保氏、そして井上氏とのあいだであいさつがかわされ、木下氏から調査の方法について全体的な説明がおこなわれた。

その後、二日間をかけて調査をおこなったが、その具体的な方法と内容はおおよそつぎの通りとなる。

①学生を四グループに分け、そのおのおのに教員が随時付き添うかたちとした。

②あらかじめ用意した史料カードに古文書などから読みとれる情報を各自で記入し、調書をとっていった。記入していく情報とは、文書名・年月日・宛所・形状など、読みとれるかぎりの情報である。

③記入が済み次第、調書を整理し、それらを木下氏がパソコンで打ち込み、その場で目録のかたちにしていった。

④あらかじめデジタル撮影機器一式をもちこんでいたため、河内と大学院生は、調書がとられた文書から順次写真撮影をおこなっていった。

今回参加した学生諸君のほとんどは、実物の古文書にふ

れるのもはじめてであり、文字が読めないものも少なくはなかったが、それでも、写真などではなく、現物をとりあつかっていくなかで、しだいに読める文字も増えていくと同時に、現物から伝わってくる歴史そのものに圧倒される経験をしたことは、なによりの効用といえよう。

また、文書のなかに登場してくる人びとのご子孫が、調査しているこの地で日々暮らしているという事実をとおして、歴史学という学問が頭のなかや机のうえで成り立っているわけではないということも体感できたことは、学生諸君にとって得がたい経験だったのではないかと思われる。

それとあわせて、日ごろ教室で目にしている教員のすがたが、じつは研究者としてのすがたごく一部にすぎないということを目のあたりにしたことは、専門的な職業をこころざす学生・大学院生にとっては、大いに刺激になったことであろう。

二日間ともに、おおよそ午前一〇時から午後四時までをついやして調査はおこなわれたが、その具体的な成果としては、史料の点数として、毛原区区有文書八九点、毛原地区の氏神社である八阪神社文書一五点、山中家文書三八点、福山家文書（福山茂光氏の本家にあたる福山家のもの）四一四点、合計五五六点にのぼる。

このなかには冊子類や絵図など多様なものも含まれており、実態としては、みかけの点数より豊かな内容をもつ史料群であることもその場であきらかとなった。

なお、あらかじめ研究助成等で購入した薄様や中性紙の文書箱・封筒などを持参していたので、史料の良好な保存をはかるためにも、それらにおさめて、教育委員会をとおして所蔵者に返還してもらうよう要請した。

また、木下氏がまとめた目録も、教育委員会をとおして所蔵者のほうへと後日渡されたが、写真撮影のほうは、分厚い冊子類が多かったこともあって、全体にはおよばなかった。その撮影データについても、教育委員会をとおして所蔵者のほうへと後日渡された。

おわりに

今回の調査では、時間の制約もあり、当初から予想していたように、調書をとることと、一部の写真撮影で精一杯であった。そういう意味では、可能なかぎりのデータ収集作業に終始することになった。

したがって、その内容の検討、あるいは研究については、個人情報を十分に考慮しつつ、今後すすめていくという段階といえる。

また、所蔵者をはじめとして、地元では、古文書などの中味を知りたいという要望も強くあり、調査・研究した成果をどのようなかたちで地元へ還元していくのか、教育委員会と相談しつつ検討していきたいと考えている。

そういうこともあって、同地区での調査はひきつづきおこなっていく必要があるという方向性で教育委員会とも意見が一致し、次年度も研究助成を申請する予定である。今後の進展にも期待がふくらむところである。

最後に、今回の調査にご協力いただいた山添村教育委員会ならびに毛原地区のみなさん、史学科の教員・学生諸氏に対しあらためて謝意をあらわして、本稿のむすびにしたいと思う。

会　報

◇◇奈良大学史学会総会

六月九日（月）、本学において、第三十二回奈良大学史学会総会を開催した。

二〇一四年度の決算・会計監査報告および事業報告が行われ（会計報告は八九頁に記載）、続いて、二〇一五年度の役員人事案・事業計画案とそれに伴う予算案が提案され、それぞれ原案どおり承認された。

二〇一五年度役員

▽会　長　角谷　常子
▽副 会 長　寺崎　保広
▽教員委員
（編集）　森田　憲司
（庶務・会計）　木下　光生
（庶務・交換）　森田　憲司
（監査）　河内　将芳
　　村上　紀夫
▽学生委員
（代表）　永井　克
（副代表）　三木　洋人
（青垣祭実行局長）　清水　有規
（総務・広報局）　笠井　絵梨
（三回生委員）　小金丸優希
　　清水　有規　永井　克
　　樋脇　悠斗　増田　光希
　　三木　洋人
（二回生委員）　宇都宮玄太　河田　奈々
　　内田　早紀　植村　菜摘
（一回生委員）　隅田　瞳　金尾　勇哉
　　小西　貴大　鈴木夏那子
　　大藤　真之　川瀬　智哉

◇特別講義

六月一日、史学科総会に引き続き、特別講義が行われた。講師・演題は次の通り。

渡辺　信一郎先生（京都府立大学）「出会いの歴史――最澄と陸淳」

一二月一四日（二〇一五年）月曜日、特別講義が行われた。講師・演題は次の通り。

清水　克行先生（明治大学）「日本中世の〈習俗〉をさぐる――「びんぼうくじ」の起源――」

◇青垣祭

二〇一五年度のテーマは「史学会の旅～平等院・伊勢神宮～」とし、展示発表を行った。木工作品「牛車」やパネル展示は、とりわけ好評であった。三日間で、およそ三五〇人の見学があった。

◇体験ツアー

三回の体験ツアーを実施した。第一回目は、宇治・平等院鳳凰堂の見学を行った。第二回目は、伊勢神宮に行き、第三回目は京都・八坂神社、清水寺を見学した。

◇「史学会会報」の発行

史学会の活動を広く知ってもらい、活発にするために「史学会会報」を六回（四月、五月、六月、七月、一一月、一二月）に発行し、企画案内や季節の話題などを掲載した。

◇海外研修旅行

昨年に引き続き、史学科の海外研修を実施した。二〇一五年二月二三日から三月二日までの八日間、往復の飛行機の時間を除くと実質一週間に満たないが、遠くギリシアを訪ね、古代や中世の遺跡や修道院、博物館を巡る充実した旅となった。中世の都市跡ミストラスを皮切りに、城塞都市モネンヴァシア、古代のミケーネ遺跡、デルフィの神殿群、ついでオシオス・ルーカス修道院、メテオラの奇岩上の修道院群を見学、最後にアテネのアクロポリスやプラカ地区を回った。引率教員は足立広明、山口育人、学生は二十名が参加した。

平成二十六年度（二〇一四年度）史学科卒業論文題目

【日本史】

長岡京遷都についての一考察　稲田　紗希
律令軍団制　衛士の職務と役年　岩瀬　駿介
吉備真備と藤原仲麻呂の関係性について　岡田真理子
藤原仲麻呂の東北政策　小野寺茉衣
古墳の縮小と大化の薄葬令について　工藤　怜奈
応天門の変についての一考察　小谷　莉加
　―藤原良房は何を考えていたのか―
壬申の乱の契機について　坂下　直大
　―皇位継承問題紛糾―
宮廷の装束に関する一考察　清水　佳菜
　―朝服が着用されるとき―
摂政の始まり　鈴木希由歌
物部守屋滅亡についての一考察　鈴木　優理
大化改新の要因　蘇我氏専横の一考察　武智生里子
古代の地方市について　中前　寛紀
中大兄皇子の称制について　仁平　朱美
防人制度の一考察　東国防人の専遣について　文　由美
聖徳太子伝に関する一考察　三浦　美咲
日本と渤海の外交について　第一回国書にみえる日　八木　優樹
　渤関係
日本と唐の国忌について　制度と儀式内容から見る　宇田　康助
　国忌の位置づけに関する一考察
陰陽寮から陰陽師へ　平安時代の陰陽師の変化　勝浦　悠
古代瀬戸内海における海上交通　律令制下の海運政策　豊田　啓司

☆　☆　☆

奥州藤原氏と中央　氏姓改名を分岐点にした考察　飯畑　翔太
加賀国一揆の研究　郡中について　石動　康平
後北条氏の内政　上垣　祐介
強訴における神輿動座について　延暦寺を中心に　岡本　和真
尼子氏による港の支配について　美保関を中心に　河原　弘季
戦国期における今川氏家臣団の動向　栗山　佳久
鎌倉時代の西園寺氏について　西園寺優一

室町時代の陰陽師について　『在盛卿記』を中心として　坂本　真弓
越中国守護代神保氏についての研究　佐渡　賢
中世大宰府と対外関係　篠原　奏美
中世における村落の年貢と食生活　高橋　大貴
義経の合戦について　治承、寿永の乱の英雄　長野　圭悟
戦国期出雲国の国人領主と尼子氏の関係について　西川　知広
室町期における延暦寺の寺院組織　二宮　諒
公家社会から見た中世後期の公武関係　日野一族の影響力　広畑　智巳
平安時代における藤原氏の政治と病気　三次　由香
中世の合戦における兵糧調達について　安廣　祐介
☆　☆　☆
大坂の陣後の乱暴狼藉について　三嶋　悟史
豊臣・徳川政権下での藤堂高虎についての考察　中本　明伸
朝倉家十七ヵ条についての考察　番度　貴紀
石山本願寺の大坂退去に関する考察　顕如と教如の対立を中心に　麻生川　護
「朝鮮日々記」からみる慶長の役について　梅林　俊哉
三木合戦について　別所方から見る兵糧の重要性　岡本　正宏
武田信玄の軍事行動について　信長包囲網の形成を中心に　風味　克浩
関ヶ原合戦に至るまでの石田三成の動向と戦略についての考察　西軍大名との連携から見る　菊地　志保
豊臣政権における宇喜多秀家の政治的な地位について　實成　典子
安土城から見る近世城下について　杉浦　慶亮
関ヶ原の戦いについて　石田、小西、安國寺はなぜ一緒に処刑されたのか　武中　徹
金ヶ江家文書からみた有田焼の考察　田雜　拓
山城国一揆母体としての十六人衆　田中　宏樹
後北条氏の関東支配に関する考察　河越合戦を中心に　平野　裕士
長篠の戦いに関する考察　―長篠に至るまで―　盛田雄太郎
戦国期における戦場の作法に関する考察　山下　裕也

上杉謙信の関東出兵について　湧川　善唯
豊臣政権の要求における島津氏の対応　渡邊　将隼

☆　☆　☆

一九世紀後半の奈良・松山町の地域医療　入木田優菜
不受不施派の社会基盤　備前国岡山藩を中心に　岸川　寛知
近世大坂両替商の共同業務　古山　友祐
近世彦根藩の医者　田中　希望
近世浜松藩の獣害と虫害　永房　雅史
近世の鍛冶屋　柳井津と徳島を中心に　西岡　直哉
江戸時代の子ども向け絵本　西野かおり
盛岡藩の介抱御暇願　怒留湯　勇
江戸の料理屋　藤井　愛子
竹川竹斎の公共事業　藤田　航平
十八世紀末におけるイギリスの北太平洋航海と蝦夷地　藤田まいか
麻田剛立と先事館　水ノ江真実
出石藩の相撲興行　ルーベックイアン栄

☆　☆　☆

華族子弟に対する教育について　大名華族の家庭教育　伊東　敬史
捕鯨組織の構造について　太地浦鯨組を中心に　内田　晃孝
メディアから見る高知の自由民権運動　岡﨑　恵
三国干渉の認識の成立　新聞報道を中心に　岡元　涼祐
京都イメージの形成　観光都市形成の担い手　川越　祥代
警察、軍隊におけるサーベルの採用と剣術の移り変わり　木田　容靖
戊辰戦争が与えた信州への影響　飯山戦争を中心に　小坂　悠輔
幕末史における新選組について　齋藤　唯香
天誅組について　島田　美紀
学徒出陣に翻弄された人々　～きけわだつみのこえ　から～　瀬尾　浩紀
明治維新後の彦根城下町における人口変動　谷口　和也
「淳和天皇陵」の治定　修陵と地域社会　大門　巧

大阪会議における長州藩閥の動向と立憲政体構想　津久井里佳
明治期の婦人洋装　藤山　知子
近代の修学旅行　中嶋　英貴
山口県の明治期における官有地編入について　中国五県との比較　平川　慧
閔妃殺害事件と壮士達　伊佐庭如矢が松山に与えた影響　山根　章彦
道後温泉の復活と活性化を中心に　和田　智訓
☆　☆　☆
日本国憲法の制定過程　第一章と第二章に焦点を当てて　渡邉　将真
海軍への道・宗教への没頭　―秋山真之についての再検討―　赤坂　文吾
二〇世紀日本映画の展開の過程　黒澤明と小津安二郎の二人を中心に　江﨑　隆介
日本における動物園の変遷と役割　大ヶ谷雄斗
武器貿易と国際関係　冷戦期から二一世紀にかけて　太田　昌宏
震災復興の平成史　民間ボランティア活動の相互比較を中心に　奥出　大貴
戦後神戸における闇市　街の復興過程と反社会勢力の影響　木村　孟
娯楽漫画とプロパガンダ漫画　第二次世界大戦から戦後へ　栗山　修
大平正芳内閣と一般消費税導入　―財政再建と国民世論のはざまで―　佐藤　将弘
戦後日本における道徳教育の変遷　「公民教育の振興」から「道徳の時間」へ　高倉亜梨沙
おもちゃの戦後史　復興と社会への影響　武井　洋輔
戦後初期の日本における歴史・社会科分野の教科書改訂　中浦　涼
西宮神社における「福男選び」の過去と現在　本庄健一郎
スポーツ中継とテレビの戦後史　東京五輪とプロ野球に注目して　村田　学
職業野球の昭和史　一九三〇年代から一九五〇年代を中心に　山木　裕喜
青少年の性と犯罪の現代史　戦後ピーク時の社会的要因　勇村美佐子

【東洋史】

九品官人法と地方豪族　小松美佐雄
曹操が行った戦争にみる孫子兵法の影響　西田　将人
古代中国の神々の特徴　牧山　研治

☆　☆　☆

インド・イスラームと聖者崇拝　森屋　真樹

【西洋史】

中世ヨーロッパにおける宮廷愚者と笑いについて　田中　孝卓
西洋における悪魔観の成立とその変遷　池田　英輔
古代アテナイにおける市民社会の形成と他者認識　小野健一郎
ローマ属州ヒスパニアの社会と文化　須田　絢之
十字軍期における宗教騎士団の活動とその役割　林　将史
中世におけるイメージと表象　キリスト教の中に生きる異教と怪物について　飛田　彩帆
ギリシア神話にみる外来王権とその変容　トラキアのオルフェウス王　前田　晴菜
中世イスラーム統治下のズィンミーの生活について　―コプト教徒を中心に―　村山　万理
ポンペイにおける女性の生活　壁画と落書きを中心に　森　郁恵
古代ローマの発展とエトルリア文化の関係　森川　彰太
中世西欧の女性と価値観の変化について　聖性と権力について　守田　有希

☆　☆　☆

フランス民衆とナポレオン伝説　重富　裕香
イギリスにおける紅茶の広まりと砂糖について　瀬戸上真未
パレスチナ和平の中のオスロ合意　イスラエルの政治情勢が与えた影響　田中　秀門
十八世紀ハプスブルク帝国の社会文化政策　谷口　祥紀
黒人奴隷とアメリカ独立革命　田村　篤
二〇世紀イギリスの女性と労働　山下　紗代
イギリス王室と外交　横道　環

平成二十六年度（二〇一四年度）文学研究科修士論文題目

（史学関係）

ＮＨＫ大河ドラマの文化史的意義　荒木　研人
―テレビ情報誌に見る〝受け手〟側の認識を中心に―

河内国更池村における牛流通の担い手　種谷　悠

南北朝・室町期における守護赤松氏による備前国支配の基礎的研究　塔向　佑樹
―守護代・奉行人を中心に―

中世後期における在地寺院の動向について　林　哲太

石山合戦期の雑賀衆についての研究　松村　和

受贈雑誌及び図書

雑　誌

愛大史学（愛知大学文学部人文社会学科歴史地理学コース）　二四号
愛知大学綜合郷土研究所紀要　六〇輯
愛知大学文学論叢（愛知大学文学会）　一五〇、一五一輯
青山史学（青山大学文学部史学研究室）　三三号
アカデミア　社会科学編（南山大学）　八号、九号
アカデミア　人文・自然科学編（南山大学）　八～一〇号
アジア学科年報（追手門学院大学国際教養学部アジア学科）　八号
アジア研究所紀要（亜細亜大学アジア研究所）　四一号
アジア史学論集（京都大学大学院人間環境学研究科松浦茂研究室）　八、九号
AZUR（成城大学フランス語フランス文化研究会）　一六号
市大日本史（大阪市立大学日本史学会）　一八号
岩手史学研究（岩手史学会）　九六号
鴨台史学（大正大学史学会）　一三号
大分県立歴史博物館研究紀要　一六号
大分県立歴史博物館年報　二〇一四
大谷大学史学論究（大谷大学文学部歴史学科）　一九号
お茶の水史学（読史会）　五八号
海南史学（海南史学会）　五二、五三号
学習院大学史料館紀要　二一号
神奈川大学国際常民文化研究所年報　五
漢学研究通訊（国家図書館）　一二九～一三四期
神田外語大学日本学研究所紀要　七号
紀尾井論叢（上智大学 Sapientia 会）　二号、三号
鞠智城と古代社会（熊本市教育委員会）　三号
京都市歴史資料館紀要　二五号
キリスト教史学（キリスト教史学会）　六九集
金鯱叢書（徳川林政史研究所）　四二輯
研究成果報告集　国際日本学（法政大学国際日本学研究所）　一二号
研究論集（河合文化教育研究所）　一二集
皇学館大学研究開発推進センター紀要　一号
皇学館大学研究開発推進センター年報　一号
国士舘史学（国士舘大学日本史学会）　一九号

国史談話会雑誌（東北大学国史談話会）　五五号
古代東ユーラシア研究センター年報（専修大学社会知性開発研究センター）　一号
史苑（立教大学史学会）　七五巻二号
史学（三田史学会）　八三巻二・三、四号、八四巻一・二・三・四号、八五巻一・二・三号
史学研究集録（国学院大学大学院史学専攻大学院会）　四〇号
史観（早稲田大学史学会）　一七一冊、一七二冊
史聚（史聚）　四八号
史泉（関西大学史学・地理学会）　一二一号
史艸（日本女子大学史学研究会）　五五号
史創（史創研究会）　五号
史窓（京都女子大学史学会）　七二号
史叢（日本大学史学会）　九一、九二号
史友（青山学院大学史学会）　四七号
上智史学（上智大学史学会）　五九号
就実大学史学論集　二九号
秋大史学（秋田大学史学会）　六一号
湘南史学（東海大学大学院日本史学友会）　二四号
史料館紀要（京都府立総合資料館）　四三号
神女大史学（神戸女子大学史学会）　三一号
人文学報　歴史学編（首都大学東京大学院人文科学研究科）　四三号
スペイン史研究（スペイン史学会）　二八号
西洋史学年報（広島西洋史学研究会）　四二号
西洋史論叢（早稲田大学西洋史研究会）　三六号
専修史学（専修大学歴史学会）　五七号、五八号
千里山文学論集（関西大学大学院文学研究科）　九四号
創価大学人文論集（創価大学人文学会）　五二期
臺灣師大歷史學報（国立台湾師範大学歴史学系）　五一、
地域研究いたみ（伊丹市立博物館）　四三号
近松研究所紀要（園田女子大学近松研究所）　二五号
千葉史学（千葉歴史学会）　六五、六六号
中央史学（中央史学会）　三八号
中京大学文学会論集　一号
津田塾大学国際関係研究所報　四九号
帝京史学（帝京大学文学部史学科）　三〇号

帝京大学外国語外国文化（帝京大学外国語学部外国語学科）
八号
帝塚山大学考古学研究所研究報告　一六、一七
帝塚山大学付属博物館報　九
東海史学（東海大学史学会）　四九号
東京大学日本史学研究室紀要　一九号
唐宋変革研究通訊（唐宋変革研究会）　六輯
東洋史苑（龍谷大学東洋史学研究会）八三、八四号
東洋史訪（史訪会）　二二号
東洋大学文学部紀要　史学科篇　四〇号
東洋文化研究（学習院大学東洋文化研究所）　一七号
飛ノ台史跡公園博物館紀要　一二号
長野県立歴史館研究紀要　二〇、二一号
七隈史学（七隈史学会）　一七号
奈良学研究（帝塚山大学奈良学総合文化研究所）　一七号
寧楽史苑（奈良女子大学史学会）　六〇号
奈良歴史研究（奈良歴史研究会）　八二号
鳴門史学（鳴門史学会）　二八集
新潟史学（新潟史学会）　七二号
二松（二松学舎大学大学院文学研究科）　二九集
二松学舎大学東アジア総合研究所集刊　四五号
日本研究（国際日本文化研究センター）　五一集
二松学舎大学論集　五八号
日本思想史研究（東北大学大学院文学研究科日本思想史研究室）　四六、四七号
日本史の方法（奈良女子大学日本史の方法研究会）　一一号
日本文化史研究（帝塚山大学奈良学総合文化研究所）　四六号
日本モンゴル学会紀要　四五号
年報近現代史研究（近現代史研究会）　七号
年報中世史研究（中世史研究会）　四〇号
白山史学（白山史学会）　五一号
パブリックヒストリー（大阪大学西洋史学研究室）　一二号
東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）　六二、六三号
非文字学論叢（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）　一号
非文字資料研究（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資

料研究センター）　三二、三三号
弘前大学国史研究（弘前大学国史研究会）　一三七、一三八号
広島東洋史学報（広島東洋史研究会）　一九号
仏教学部論集（佛教大学仏教学部）　九九号
文学部論集（佛教大学文学部）　九九号
法政史学（法政大学史学会）　八二～八四号
放送大学日本史学論叢（放送大学大学院歴史研究会）
北大史学（北大史学会）　五四号
北陸史学（北陸史学会）　六二号
三重大史学（三重大学人文学部考古学・日本史研究室）　一五号
御影史学論集（御影史学研究会）　三九、四〇号
三井文庫論叢　四八号
民具マンスリー（神奈川大学日本常民文化研究所）　四七巻一～一二号、四八巻四～七号
明大アジア史論集（明治大学東洋史談話会）　一九号
メトロポリタン史学（メトロポリタン史学会）　一〇号
柳沢文庫年報（公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会）　三号
山口県史研究（山口県県史編纂室）　二三号
鷹陵史学（鷹陵史学会）　四〇、四一号
ヨーロッパ文化史研究（東北学院大学ヨーロッパ文化総合研究所）　一六号
米沢史学（米沢史学会）　三〇、三一号
洛北史学（洛北史学会）　一七号
立正史学（立正大学史学会）　一一七号
龍谷史壇（龍谷大学史学会）　一三八、一三九号
歴史（東北史学会）　一二三輯
歴史遺産研究（東北芸術工科大学歴史遺産学科）　九号
歴史学部論集（佛教大学歴史学部）　五号
歴史学報（国立台湾師範大学歴史学系）　五一、五二期
歴史研究（大阪教育大学歴史学研究室）　五二号
歴史人類（筑波大学大学院人文社会科学研究科歴史人類学専攻）　四三号
歴史と地理（山川出版社）　六七六～六八八号
和菓子（虎屋文庫）　二二号

図　書

甘い対決「和菓子の東西」展（虎屋文庫）
維新の動乱と神奈川―道と海の視点から報告書（文明開化期の相武地域史研究会）
越前市史　史料編七初等教育（越前市）
大井川流域の自然・文化・観光（安福恵美子、天野恵太著、愛知大学綜合郷土研究所）
大分県仏教美術調査報告1　妙満寺の法物（大分県立歴史博物館）
大分県歴史資料調査報告2　中根家資料（医事関係資料）1（大分県立歴史博物館）
海外神社跡地から見た景観の持続と変容（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）
海外神社とは？　史料と写真が語るもの（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）
かたりべ　金沢大学日本史学研究室聞き取り調査記録第五集・釜ヶ崎（金沢大学日本史学研究室編）
かたりべ　金沢大学日本史学研究室聞き取り調査記録第六集　シベリア抑留（金沢大学日本史学研究室編）
勝家伝来文書―旧富岡博物館蔵―（早稲田大学会津八一記念博物館）
金澤家文書目録（交野市教育委員会）
鞠智城Ⅱ　論考編2（熊本県教育委員会）
北九州市若松洞海湾における船上生活者の歴史的変容―オーラルヒストリーからのアプローチ（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）
糞置荘・二上遺跡の調査研究（古代学協会研究報告第一一輯）
皇室制度史料　儀制　立太子一（宮内庁書陵部）
国際常民文化研究叢書五　環太平洋海域における伝統的造船技術の比較研究（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書六　民具の名称に関する基礎的研究（民具名一覧編）（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書七　アジア祭祀芸能の比較研究（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書八　アチックフィルム・写真にみるモノ・身体・表象（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書九　民具の名称に関する基礎的研究（地域呼称一覧編）（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書一〇　アチックフィルム・写真にみ

るモノ・身体・表象［論文編］（神奈川大学国際常民文化研究機構）
国際常民文化研究叢書一一　「民族研究講座」講義録（神奈川大学国際常民文化研究機構）
鼓銅図録の研究―書誌と系譜（住友史料館）
最新研究　行基の考古学（帝塚山大学考古学研究所）
渋沢敬三の資料学（神奈川大学国際常民文化研究機構・神奈川大学日本常民文化研究所）
シーボルトが紹介したかった日本―欧米における日本関連コレクションを使った日本研究・日本展示を進めるために（国立歴史民俗博物館）
昭和天皇実録　第一巻～第四巻（宮内庁）
新段階を迎えた東アジアⅢ（亜細亜大学アジア研究所、アジア研究シリーズ八七）
世界遺産富岡製糸場と絹産業遺産群世界遺産登録記録集（群馬県）
世界史認識における〝アメリカ〟の問題　第一四回日韓・韓日歴史家会議
攝津麻田藩図譜（豊中市教育委員会）
戦国時代の東三河　牧野氏と戸田氏（山田邦明著、愛知大学綜合郷土研究所）
戦争体験継承の可能性―沖縄・八重山の戦争体験と現在（水谷明子著、津田塾大学国際関係研究所）
大王の儀礼の場（高槻市立今城塚古代歴史館）
大学と地域の協働による共生のまちづくり（佛教大学総合研究所）
多賀城跡（宮城県多賀城調査研究所年報二〇一四）
高槻市立埋蔵文化財センター開設四〇周年記念特別展　たかつきの発掘史をたどる（高槻市立今城塚古代歴史館）
高畠町の鳥居（東北芸術工科大学東北文化研究センター）
但馬国分寺跡Ⅱ（豊岡市教育委員会但馬国府・国分寺館）
中国の政治・文化・産業の進展と実相（松田吉郎他　晃洋書房）
中国の地球温暖化対策とその取組み（亜細亜大学アジア研究所、アジア研究シリーズ八七）
筒井順慶（柳沢文庫）
伝統宗教と知識（杉本良男編、南山大学人類学研究所叢書Ⅳ）
藤家文書（柚谷家旧蔵）目録（対馬市歴史資料調査報告書第一集）

那賀郡の軒瓦にみられる東アジアとの交流（帝塚山大学考古研究所・付属博物館）
中家文書調査報告書（五條市教育委員会）
長野県立歴史館収蔵文書目録14（長野県立歴史館）
南山大学人類学博物館所蔵上智大学西北タイ歴史文化調査団収集文献目録（神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科）
二〇一四年度四国遍路と世界の巡礼公開講演会・研究集会プロシーディングズ（愛媛大学四国遍路と世界の巡礼研究会）
〈日本〉意識の未来（法政大学国際日本学研究所）
日本近世生活絵引　奄美・沖縄編（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）
日本のアイデンティティとアジア（法政大学国際日本学研究所）
播磨福本領鵜野近兵衛家文書　弘化二年御領分御用向諸日記（今井修平　科学研究費報告書）
東日本震災に対するタイランド国民のＳＮＳでの反応分析（学習院大学東洋文化研究所）
日向洞窟遺跡の発掘記録―第一次発掘調査報告書（東北芸術工科大学東北文化研究センター）
藤原鎌足と阿武山古墳（高槻市教育委員会編）
豊後の国山香郷の調査　資料編３（大分県立歴史博物館）
平成二二年度明石市埋蔵文化財年報（明石市）
平成二六年秋季特別展　古墳時代の船と水運（高槻市立今城塚古代歴史館）
膨張する中国と世界（亜細亜大学アジア研究所）
法令・人事から見た近世政策決定システムの研究（研究代表者山本博文、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一四―七）
北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅱ（亜細亜大学アジア研究所、アジア研究シリーズ八七）
〝まち〟と〝ミュージアム〟の文化が結ぶ幸せなかたち（京都文化博物館地域共働事業実行委員会）
間部詮勝と幕末維新の軌跡（福井県鯖江市教育委員会）
三津の民俗―静岡県沼津市三津（小熊誠編　神奈川大学歴史民俗調査報告一五集）
美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その一）（岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵資料目録七）
都城島津家役所日記三、四（都城島津伝承館史料集三、四、

都城島津邸）

柳沢家伝来の名品（公益財団法人名称依水園・寧楽美術館、公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会）

山中信天翁と幕末維新（碧南市藤井達吉美術館）

ラテンアメリカにおける開発援助業務の現地化（真嶋麻子著、津田塾大学国際関係研究所）

歴史教育における高等学校・大学間接続の抜本的改革を求めて（第一次案）（高等学校歴史教育研究会）

奈良大学史学会　2014 年度決算

〈収入の部〉

	予　算	決　算	備　　考
会　　費	624,000	620,000	新入生148名、3 回生編入 1 名、前年度会費 1 名、教員10名、修士院生 1 名
利　　息	0	171	
前年度繰越金	605,223	605,223	
計	1,229,223	1,225,394	

〈支出の部〉

	予　算	決　算	備　　考
印刷製本費	250,000	249,600	奈良史学32号　1350冊
事　業　費	450,000	222,511	体験ツアー、青垣祭など
交　通　費	70,000	10,000	史学科特別講義車代　@5,000円× 2 回
図　書　費	150,000	9,382	共同研究室架蔵図書
事　務　費	70,000	79,788	共同研究室プリンタインク、文具など
備　品　費	80,000	65,664	共同研究室パソコン
会　合　費	40,000	4,034	教員・学生委員懇親会など
郵　送　費	20,000	18,696	奈良史学郵送費
謝　　金	40,000	16,000	奈良史学発送アルバイト代
雑　　費	20,000	0	
予　備　費	39,223		
次年度繰越金		549,719	
計	1,229,223	1,225,394	

編集後記

◇『奈良史学』三十三号をお送りします。今号も日東西各分野それぞれの論考、さらには史学科研究室による史料調査の報告なども、掲載することができました。あらためて、ご執筆頂いた皆様に、お礼申し上げます。

また、本号では、現職の教員だけではなく、すでに退職された日本史の下坂守、東洋史の非常勤講師としてお越しいただいている田中一輝の両先生、さらに通信教育部の卒業生である上継登さんにもご執筆頂くことができました。このように幅広くお願いできましたので、史学科の活動を見ていただける内容になりました。

すでに、お気づきかと思いますが、前号、今号と最終ページからはじまる横組み原稿を掲載しました。それぞれの論考の内容をより発揮できる形式をということで採用してみたのですが、いかがでしょうか。

（も）

奈良史学　第三十三号

二〇一六年一月三十一日発行

発行者　奈良大学史学会
会長　角谷常子

奈良市山陵町一五〇〇奈良大学文学部内
〒六三一－八五〇二
℡　〇七四二－四四－一二五一（代）
振替　〇〇九九〇－二－三一五九四九

印刷所　共同精版印刷株式会社
奈良市三条大路二丁目二－六
〒六三〇－八〇一三

3	岩崎真紀	聖人の誕生：コプト・キリスト教を事例として（第五部会，〈特集〉第六十八回学術大会紀要)	宗教研究第83巻第４輯	2010
4	田村愛理	イスラームの民間信仰からみた他者受容のメカニズム:ジェルバ島の漂着聖女（報告，公開シンポジウム「信仰における他者－異宗教・異宗派の受容と排除の比較史論－」、第一〇六回史学会大会報告)	史学雑誌 第118編第１号	2009
5	岩崎真紀	エジプトにおけるコプト・キリスト教復興（第四部会，〈特集〉第六十七回学術大会紀要）	宗教研究第82巻第４輯	2009
6	岩崎真紀	聖家族の足跡を辿る人々：コプト・キリスト教にみる巡礼の諸相（第三部会，〈特集〉第六十六回学術大会紀要）	宗教研究第81巻第４輯	2008
7	小林理修	前期アフマド・シャー朝史の再検討：軍事行動の分析を中心に：軍事行動の分析を中心に（東洋史部会，第一〇四回史学会大会報告)	史学雑誌 第116編第１号	2007
8	塩尻和子	中世イスラーム世界のユダヤ教－共存と対話の思想史（特集「諸文明間の対話」は可能か－比較文明学の提言）	比較文明第17号	2001
9	田村愛理	イスラーム史の視点から（第16回 学習院大学史学会大会シンポジウム「歴史におけるマイノリティ：異文化を組み込んだ社会」特集号）	学習院史学39号	2001
10	田村愛理	イスラーム世界とマイノリティ：「イスラーム的」共生構造をめぐって	学習院史学35号	1997
11	田村愛理	『世界史の中のマイノリティ』	山川出版社	1997
12	田村愛理	「イスラム的」共存構造における相互依存と対立－ズィンミー－／マイノリティの視点から（イスラム世界の相互依存と対立・対抗に関する研究）－（イスラムと国家)	ＮＩＲＡ政策研究 Vol.10 No.11	1997
13	田村愛理	「イスラーム的」共存構造における社会集団間関係：ジェルバ島のユダヤ教徒コミュニティから（日米関係を軸にみた東・東南アジアの政治と経済）	学習院大学東洋文化研究所『調査研究報告』No.45	1996

25	小松香織	19世紀のオスマン海軍における非ムスリム任用問題－「徴兵抽選拒否事件」関係史料の分析を通して－	歴史人類33号	2005
26	宮武志郎	16世紀地中海世界におけるユダヤ教徒ネットワークとユダヤ教徒医師	西南アジア研究NO.63	2005
27	吉田達矢	19世紀前半のオスマン帝国国境地帯における匪賊－オスマン文書史料から見た「ギリシア人匪賊」の実像	文学研究論集第23号 明治大学大学院	2005
28	吉田達矢	19世紀前半におけるオスマン帝国とギリシア王国間の人々の移動と帰属意識：テッサリア地方の事例を中心に	日本中東学会年報第20－２号	2005
29	坂本勉	イスタンブルのアルメニア商人（特集 イスタンブル－宗教と民族が交錯する国際都市）－（内なるネットワーク）	アジア遊学NO.49	2003
30	宮武志郎	イベリア半島から移住したユダヤ教徒たち（特集 イスタンブル－宗教と民族が交錯する国際都市）－（内なるネットワーク）	アジア遊学NO.49	2003
31	宮武志郎	15・16世紀オスマン朝におけるユダヤ教徒宮廷侍医	史学第69巻第３・４号	2000
32	大河原知樹	オスマン朝の改革とユダヤ教徒金融家－1822年シリア事件再考	イスラム世界48号	1997
33	黒木英充	オスマン帝国期アレッポにおける非ムスリム人頭税：台帳のデータベース化とその分析	アジア・アフリカ言語文化研究通信　第91号	1997
34	設楽國廣	オスマン帝国末期のユダヤ教徒問題	史苑56巻２号	1996
35	宮武志郎	ヨセフ・ナスィ－オスマン朝における元マラーノの軌跡－	オリエント 第39巻第１号	1996
36	黒木英充	ギリシア正教＝カトリック衝突事件－アレッポ、1818年－	アジア・アフリカ言語文化研究48・49合併号	1995
37	堀井聖恵	一八九六年クレタ八月協定の成立過程(東洋史学専攻，一九九四年度修士論文要旨，彙報)	史学第64巻第３・４号	1995
38	小松香織	オスマン海軍非ムスリム職員台帳	オリエント 第36巻第２号	1993
39	宮武志郎	15・16世紀オスマン海軍による火器技術の受容	オリエント 第34巻第１号	1991

３．その他

	著者	タイトル	出典	発行年
1	大稔哲也	エジプトを生きるイスラーム教徒とキリスト教徒－2011年エジプト「１月25日革命」までの歩み	藤女子大学紀要第13号	2012
2	三代川寛子	コプト・キリスト教徒－国民かズィンミーか	鈴木恵美編『現代エジプトを知るための60章』明石書店	2012

8	吉田達矢	「正教会総主教座法（Ｒｕｍ　Patrikligi Nizamati）の成立過程に関する予備的考察：オスマン語テキストの諸問題に関する検討を中心に	名古屋学院大学論集　人文・科学編　第48巻２号	2012
9	上野雅由樹	タンズィマート期アルメニア共同体の再編－ミッレト憲法後のイスタンブル総主教座を中心に（特集 オスマン帝国史の諸問題）－（「西洋化」改革から共和国へ）	東洋文化第91号　東京大学東洋文化研究所	2011
10	上野雅由樹	ミッレト制研究とオスマン帝国下の非ムスリム共同体	史学雑誌第119編第11号	2010
11	齋藤久美子	租税台帳に見るアナトリア南東部の人口構成（特集 オスマン帝国史の諸問題）－（前近代のオスマン帝国）	東洋文化第91号　東京大学東洋文化研究所	2010
12	佐々木紳	新オスマン人運動の形成とクレタ問題：『報道者Muhbir』紙の募金活動を中心として	アジア・アフリカ言語文化研究79号	2010
13	吉田達矢	1840年代における東方正教会「共同体」運営構造へのオスマン帝国の政策－ロゴフェト問題を中心に	アジア文化研究所研究年報第45号アジア文化研究所	2010
14	上野雅由樹	タンズィマート期アルメニア共同体運営組織の展開　ミッレト憲法成立過程の考察から	東洋学報第91巻第２号	2009
15	上野雅由樹	19世紀オスマン帝国のアルメニア共同体における学校教育の普及過程	日本中東学会年報第25－１号	2009
16	佐々木紳	一八六〇年代オスマン帝国の議会論：ハイレッティン＝カルスキの思想を中心に	史学雑誌　第117編第８号	2008
17	吉田達矢	「ギリシア独立戦争」勃発以降のオスマン帝国政府の東方正教世界総主教に対する政策－就任手続きの検討から	イスラム世界71号	2008
18	大河原知樹	歴史人口學で見たシリアの都市社會－ダマスカスの結婚性向の計量分析	東洋史研究65巻４号	2007
19	吉田達矢	国際ワークショップ「19世紀中東・バルカンへの新しいアプローチ－オスマン帝国における近代国家の形成」に参加して	駿台史学第130号	2007
20	上野雅由樹	アルメニア・ミッレト憲法第一草案	日本中東学会年報第23－１号	2007
21	柿崎正樹	「トルコ国民」概念とユダヤ教徒：トルコの反ユダヤ主義を中心に	異文化コミュニケーション研究第18号	2006
22	吉田達矢	19世紀半ばエーゲ海地域社会における人的ネットワーク－非ムスリム匪賊の活動を中心に	駿台史学第127号	2006
23	坂本勉	イラン系アルメニア商人のネットワークとイスタンブル	慶応義塾大学言語文化研究所紀要37号	2006
24	上野雅由樹	マフムト２世期オスマン帝国の非ムスリム統合政策－アルメニア・カトリック共同体独立承認の事例から－	オリエント第48巻１号	2005

15	太田敬子	アッバース朝初期の地方行政と徴税制度－ズクニーン修道院年代記を中心として	オリエント第41巻第２号	1998
16	柳谷あゆみ	ヌールッディーン治世の一側面：ズィンミーのキリスト教徒に対する政策から(東洋史学専攻，一九九六年度修士論文要旨，彙報)	史学第66巻第４号	1997
17	太田敬子	初期イスラーム時代のキリスト教徒人口移動	オリエント第39巻第２号	1996
18	太田敬子	初期イスラーム時代のキリスト教徒アラブ社会－タグリブ族の事例を中心として	東洋史研究第55巻第１号	1996
19	河田尚子	十字軍前夜のイスラム文明とキリスト教文明の衝突－北アフリカの場合	比較文明第12号	1996
20	大稔哲也	史料としてのエジプト『参詣の書』－12～15世紀の死者の街をめぐるテクストとその可能性	オリエント第38巻２号	1995
21	太田敬子	スグール・シャミーヤ再建史考：ムスリム勢力の拡大の一プロセスとして	オリエント第36巻第１号	1993
22	太田敬子	アラブ勢力の拡大と北シリア山岳住民－ウマイヤ朝時代のJarajimaの活動	東洋学報第73巻第１・２号	1991

２．オスマン帝国期

	著者	タイトル	出典	発行年
1	上野雅由樹	タンズィマート期オスマン帝国における非ムスリムの『宗教的特権』と『政治的特権』：アルメニア共同体の事例から（中東研究博士論文要旨）	日本中東学会年報第28－２号	2013
2	小松香織	海運史料にみるオスマン帝国末期の社会変容	イスラーム地域研究ジャーナルVol. 5	2013
3	吉田達矢	19世紀半ばのオスマン帝国における東方正教徒の動向と帝国政府の統合政策（中東研究博士論文要旨）	日本中東学会年報第28－２号	2013
4	吉田達矢	19世紀半ばオスマン帝国政府の正教徒統治政策：正会総主教座法（Ｒｕｍ Patrikligi Nizamati）の成立過程に関する考察から	東洋学報　東洋文庫和文紀要第95巻２号	2013
5	上野雅由樹	非ムスリムのオスマン官界への参入－ハコブ・グルジギアン（一八〇六－六五）の事例から－	鈴木薫編『オスマン帝国史の諸相』山川出版社	2012
6	佐々木紳	一八七〇年代オスマン帝国の憲政論議(研究発表，東洋史部会，第一〇九回史学会大会報告)	史学雑誌第121編第１号	2012
7	長谷川圭彦	オスマン帝国における「公教育」と非ムスリム 共学・審議会・視学官	鈴木薫編『オスマン帝国史の諸相』山川出版社	2012

別表「ズィンミー」を主に取り扱った論文等一覧表

（オスマン帝国期を基準に分類化、2014年９月現在。）

注１：「オスマン帝国期」とそれ以前に分け、それぞれに該当しないものを「その他」に分類。

注２：分類別にそれぞれ発行年の新しい順に記載。

１．オスマン帝国期以前

	著者	タイトル	出典	発行年
1	太田敬子	ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題(2)－アラビア半島からの退去令の時代背景と影響－	北海道大学文学研究科紀要 第135号	2011
2	太田敬子	ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題(1)－使徒ムハンマドの異教徒政策の伝承とその影響－	北海道大学文学研究科紀要 第133号	2011
3	辻明日香	14世紀アラビア語コプト聖人伝史料に関する一考察	オリエント 第54巻第２号	2011
4	辻明日香	十四世紀エジプトにおけるコプト大迫害再考：コプト聖人ルワイスの生涯を中心に（研究発表，東洋史部会，第一〇七回史学会大会報告）	史学雑誌 第119編第１号	2010
5	松田俊道	『聖カテリーナ修道院文書の歴史的研究』	中央大学出版部	2010
6	辻明日香	黙示録からみたイスラム支配下のコプト（2008年度歴史学研究会大会報告 新自由主義の時代と現代歴史学の課題－その同時代史的検証）－（合同部会 宗教的マイノリティとその周辺－アイデンティティの相克と溶和）	歴史学研究846号	2008
7	辻明日香	合同部会　黙示録から見たイスラム支配下のコプト（2008年度歴史学研究会大会報告批判）	歴史学研究848号	2008
8	太田敬子	ダマスクスのヨハンネス－初期イスラーム時代のキリスト教知識人（特集 アラブの都市と知識人）	アジア遊学NO.86	2006
9	辻明日香	マムルーク朝エジプトにおけるズィンミー政策の転換－1301年の法令を中心に－	オリエント 第49巻第２号	2006
10	太田敬子	ルーム遠征とカリフ政権－コンスタンティノープル攻撃から捕虜交換式まで（2004年度歴史学研究会大会報告 グローバル権力としての「帝国」）－（合同部会「ローマ」概念の2000年）	歴史学研究794号	2004
11	太田敬子	マームーン時代におけるコプト教会とコプト共同体：バシュムール反乱を巡る社会情況に関する一考察	日本中東学会年報 第19－２号	2004
12	辻明日香	ウマルの誓約：伝承の成立	東洋学報第86巻第１号	2004
13	大稔哲也	参詣書と死者の街からみたコプトとムスリム	史淵第138輯	2001
14	大稔哲也	イスラーム期エジプトにおけるコプト・キリスト教徒の参詣・巡礼	歴史学研究755号	2001

ンⅡ）や辻明日香「ウマルの誓約」により、それがアッバース朝期（9世紀頃）に作成された可能性が高いことが示唆されている。したがって、アムルがエジプト全土を支配した時点（642年）でそれが成立していたとは考えがたいが、「ウマルの条約（ウマルの誓約）」に類するものによってなされたと推察する。

⑭ 太田敬子はこの反乱に焦点を当て、エジプトにおけるイスラーム化の進行とキリスト教社会の衰退について詳しく考察し、アッバース朝マームーン時代に表面化するコプト教会と一般信徒との間の軋轢や不一致がコプト社会の変化と衰退を考察するに際して重要な要因であることを検証している（太田敬子「マームーン時代」（別表1－11））。

⑮ 辻明日香「マムルーク朝エジプトにおけるズィンミー政策の転換」（別表1－9）、166頁。

⑯ 同上。

⑰ 同上、176頁。

⑱ 同上。

⑲ 松田前掲書には1990年以降に発表した松田の研究論文（14本）と書き下ろしがまとめられている。

⑳ 三宅理一、平剛（写真）『異界の小都市』2『砂の楽園 コプトの僧院』TOTO出版、1996年、240頁。

㉑ ヤコブ派については松田俊道「マムルーク朝のエルサレム問題」（松田前掲書、104－125頁）で引用されているスルターン・ガウリーの布告（同上、118頁）に、皇帝派（メリク派、メルキタイ）やコプトと並んで、その修道士や修道女が登場する。またコプトについては多数散見され、例えば松田俊道「マムルーク朝のムサーリマ問題」（同上、88－103頁）などがある。

㉒ 同上、84－85頁。なお、マザーリム制度とは不正、圧政（ズルム）に関する審議を行う行政制度をいう。徴税官などの行政担当者による不正や圧政に対しては、公正の実現をはかる上位の行政者がマザーリム法廷（行政裁判所）において独自の裁判権を行使した。さらに、シャリーア法廷が一審のみであるため、判決自体をカーディー（裁判官【筆者補記】）の不正行為として行政に救済を訴えることもできた（『岩波イスラーム辞典』項目【マザーリム法廷】908頁参照）。

㉓ 松田前掲書、191－206頁。なお、ワクフとはアラビア語で「停止」を意味し、ワクフ設定された財産の所有権の移動が永久に停止され、財から得られる収益の使い方（モスクやマドラサの運営などの慈善目的）が、あらかじめ設定されたものに固定されることに由来する財政寄進制度である（『岩波イスラーム辞典』項目【ワクフ】、1076－1078頁参照）。

⑵ 森山央朗「回顧と展望　西アジア・北アフリカ（イスラーム時代）」『史学雑誌』第123編、第５号、2014年、290頁。

⑶ 佐藤次高『イスラームの国家と王権』岩波書店、2004年、８頁。

⑷ 主にデータベース・サービス、CiNii（NII学術情報ナビゲータ［サイニィ］）に基づき、ズィンミーを取り扱ったと思われる研究について、1990年代以降に発表されたものを対象に調査を行ったところ、70本を超える論文や講演録、報告等があった（別表参照）。そのうちの半数以上は直近10年以内に発表されたものであった。これは研究対象としてズィンミーへの関心が近年、高まりつつあることを示していよう。次いでそれを対象とした時代に着眼し、1：「オスマン帝国期以前」（以下、別表１）と２：「オスマン帝国期」（同２）に、また概ね全般的に取り扱ったものなど、それぞれに該当しないと思われるものを3：「その他」（同３）に分類した。全体の半数を超えるものがオスマン帝国期を対象にしており、またそのうちの約７割が直近10年以内に発表されている。

⑸ 牧野信也訳『ハディース―イスラーム伝承集成』（中）、中央公論社、1994年、127頁。

⑹ 大塚和夫、小杉泰、小松久男、東長靖、羽田正、山内昌之編『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年、529頁（項目【ズィンミー】）。

⑺ ムハンマドがナジュラーン地方にいた異教徒の部族、バヌー・アルハーリス・ブン・カァブ族をイスラームに改宗させ、同盟契約を結んだことを指す。その内容はイブン・イスハーク著 イブン・ヒシャーム編註、後藤明、医王秀行、高田康一、高野太輔訳『預言者ムハンマド伝』３、岩波書店、2011年（第25章「使節の往来と別れの巡礼」第１節「アラブの使節と使徒の使節」）に詳しい（とくに501－508頁）。なお、太田は本論文において、この時の契約書の実在とそれがシャリーアのサダカ規定の発展に影響を与えた可能性が高いことを指摘している（22頁）。

⑻ 太田敬子「ナジュラーンⅡ」、１頁。

⑼ 同上、34頁。

⑽ 松田俊道『聖カテリーナ修道院文書』（別表１－５）11頁。

⑾ 村山盛忠『パレスチナ問題とキリスト教』ぷねうま舎、2012年、182頁。

⑿ アティーヤ『東方キリスト教』108頁。なお、コプトは教義的には単性論派と称されるが、教会自らは単性論派とみなしていないため、正確には「非カルケドン派」と呼ぶのがふさわしい。現在でもエジプトの総人口の1割程度の信者がいると推定されている。（三代川寛子「コプト・キリスト教徒―国民かズィンミーか」（別表３－２）、187－188頁。）

⒀ 「アムル・イブン・アースによるエジプト征服後、ムスリムの姿勢は「ウマルの条約」により長期間ビザンティン支配下で享受されなかったコプトの宗教的身分を保障した」（アティーヤ『東方キリスト教』、123頁）。本稿では先に「ウマルの条約（ウマルの誓約）」の成立時期について、太田敬子「ナジュラーン1」および「ナジュラー

態[22]やワクフ制度の活用事例[23]などを解明し、イスラーム国家においては本来、シャリーア（イスラーム法）の適用範囲外とされるズィンミーが、実際には国家の政策によって事実上、容認されていたことを明らかにした。

松田の一連の研究はマムルーク朝下のズィンミーが国家の統治機構により、その法的地位が確保され、かつ日常生活においても概ねムスリムと変わりがなかったことを具体的事例に基づいて明らかにした点において、我が国のズィンミー研究に新たな成果をもたらした。今後のさらなる研究の進展に期待したい。

おわりに

我が国のズィンミー研究について、オスマン帝国以前の時代を取り扱った研究から初期イスラーム時代を中心とした三つの研究（別表１－１,２,12)、およびマムルーク朝のキリスト教社会を対象とした二つの研究（別表１－５,９）を取り上げた。また、個別の研究の隙間の時期についてはアティーヤの『東方キリスト教』を参考とした。

これらの先行研究は、イスラーム国家のズィンミー政策がムハンマドや正統カリフの生きた初期イスラーム時代の伝承をもとにアッバース朝期に形成され、マムルーク朝においてはそれが典拠とされていたこと、またマムルーク朝のズィンミー政策は一貫してズィンミーの行動を規制する内容であったが、ズィンミー全体としてはシャリーアの適用を受け、その法的地位が保護されていたことなどを明らかにした。これら一連の研究は我が国のズィンミー研究に意義ある成果をもたらしたといえるだろう。また同時に現代のイスラーム社会を考える上においても貴重な示唆を与えていると言えないだろうか。

最後に本稿は初期イスラーム時代のズィンミー研究を中心に取り上げたが、オスマン帝国期を取り扱った研究など、今回取り上げなかったものについては今後の課題としたい。

註

(1) たとえば、林佳世子「イスラーム史研究と歴史史料」：林佳世子・桝屋友子編『記録と表象　史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会、2005年、22－25頁など。

辻は同法令の発布以降に起こったムスリムのズィンミーに対する暴動の実態が法令のズィンミー規制内容に沿った形であったことから、ムスリムの暴動が実質的に法令により正当化され、同時にその規制の内容がエジプト社会に浸透していったと分析する。また当該法令がその後に発布されたズィンミーを規制する法令と類似することから、同法令がマムルーク朝のズィンミー政策の規範となったと指摘する。

辻は14世紀におけるコプトのイスラームへの大規模な改宗について、「衣服規制を始めとする差別や教会破壊による礼拝場の喪失といった日常生活における行動の制限が官僚以外の一般のコプトをも改宗へと導いた」[17]と推論している。また同時に当該研究を通じて「本来は伝承に過ぎない「ウマルの誓約」が実際の契約として確認された」[18]と述べている。

当該研究はマムルーク朝のズィンミー政策が1301年の法令以降、継続性を伴った内容であったこと、またそれは一貫してズィンミーの行動規制を図り、彼らの待遇を悪化させる一因となったことなどを明らかにした点で意義のある研究といえよう。

第五章　聖カテリーナ修道院文書とズィンミー

さて、マムルーク朝期のズィンミー社会（キリスト教社会）の研究については、キリスト教の修道院に伝来する古文書史料からそのありようを具体的に明らかにし、我が国のズィンミー研究に新たな領域を切り開いた松田俊道による一連の研究『聖カテリーナ修道院文書の歴史的研究』[19]（別表１－５参照）に注目したい。

松田はエジプトのシナイ半島に位置するキリスト教の聖カテリーナ修道院に残されていた古文書（以下、『カテリーナ文書』と表記）をもとに中世エジプトのズィンミー社会を具体的事例でもって明らかにした。

なお、聖カテリーナ修道院は先述のカルケドン公会議（451年）により、コプトと分かれたカルケドン信条を遵奉する皇帝派の教会（正教会）[20]である。ただし、『カテリーナ文書』には皇帝派以外にもコプトやヤコブ派のキリスト教徒に関する史料も含まれる[21]。

松田は『カテリーナ文書』からズィンミーによるマザーリム制度の利用実

（地租）」の納税義務を課す[13]。その後、コプトへの徴税は強化され、ウマイヤ朝からアッバース朝までの２世紀の間、この傾向は続くが、疫病や失政によりコプトの貢納力が低下したにもかかわらず、強化された徴税はコプトによる反乱をたびたび招く。特に831年、アッバース朝マームーン時代に起きたバシュムル暴動（バシュムールの反乱）は最大規模であった[14]。

とはいえ、概ねコプト教徒はウマイヤ朝およびアッバース朝を通じ、政府から信教の自由は保障され、同時に行政職も独占し続ける。この傾向はアッバース朝から独立し、エジプトを支配したトゥールーン朝やその後のイフシード朝、ファーティマ朝に至るまで続く。特にファーティマ朝ではカリフ、ハーキムによる大迫害を除けば、コプトは繁栄を謳歌する。

しかしながらこの傾向は十字軍の到来により変化し、ファーティマ朝は戦費調達のため、コプトへさらなる重税を課す。しかし、その後ファーティマ朝に代わり、アイユーブ朝を樹立したサラーフッディーン（サラーフ･アッディーン）は、エルサレム攻略による対十字軍の勝利によりコプトへの不寛容政策を転換させ、コプトは繁栄を取り戻し、次のマムルーク朝期を迎える。

第四章　マムルーク朝とズィンミー政策の転換

さて、先に見てきたとおり、エジプトへのイスラーム到来以降、紆余曲折はありつつも、概ねコプト教徒はズィンミーとしての納税義務を果たすことにより、宗教的身分を保障され、同時に歴代政権の行政職を担うなど、繁栄を謳歌していた。しかしながら、そうしたコプト教徒がマムルーク朝期の14世紀半ばに信者数が「人口の一割程度に激減」するに至るが[15]、その原因について、従来の通説を批判し、その具体的要因や内容について考察したのが、辻明日香の研究「マムルーク朝エジプトにおけるズィンミー政策の転換－1301年の法令を中心に－」（別表１－９参照）である。

辻は通説がイスラーム到来後の「10世紀においてもエジプトの人口の五割程度」いたコプトが14世紀に激減する原因として挙げる「ズィンミーを改宗に追いやるような社会的圧力」[16]については具体性に欠けるとして退け、マムルーク朝ナースィル政権によって発布されたズィンミーに対する1301年の法令に注目し、その意義やそれが当時のエジプト社会に与えた影響を分析した。

政府の政策を法学的に正当化しようという学者たちの努力が見られはじめ」[9]と述べており、ウマルの誓約はアッバース朝期に作られた偽伝承とする辻の説がさらに補強されるといえよう。

第三章　イスラーム統治下のコプト教徒

我が国の初期イスラーム時代のズィンミー研究については太田や辻の研究などが見られるが、それに続く時代においてはさほど進んでいない。しかしながら、近年、邦訳ではあるが、ズィンミー自身の手による優れた著作が刊行された。アズィズ・S・アティーヤ著、村山盛忠訳『東方キリスト教の歴史』（教文館、2014年：原題Aziz S.Atiya, A History of Eastern Christianity,London,1968：以下、アティーヤ『東方キリスト教』）である。本著は初期イスラーム時代に続くズィンミーの歴史を把握するため、またとりわけ、後にエジプトのマムルーク朝のキリスト教社会（ズィンミー）を取り扱った研究を取り上げるにあたり極めて重要である。以下、基本的に本著に拠りつつ、現地のエジプト人に広まったコプト・キリスト教の歴史について確認しておきたい。

原著者のアティーヤはエジプトのズィンミーの子孫たるコプト・キリスト教徒の一人であり、中東史の研究者である。後に触れるエジプトのキリスト教修道院（聖カテリーナ修道院）に残されていた古文書を整理、分類するなど、コプトをはじめとする東方キリスト教史や中東史研究において大きな功績を残している[10]。また、翻訳者の村山盛忠は牧師としてキリスト教の伝道に携わる一方、エジプトのコプト福音教会で宣教師として働いた経験を持つ[11]。その様子は村山の『コプト社会に暮らす』（岩波新書、1974年）に詳しい。

エジプトのキリスト教の歴史はローマ帝国時代に遡り、2世紀頃にはエジプト全土に広まる。カルケドン公会議（451年）により、エジプトのキリスト教会は二つに分裂し、カルケドン信条を遵奉する皇帝派とカルケドン信条を拒否したコプトに分かれる[12]。

エジプトへのイスラームの到来は第2代カリフ、ウマルの時代とされる。642年、エジプト全土を支配下に置いたアムル・イブン・アース（アムル・ブン・アルアース）はビザンツ時代のギリシア人役人に代わり、コプトに行政管理を委ね、同時に宗教的身分を保障する代償として「ジズヤ（人頭税）」と「ハラ―ジュ

ラーンのキリスト教徒（ズィンミー）との関係について、特にウマルが彼らにアラビア半島から退去を命じた異教徒排除政策とその影響を考察している。

太田はウマルのズィンミー政策について、その背景にイスラーム政権の周辺地域（シリア、イラク）への遠征軍の強化とアラビア半島内における不穏分子の排除があったとし、その政策の一環として、ムハンマド以来、協力関係を結んでいたナジュラーンのキリスト教徒（ズィンミー）の排除が行われたとする。太田はここにズィンミー政策の大転換がなされたと指摘し、このときのウマルの政策を「後世のイスラーム国家における異教徒政策やシャリーア（イスラーム法）における非ムスリムの処遇規定の基礎をなす」[8]と述べる。

太田の一連の研究はムハンマドとその後の正統カリフ時代に遡って、イスラーム国家におけるズィンミーの法的始原と後代のイスラーム諸政権が異教徒統治政策の理論的根拠とするナジュラーンのキリスト教徒（ズィンミー）との安全保障契約について、諸史料や先行研究を詳細に分析、検討し、初期イスラーム政権におけるズィンミー政策を具体的に明らかにした点で非常に重要な研究といえよう。

第二章　ウマルの誓約と伝承の成立について

初期イスラーム時代におけるズィンミー研究において、次に注目すべきものに辻明日香の研究「ウマルの誓約:伝承の成立」（別表１－12参照）が挙げられる。当該研究は後代のイスラーム国家がズィンミーの統治政策において、必ずその典拠とし、またイスラーム法学者やズィンミー研究者も必ず取り上げるウマルの誓約について、先行研究や伝承過程を多角的に検証し、イスラーム国家のズィンミー政策の根幹を追究した点で非常に重要である。

辻はウマルの誓約の性格と成立時期の検証のため、伝承経路の観点から分析を行い、4系統ある伝承経路を整理、検討した結果、誓約はアッバース朝期に創作され、現在の形になったと結論づける。またそれが偽伝承であるがゆえにアッバース朝期のズィンミーの位置付けを現わしていると指摘する。誓約の真偽やその成立時期については未だ諸説あるものの、説得力のある考察といえよう。

なお、これに関連して先述の論文「ナジュラーンⅡ」において、太田は「アッバース朝初期は特に彼ら（ナジュラーンの民＝ズィンミー）に対するムスリム

近年における我が国のズィンミー研究の動向の把握を試みた。本来なら表に挙げたすべての研究に言及しつつ、網羅的に分析すべきところであり、ここに言及しない文献にも個別に貴重な内容を含むものは多いが、イスラーム統治下のズィンミー社会形成に直接かかわるものという基準で厳選し、その理解を試みた。

第一章　ムハンマドとナジュラーンの人々

イスラーム最初期のズィンミー研究の中で特筆すべきは、太田敬子による「ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題(1)－使徒ムハンマドの異教徒政策の伝承とその影響－」（以下、「ナジュラーン１」と表記。別表１－２参照）および「同(2)－アラビア半島からの退去令の時代背景と影響－」（以下、「ナジュラーンⅡ」と表記。別表１－１参照）である。

太田は「ナジュラーン１」において預言者ムハンマドの時代を取り上げ、ムハンマドがナジュラーン地方（アラビア半島南西部）のキリスト教徒と初めてズィンマを交わしたとされる伝承とその影響について考察した。次いで「ナジュラーンⅡ」において、ムハンマド没後の正統カリフ時代にムハンマドとの契約により庇護されていたズィンミー（ナジュラーンのキリスト教徒）が第２代カリフ、ウマルにより居住のアラビア半島から退去させられた事例を取り上げ、その背景と後代に与えた影響を分析している。

このうち、「ナジュラーンⅠ」ではムハンマドが史上初めてナジュラーンのキリスト教徒に与えたとされるズィンマについて、その成立過程と内容の検討を行い、安全保障契約に関する先行研究の問題点について、ナジュラーンのキリスト教徒のズィンマとは全く別の契約[7]がその時期や内容に矛盾があるにもかかわらず、両者が混同されていることを指摘し、次いでムハンマド以降に成立した各史料からムハンマドとナジュラーンのキリスト教徒（ズィンミー）の間で成立したズィンマの契約書の後半部分（「利子の禁止」および「利子を取った場合によるズィンマの撤回」）が契約の成立後に追加、挿入された可能性を指摘し、それが後代のウマルによって発令された、ナジュラーンのキリスト教徒（ズィンミー）に対する退去命令を正当化する重要な典拠となったと述べる。

次に論文「ナジュラーンⅡ」ではムハンマド没後のイスラーム政権とナジュ

学界動向

近年の我が国のズィンミー研究の動向

―初期イスラーム時代を中心に―

上　継　　登

はじめに

近年のイスラーム史研究、とりわけ西アジア史においては文書の整理や公開が進み(1)、またイスラーム古典原典の翻訳や刊行が相次ぐなど、原典史料の研究も進捗している(2)。筆者は我が国のイスラーム史研究の動向について、ムスリム（イスラーム教徒。以下、ムスリム）とともにイスラーム世界を形成するズィンミー(3)に着目し、近年の我が国のズィンミー研究についてその整理を試みた（別表参照）(4)。

ところでズィンミーとは何を指すのか。『クルアーン（コーラン）』に次いで重要なイスラームの聖典である『ハディース』によれば、それはユダヤ教徒やキリスト教徒、ゾロアスター教徒、それに非アラブ系住民などを指し、豊かさに応じた納税義務などを負うとされている(5)。またそれは預言者ムハンマドがアラビア半島内の異教徒にズィンマ（庇護、安全保障契約）を与えたことに始まるとされている(6)。

我が国のズィンミー研究はオスマン帝国期については非常に盛んであるが（別表２参照）、ムハンマドが生きた勃興期から東西に征服地を拡大する初期イスラーム時代についてはそれと比較して進展していない。しかしながら、イスラーム史全体を把握するため、ひいては現代のイスラーム世界を考察するためには、イスラームの発祥から拡大期においてズィンミーがどのように取り扱われたのかという研究は非常に重要と考える。

そこで、オスマン帝国期以前の時代を対象とした研究（別表１）の中から、初期イスラーム時代を中心に研究動向の指標と思われるものをいくつか選び、

奈良大学史学会よりのおしらせ

現在、『奈良史学』のバックナンバーを奈良大学図書館のレポジトリで公開（論文等の全文をデータベース化してインターネットで公開すること）するための作業が進められています。

既刊号ご執筆の方には、公開にあたってのご了承をいただくため、図書館から個別にご連絡を差し上げておりますが、未着の方もいらっしゃるかと存じます。もし、未着の場合は、奈良大学図書館へご連絡いただきますようお願いいたします。とくに、公開に支障のあるという方は、その旨をご一報ください。

また、デジタル化による公開はこれからも継続しておこなわれますので、今後本誌にご寄稿されます方は、レポジトリでの公開につきまして、あらかじめご了承ください。

NARA JOURNAL OF HISTORY

NARA SHIGAKU

No. 33 2016

CONTENTS

Articles

Reevaluating Shijyo-gawara in Medieval Kyoto
…… Mamoru SHIMOSAKA 1

Shrines and Jinnins in the Suburbs of Kyoto: Hyuga-Shinmeisha in the 19th Century
…… Norio MURAKAMI 24

Supplement to "Introduction to the Studies of the Luoyang City in Wei-Jin period"
…… Kazuki TANAKA 48

Research Report

The Investigation Outline in Kebara, Yamazoe-mura, Yamabe-gun, Nara Area in 2014
…… Masayoshi KAWACHI 67

Academic Trend

The Recent Trend of the Dhimmy Studies in Japan: Especially on the Early Islamic Period
…… Noboru UETSUGU 104(1)

Department's News 73

Edited and Published
by
THE NARA DAIGAKU SHIGAKUKAI
(The Historical Society of Nara University)
Office : 1500 Misasagi, Nara 631–8502, JAPAN